

フィリピン

フィリピン共和国

面積 30万km²

人口 4635.0万人 (1978年推計)

首都 メトロ・マニラ

言語 フィリピン語 (タガログ語) (ほかに公用語として英語)

宗教 ローマ・カトリック教 (ほかにフィリピン独立教会,

政体 共和制 L回教, プロテスタント)

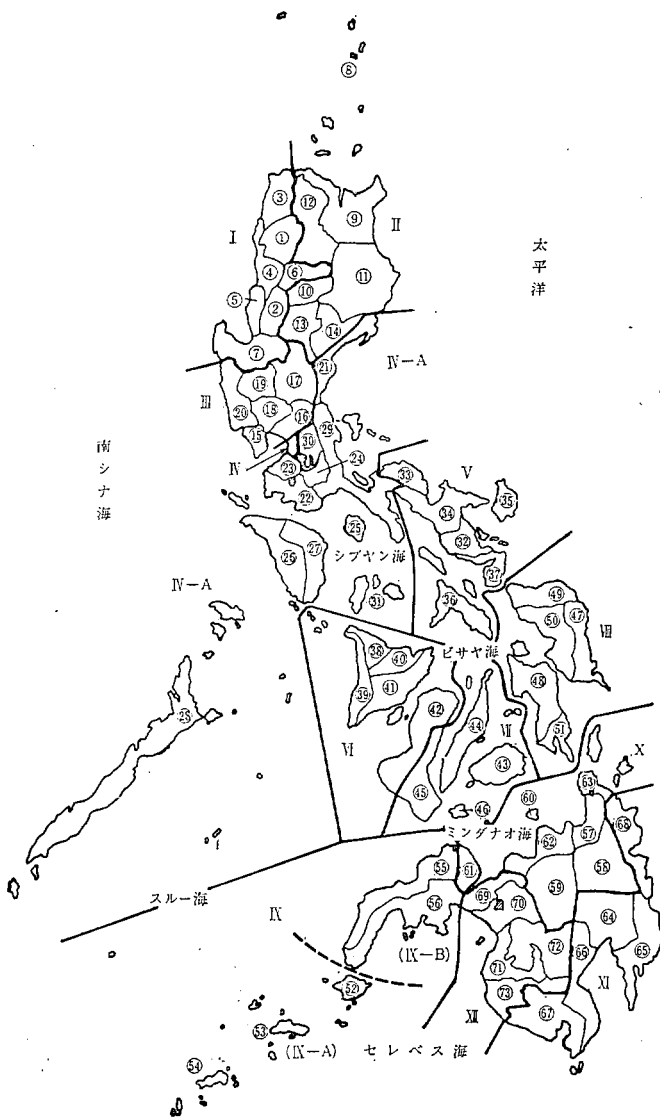
元首 フェルディナンド・E・マルコス大統領

通貨 ペソ (70年2月21日以後変動相場制。

78年平均中心相場 1米ドル=7.3658ペソ,

IMF 平価は 1米ドル=3.90ペソ。)

行政区分 (13地方, 73州)



I - イロコス

- ① Abra
- ② Benguet
- ③ Ilocos Norte
- ④ Ilocos Sur
- ⑤ La Union
- ⑥ Mountain Province
- ⑦ Pangasinan

II - カガヤン渓谷

- ⑧ Batanes
- ⑨ Cagayan
- ⑩ Ifugao
- ⑪ Isabela
- ⑫ Kalinga-Apayao
- ⑬ Nueva Vizcaya
- ⑭ Quirino

III - 中部ルソン

- ⑮ Bataan
- ⑯ Bulacan
- ⑰ Nueva Ecija
- ⑱ Pampanga
- ⑲ Tarlac
- ⑳ Zambales

IV - マニラ首都圏

- ㉑ Aurora
- ㉒ Batangas
- ㉓ Cavite
- ㉔ Laguna
- ㉕ Marikina
- ㉖ Occidental Mindoro
- ㉗ Oriental Mindoro
- ㉘ Palawan
- ㉙ Quezon
- ㉚ Rizal
- ㉛ Romblon

V - ビコール

- ㉜ Albay
- ㉝ Camarines Norte
- ㉞ Camarines Sur
- ㉟ Catanduanes
- ㊱ Masbate
- ㊲ Sorsogon

VI - 西部ビサヤ

- ㊳ Aklan
- ㊴ Antique
- ㊵ Capiz
- ㊶ Iloilo
- ㊷ Negros Occidental

- ㊸ 中部ビサヤ
- ㊹ Bohol
- ㊺ Cebu
- ㊻ Negros Oriental
- ㊼ Siquijor
- ㊽ 東部ビサヤ
- ㊾ Eastern Samar
- ㊿ Leyte
- 1 Northern Samar
- 2 Samar
- 3 Southern Leyte

- 4 西部ミンダナオ (IX-A)
- 5 Basilan
- 6 Sulu
- 7 Tawi-Tawi

- 8 (IX-B)
- 9 Zamboanga del Norte
- 10 Zamboanga del Sur
- 11 北部ミンダナオ
- 12 Agusan del Norte
- 13 Agusan del Sur
- 14 Bukidnon
- 15 Camiguin
- 16 Misamis Occidental
- 17 Misamis Oriental
- 18 Surigao del Norte
- 19 南部ミンダナオ
- 20 Davao
- 21 Davao Oriental
- 22 Davao del Sur
- 23 South Cotabato
- 24 Surigao del Sur
- 25 中部ミンダナオ
- 26 Lanao del Norte
- 27 Lanao del Sur
- 28 Maguindanao
- 29 North Cotabato
- 30 Sultan Kudarat

(注) 数字は州名を示す

1978年のフィリピン

—「正常化元年」の明暗—

暫定国民議会のスタート

暫定国民議会選挙 マルコス大統領は4月7日、戒厳令以来はじめて（ほぼ6年ぶり）国政選挙を実施し、広く民意の選択を経た「正統性」の基礎を政権に与えることに成功した。暫定国民議会（IBP）選挙の結果は、地方別公選の165（未定8）人中、野党としては地方政党の14人の進出を許したのみで、与党「新社会運動（KBL）」が圧倒的多数を制した。その他、職能別選出議員、閣僚からの任命議員を含めれば与党の優位はますます決定的となる。特に合法的政権への信認を賭ける天王山となった首都圏では、獄中の政敵アキノ元上院議員の率いる野党連合「ラバン」の猛追を斥けた。

暫定国民議会の開会（6/12）を期してフィリピンの政治は議院内閣制に移行した。マルコスは大統領兼首相に就任し、各省長官は大臣となった。ただしマルコスみずから、「大統領制・議院制混合政体」と認めるように、議院内閣制は形式面にとどまっている。マルコスは依然35年憲法の大統領とともに新憲法下の大統領兼首相の権限をもち、戒厳令下ではひきつづき立法権を行使できるのである。運営が軌道にのるまで大統領がIBP議長を続けたし、常任委員長は各省大臣が占めている。IBP議員は76年の改憲によって条約承認権を奪われただけでなく、審議が順調でなければ大統領令で立法するとたえず圧力をかけられている。精々、「大統領による立法から立法機関による立法への秩序ある移行過程」への第一歩にすぎない。

IBPの選挙一成立を中心とした1978年の政治過程には、マルコスのいう「正常化」路線のもつ二面性とその相克が鮮やかに現われた。合法性を獲得すべくできるだけ自由化の形式を実現しなければならない、他方、築き上げてきた権力の基盤が自由化によって崩されてはならない——この相

矛盾する2要求のバランスの上に政治が進められた。

マルコスみずから「権威主義から自由主義への移行」と認めるように、今までの独裁制そのままでは、対内的にも対外的にもやっていけないところにきていた。戒厳令下で社会経済的改革にみるべきものがあつたとはいえ、国民の間の政治的自由への渴望は、今次選挙でマニラにおけるラバン派のエネルギー噴出と大きな支持獲得に現われている。寄せ所帯のラバンは、ただ戒厳令批判、政治的自由要求で、選挙干渉下で4割の投票を得たのである。基地協定改訂を達成して米比関係を安定させるべきとき、議会を中心とする米国側のマルコス政権不信、その人権抑圧への不快表明もたえず行われている。自由化は大幅で、特に劇的なものでなければならなかった。アキノの獄中立候補はもとより、長時間のTV出演—無削除放映までが許されたのはこのような事情による。

他方、権力維持のため、自由化の反面で何重もの安全装置が施されている。このためのマルコスのあくまでも慎重な、まさにリーガリズム的やり方は、戒厳令以来IBP選挙実施に至る道程でも明らかであった。議院制を決めた73年憲法のうち、その経過規定である暫定国民議会開設を76年の改憲で一旦IBP（英訳では同一名称）に改めてから実行に移し、その間立法諮問議会なるものを設けて時を稼いだのである。今次選挙でも、まず立法諮問議会における選挙法制定で、フィリピン政治史ではすでに1940年代に葬られていた政党ブロック式投票方式を強行採用した。選挙戦では、(1)野党への反共攻撃とともに「外国政府の介入」非難が終始行われ、(2)各バランガイに開発資金をばらまいて利益誘導し、(3)野党開票立会人の排除など選挙干渉の幾多の事例が外国報道で明らかにされ、(4)これに対する抗議運動に破壊活動とのつながりを指摘して弾圧を加えた。開会したIBPでも与党

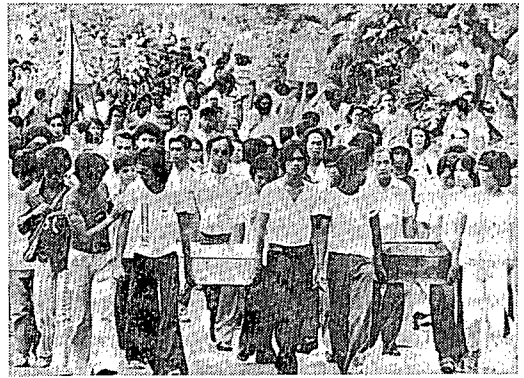
の圧倒的多数、憲法上の大統領・首相の絶対的権限、を擁しながら、二言目には大統領権限をちらつかせてIBPの抵抗を挫いている。さらに一応立法権をIBPに譲った形であるが、その前夜には実に211~212本の大統領令を発し、しかもその内容の発表は何カ月もおくられて断続的になされている点、適直6月11日付で発令できるようブランクの大統領令が用意されていることを推察させる。

正常化は他のいくつかの措置、軍事裁判の一般裁への移管、政治犯の大量恩赦などとして進行しているが、その実施はやはり慎重な計算のもとになされている。戒厳令6周年演説中の、軍接收企業の民間返還などは今のところ、具体的姿をとっていない。

反政府勢力の立場 今のところ政権維持のための自由化制約の面が目につくが、限定的であれ自由化のおもむくところ、政権を脅かすものに育って行く可能性も否定できない。各種反政府勢力もそれぞれ微妙な影響を受けることになった。

まず旧野党リベラル党はIBP選挙に当り、ブロック投票方式の廃止など10項目の要求を提出し中心的な3項目が拒否された時点で、戒厳令下で公正・清潔な選挙は期待できないとして不参加の態度を決めた。ただし党員がラバンなど野党連合に参加して立候補することを認め、事実アキノはじめ多くの指導者が参加した。マルコスの策略にはまって党として参加しマルコス政権の合法化に手を貸すのは避けたいが、特に殉教者的なアキノを押立て、選挙戦を戒厳令政権批判の絶好の場として利用することは可能と考えたのである。

マニラでの決戦で有望と伝えられたアキノが与党の議席独占の前に次点に終るなど、結果はある意味でリベラル党指導部の先見性を示したとも言える。しかしともかく踏み出された正常化が進んで行けばジレンマに立たされることになる。マルコスによる正常化=マルコス政権合法化としても「非暴力」をかかげる以上、当面これ以外の正常化の道はあり得ない。しかも絶対少数党のビサヤ連合やミンダナオ同盟の議員に限られた自由の範囲で奮闘ぶりを示している。地方選挙が来年実施と伝えられるなど正常化の次の段階が迫る中で、有効な態勢をとるべく野党勢力の結集をはかる気



マニラで不正選挙抗議デモ(4月)

運になるのは当然であろう。8月ラバンのタニャーダ党首は「反マルコス勢力の大同団結」を訴え、それは戒厳令記念日の頃、マカパガル元大統領の、ラバン、リベラル党など野党勢力を結集した「民主・自由を求める国民連合」の結成発表で実現した。政綱は民主・自由の即時回復をうたっているが、マカパガルの言明と伝えられるものは「少くともマルコス以後は」として戒厳令解除を要求するなど、著しく柔軟な調子となっている。

一方、今次選挙の首都圏攻防の中で主役を演じたアキノは6月はじめ、政府首脳との間で交渉を重ねた末、恩赦一米国亡命の申請を提出し、結局それが無視されたことにより、従来もっていた殉教者のイメージを半ば失った。逆の意味で正常化気運の情勢を読み誤ったものであろう。

他方、与党KBLに参加した旧与党ナショナリスト党の指導者は、マルコス支持の前提で出発しながら独自色を強めている。トレンチャーノ、ラウレル両議員はミンダナオを残した戒厳令の部分的解除を提唱、また前者はKBLのイメルダ夫人副首相擁立の動きの中で批判的態度を持ち(8月)、後者は大統領制復活への改憲決議案の音頭をとった(10月)。さらにその兄ホセ・ジュニアは、暫定的政治同盟であるKBLは正常化に向っている今、解散し政党制復活に道を開くよう大統領に呼びかけた(10月)。いずれもマルコスの描く正常化の道に修正を迫っているものである。

雑多な反政府運動の連合となったラバンには学生・労組など大衆運動活動家が流れ入ったが、その多くは選挙後の弾圧の中で亡命や地下潜行を余儀なくされた。70年以来獄中にあった；急進派の

タヤグ愛国青年団書記長は、「大統領の和解と国民統一の呼びかけに応える」として罪状を認めた。さらに共産党／新人民軍は北ルソン、東ビサヤ、ミンダナオで交戦事件が伝えられ、特にカガヤン地方ではチコ川ダム計画をめぐる少数民族の闘争への浸透など勢力回復を重視する向きもあるが、政府発表で2000人程度が各地に散在している程度で、当局も今では直接的脅威とは見ていない。

最大の反政府勢力——回教徒の場合ではどうか。前年後半休戦が破れて以来、断続的に襲撃事件等が継起しているが、これも政府の言う「制御可能」の局面と見られる。ダカールのイスラム会議(4月)はミスワリの主導権を確認したというが、MNLF 指導部にはリビアを背景にもつミスワリ(タウソグ族)派とカイロに支持されるサラマト(マギンダナオ族)派との抗争、さらにバンサ・モロ解放機構(BMLO、サウジ・アラビアが基盤)に拠る旧政治家たちの独自の動きがある。前年のサバ領有権放棄やASEAN連帯でマレーシア関係も好転しており、政府に国際的圧力を気にしたり和平交渉再開を急ぐ気配はない。ミスワリの「紛争のミンダナオ外への拡大」という警告(10月)は現実的裏付けあるものとは見られず、むしろ最近の石油探査活動活発化に伴うパラワン沖への飛火の方に現実的可能性があろう。結論的に言ってミンダナオ紛争は、MNLFがなお2万の勢力を有し、たえざる流血の源となつてはいるものの、政治的安定をゆるがす程のものとは言えず、むしろ今や、マルコス自身のたびたびの言及が示すように、情勢安定化にもかかわらず戒厳令を解除しなはずす唯一の根拠になっているように思われる。

正常化路線の行方 今後の正常化のステップとして正規の国民議会がIBPにとって替るのはいつか。特に正常化の終着駅である戒厳令解除はいつのことになるのか。「年末予定の地方選挙前でも戒厳令解除の可能性を検討しよう」(2/7)とか、「南部の反徒問題の解決次第だが、1、2年以内に有望だと確信する」(9/29)とか期待を持たせはするが、マルコスはもちろん明らかにしていない。ただ一つ確実に言えることは、権力を安全に保持しつつ正常化への軟着陸をはかるマルコスは、安全でなければ次の段階へ進もうとはしないことで

あろう。可能な限り時を稼ぎ、これらの日程を先に引き伸ばすことになる。事実、「IBPの事業が1、2年で達成できると考えるのは非現実的」(開会演説)とも述べている。

確実に次に進むための基盤としては、正常化を担う政党組織 KBL、戒厳令下で培った経済界勢力、改革の担い手—官僚組織など、いろいろあるが、何といても軍が決め手である。軍の勢力はこれらの組織と人的に重複もしている。回教徒紛争が、自治制度整備などで正常化が進められるにせよ、完全解決の形でなく残されて行く形勢は、戒厳令解除の展望を遠くし、軍の影響力も保持されることを予想させる。

正常化過程は後継者問題をも呼びおこした。マルコスは8月、今までの集団指導的形態の後継者指名に代えて、大統領職をIBP議長が、首相職を副首相が継承するルールを発表した。ただちに大統領夫人イメルダを副首相に推す動きが、地元腹心からあがり、KBLの大勢となった。マルコスは波紋の大きさもあって、国民の意向次第と慎重な態度を見せたが、夫人自身受諾意思を示している。何よりも首都圏知事—IBP議員選出一環境居住相就任と続く権限拡大に加え、従来からの特に対外関係での大統領権限の代行は、客観的には夫人が完全に副首相の役割を演じていることを示す。しかも11月、大学を卒業したばかり、弱冠21歳の統領長男が大統領補佐官に就任、大衆団体とはいえ官製の翼賛青年団であるKB(700万人を組織)の会長として活躍している長女と合わせ、マルコス一家で権力機構の要所を固める形勢となっている。この関連で特に国軍全将兵で作るフィリピン軍人協会がイメルダ副首相支持決議をした(10/5)ことは注目される。非常時に当っては、もっとも信頼できる家族が権力を継承し、軍がこれをバックアップするという形はもっとも安全確実な形態である。戒厳令下の既得権を正常化過程で保持しようとする軍勢力の期待も当然そこにある。

しかしこれは正常化をより急ピッチに行なおうとする KBL 内の旧ナショナリスト指導者の利害と真向から対立する動きである。野党も今ではマルコス健在中の戒厳令解除は半ばあきらめている節がある。しかし後継政権まで軍勢力中心となれば「戒厳令の制度化」ということになる。ここに

ラウレル、トレンチーノら党人派が、前述の諸問題をとらえて反撃に出た理由がある。

KBL (あるいはナショナリスタ党)、リベラル党、諸野党とも当面地方選挙に向け組織整備に走り出した。地方選挙実施日程自体は、マルコスのことであり、言を左右にしまらかでない。ただし正常化のテンポと方向をめぐる対立が今の与党内部を含め激化することはまちがいのなかろう。

最後にフィリピンが今年踏み出した半議院内閣制自体も、エンリレ国防相、パテルノ工業相、タタド情報相を含め77議員もの大統領制復帰の改憲署名が集まったように、今後の最終的方向とは言い切れない。議院内閣制は、マルコスが三選禁止規定を突破するために73年憲法に導入させたもので、その役割はすでに終わっている。マルコス自身IBP 開会演説で、すでに存在する大統領制復帰論に対し、その論議の前に数年の時間を貸せば主権国家としての経験が望ましい政体をおのずから決定しよう、と述べ絶対的擁護論ではない。権限を制約されて欲求不満の議員たちから三権分立の大統領制復帰要求が声高くなるのは当然であろう。

比米基地協定改定なる

対外関係の焦点は対米基地交渉であった。大晦日、この対米関係上最大の懸案で両国は合意に達し、明けて1月7日交換公文に調印した。今次交渉の直接の起点であるフォード＝マルコス合意から数えても丸3年を要したことになる。難航しつつもともかく年内妥結に至った背景として、米側は、米中国交に至るアジア戦略再編上、在比基地の安定化を急いだし、比側にも、もちろん米国のプレゼンス期待が強い上に、経済情勢悪化に伴って妥結による経済的寄与と期待がふくらんでいた。

妥結点を検討すると、(1)基地に対する比側主権の原則的確認とその具体化である、フィリピン国旗掲揚とフィリピン人司令官の管轄権、(2)米軍の自由な軍事行動の保障、(3)基地内米軍使用面積の大幅削減、(4)5年毎の全面見直しの諸点は、年初来の高級交渉、特に5月のモンデール副大統領訪問により、比較的早く打開を見た。

最大の対立点は、(5)比側にとって主権の実質的内容である基地内刑事裁判権と、(6)基地使用料の



モンデール米副大統領の訪比

問題であった。結局10月以降、急テンポの交渉で妥結したのは次の点である。(5)では基地境界警備を比側が受持ち、米側は係争の際、被告人の兵員を適当な期間止めおく。(6)ではカーター書簡で、5年間5億ドルの軍事援助の支出を実質上約束した。マルコス大統領は、別に約7億ドルの経済援助・借金を約束されたと述べている。

今回の交渉結果は、長い基地協定交渉の歴史をふまえたタフな交渉によって比側に大きな前進をもたらした。(1)形式的側面も多いが、フィリピンの主権は大幅に拡大され、その第三世界外交は実質的基礎を固めた。(2)5年毎見直しは、現行25年間(当初は99年)の期限と対比して、今や「基地＝米国のアジア戦略のための存在」と割り切ってギブ・アンド・テークで有利な条件をめざす比側に何よりも強い足場を与える。(3)究極目標であった基地使用料の点では、援助の形式は残るが、マルコス政権に好意的でない米議会に掣肘されない、増額された軍事援助を確認できた。無償部分の安定化や、全体的増額の効果だけでなく、有償軍事援助その他防衛援助の約束は、最近米側が比側の武器調達に渋い態度であった点から、大きなプラスである。例のロムロ＝キッシンジャー合意(1975年)の「5年間、軍事・経済援助10億ドル」と比べると、「その他約束7億ドル」は確実性の点で疑問も残るが、基地外遊休地の開発協力の了解もあり、かなりの実質は得られたのであろう。

しかし妥結に至るまでのこの1年、特に争点の裁判権、使用料をめぐる攻防は両国関係をこれまででない冷たいものとした。米国議会の、はかどらない正常化に対する苛立ちは、原発汚職批判、

軍事援助減額、114議員の警告文署名、訪米した大統領夫人との激論を生み、また訪比のモンデールは反政府派との接触を取てした。他方フィリピン側も、米側の「人権」攻勢を、「外国の選挙干渉」、「精神的帝国主義」呼ばわりし、フィリピン・センター警官侵入事件などをとらえ反撃した。各種大衆団体の基地撤去要求などの世論操作も行なわれた。原発輸入や軍事援助問題では、イメルダの訪ソ(7月)や、フィリピン訪比(10月)をとらえ、ソ連の肩代りさえちらつかせて牽制した。

モンデール訪比と8月のASEAN・米協通を通じ、米側は砂糖・タバコを除く比側関税引下げ要求、新繊維協定で譲歩し、代りに81輸出品目への譲許を得た。二国間の大きな通商上の懸案はなくなった観はあるが、米側の投資政策安定化要求、比側の追加的貿易譲許要求を中心に、新しい通商取決め交渉が展開されている。

この関連で注目される日比条約交渉も、対比特恵関税、ASEAN 域内関税への最恵国待遇不適用など原則的対立が解けず、1月、現行条約を1年間再延長した。通商活動そのものに支障はないが、対日輸出停滞と円高効果による入超幅の急拡大に比側の苛立ち一対日非難は強まりつつある。

ASEAN における経済協力は、商談所など民間も含め、各種の分野・レベルでひきつづき拡大した。特に8月、初の対米閣僚協議ではASEANのスポークスマンの役割を果たした。

この年は、中国、カンボジアおよびソ連、ベトナム両陣営のASEAN各国に対する接近・誘引工作の集中した年であるが、フィリピンはそれぞれ、善隣関係・平和共存促進と、対立関係でのバランス維持の慎重な対処を示した。中国とは李先念副首相(3月)訪問はじめ、経済・科学・技術協力の各種交流が発展したが、ソ連とも大統領夫人の訪ソ、フィリピン外務次官訪比が行なわれた。ベトナムからのチン外相(1月)、ドン首相(9月)訪問に対抗し、カンボジアは10月サリ副首相を送った。比側対処には平衡感覚が働いているが、後者との共同声明には「東南アジアにおける覇権反対」が盛り込まれ、インドシナ紛争悪化への警戒を表明した。また米中正常化に当っては、国家安全保障・外交政策・最高軍事三者合同会議を緊急召集した。「東南アジアの安全を促進する」との公式

態度となったが、隣接する台湾への米国の約束の放棄、先立つ日中平和条約、ソ越条約とのからみで域内情勢の発展にかなりの緊張を示している。

つづく経済不振

内外の悪条件が重なり78年の経済成長率は前年を下回った。しかし従来からの政府投資に加え民間の投資が急速に回復に転じ、加工品輸出も順調に増加、下期には一部の主要一次産品の市況も幾分回復し始めた。政府当局はこれらに加えて観光収入や海外出稼送金の増加に国際収支改善の希望を託している。対外債務の借り替え・繰り延べ等によって債務返済圧力のピークを2、3年先に延ばした政府は、この間の国際収支の黒字達成を計画し、輸出促進措置を強化した。

更に大統領は目標を下回る成長低迷と79年の原油値上げに直面して製造品の輸出拡大、地場エネルギーの開発促進、政府経常費の5%削減等の景気対策を指示した(11月)。成長目標の下方修正は必至で、政府は大型プロジェクトの実施時期を含め開発計画を見直し、79年の成長目標7.5%を7%に引下げた。だが強力な内在的發展要因を欠く現在、その成長は依然として先進諸国の景気かんに依存している。この面で若干の改善は見込まれるが、79年の経済は今年と同じく長期借入に依存しながら(5億ドルの純増に押える計画だが)同程度の貿易赤字を伴う投資主導型になるとみられるから、上記修正目標の実現も難しいであろう。

生産活動 速報によれば、78年のGNP成長率は名目で12.5%、実質5.8%で、後者は前年の6.3%に続き2年連続低下し、5カ年計画目標を下回った。実質国内総生産(GDP)は6.2%から5.8%に、国民所得は6.4%から4.5%に低下した(主要統計参照)。また1人当たりGNPは2.8%、個人消費支出は4.1%から5.0%に上昇した。

前年より高い成長を記録した産業は、建設、公益事業、商業、サービス業のみで、他は製造業を除きGDP成長率を下回った。成長低下の主因は、引き続き一次産品市況の低迷と不順な天候にあった。このため農業の成長率は5.0%から4.3%に下った。穀米生産は78年度690万トンで、増加率

は4.8%から6.8%に回復し、マレーシア、インドネシア等に8.9万トン輸出された。10月の連続台風で中部ルソンは約53万トンの損失を被ったが、他地方の豊作で雨期作455万トン、0.8%増と前年水準を維持し、79年1月末の在庫は26万トン増の145万トンに達した。砂糖は市況低迷と作付転換で実質粗生産額は8.4%、コプラはヤシの木の老齢化もあって8.1%それぞれ引き続き減産した。とうもろこし、バナナ、その他作物はそれぞれ12.1%、18.5%、7.7%増産したが、全農作物の生産量指数(中銀)は前年の4.4%増から2.5%増に低下した。林業、畜産、漁業の同指数はそれぞれ4.7%増、18.4%増、0.2%減であった。

農地改革では新たに小作農の宅地も移転対象とされた。しかし農地移転事業の進展は遅く、対象小作40万0082人、農地75万0500ヘクタール、地主5万0438人のうち、78年末現在移転証書を発給されたのは、28万8553人(72.1%)、49万3475ヘクタール(65.8%)であった。他方前年10月発表された商品作物プランテーションの農地改革はまだ実情調査の段階にとどまっている。

鉱業は、銅・金・ニッケル等の市況が下期に幾分回復したが、全体では前年の16.8%増から5%増に大幅に低下した。生産額の37%を占める銅は量で0.2%、額で13.8%増加、同11%のニッケルは15.6%、27.4%それぞれ減少した。

製造業は、コスト高と個人・産業消費者の選択的購入態度のため、前年の7.5%増から6.6%増に低下した。しかし生産量指数(中銀)は3.4%から5%増に上昇した。業種では実質粗生産額で輸送機器(18.0%)、化学製品(11.2%)、飲料(8.4%)、食品(6.0%)が好調であったが、他部門特に木製品・家具等は輸出不振もあって低迷した。

建設業の6.1%から6.4%への上昇は、民間住宅投資の低増(4.6%)に対して政府建設投資が8.8%増加したことによる。公益事業の9%増は、政府重点政策である発電・電化事業の結果である。サービス業は5.3%から6.1%に上昇したが、これはホテル・レストラン業の続伸(9.3%)による。

雇用・物価 雇用指数は前年の4.5%増から1.7%増に大幅に低下し、特に農業・鉱業・製造業・建設・卸小売業では減少した。このため第1

四半期には前年同期の6.3%(首都圏19.9%)から5.7%(同10.7%)に低下していた失業率は、6月末には前年の4.9%から6.4%に悪化した。失業緩和と外貨獲得のため海外出稼は一層促進され、今年前は前年の7万に対し7.5万人が送り出され、その総数は約130万に達した。うち1~9月に約2.5万人が中東に向った。他方、消費者物価は不順な天候のため8月以降騰勢を強め、首都圏では総合で前年の7.9%から7.7%に僅かに低下、食品は8.3%、非食品は7.0%を記録した。

実質的なスト禁止下において、いくつかの労働条件改善措置が取られた。不況企業に対する物価手当支給等の免除廃止(PD 1364号)、最低賃金の引上げ(78年7月、79年と80年各5月からそれぞれ1ペソ)が決定され、首都圏工業労働者のそれは11ペソになった。その結果同工業労働者の基準賃金は名目で熟練、未熟練それぞれ12%、4%増加したが、実質では4%増、3.4%減となった。他方、組合の新規登録は206で、総登録組合数は1394(約200万人)、労働争議730件、ストライキ47件(参加者3万3195人、平均損失時間18.54)であった。

金融・財政 中央銀行は今年成長維持のため金融を拡大基調で運営した。だが最も重要な発展は前年末に発した6本の金利改革回状が効果を表わし、貸付金利の低下と同時に短資減少=預金増加となり、その結果、期待通り投資が回復し始めたことにある。更に中銀は、食糧生産、輸出等優先事業に対する公定歩合と商銀の貸付金利を引下げ、非伝統輸出品融資に対する再割引枠の50%拡大等を実施した。この最後の措置は、先進国のダンピング税適用等の保護主義的傾向に対する政策変更、すなわち従来の免税から優遇融資への奨励措置の転換の一環であって、免税諸法に基づく免税の一部撤回(PD 1352号)に対応するものである。

年末現在の通貨供給量は前年比18%、国内信用残高は23.6%、国内流動性は17.2%それぞれ増加した。普通・定期預金は25%増加したのに対し、短資取引の低い実効金利を規定した回状586号の効果で短資取引額は14%増にとどまり、年平均金利は前年の12.6%から10.7%に低下した。しかし貸出金利の引下げにもかかわらず、商銀の資本利益率は前年の11%から16%に、同時に流動性ポジ

ションも改善をみた。これは短資金利の引下げと預金利率の引上げで預金量が増加し、商銀の高利短資依存が減少したためとみられる。また商銀の総資産は29%に、貸付は前年の12.4%から32%に大幅に増加した。年初から表明されていた2.5億ペソへの商銀の第2次増資計画の実施は延期されたが、第1次計画下で資本参加したアメリカ銀行とチェース・マンハッタン銀行は今年持株30%の売却・撤退を決定した。他方、前年に開設されたオフショア銀行は16行に達し、8月末の総資産は13.4億ドルに成長し、貸付の約半分が国内の輸出入金融に振り向けられた。

中央政府現金勘定(オブリゲーション・ベース)は、歳入306億ペソ、歳出335億ペソで、それぞれ19.8%、18.1%増加したが、赤字は29億ペソと前年比3.2%増加した。借入総額121億ペソに対し純借入は47.7%増の51億ペソ(うち外国借入64%)で、年末現金残高は差引22億ペソふえて93億ペソとなった。8月成立の79年予算はオブリゲーション・ベースで、歳出総額343億ペソ(前年比13.6%増、経常222億、資本110億)に対し歳入見込みは282億ペソで財源不足は50億ペソに達する。財源確保のため16増税法(見込額4.12億ペソ)を成立させたが、不足分の65%を外国借入れで補填する計画である。

投資面をみると、実質粗国内資本形成は前年の1.3%減から8.6%増に、うち固定資本形成は2%から7.3%増に回復した。金属機械投資は前年の2.5%から30.2%増に、建設・鉱業機械投資も2.6%から10.4%に急速に回復した。1~9月の新規・既存企業の払込資本額純増は24.5億ペソと前年同期比69%増に、うち新規企業の14%増に対し既存企業の増資(62%)は23.7%増に達した。BOI認可投資は前年の減少から16.5億ペソと85.4%、うち内資(52%)は59%、外資(49%)は129%それぞれ急増した。しかし外国直接投資は1~11月で1.29億ドルと3.6%の低増にとどまった。

対外取引 外国為替収支(速報)は、総合で前年の1.64億ドルの黒字から再び5150万ドルの赤字に転じた。これは輸出の7%増に対し輸入が投資活動の回復を反映して28%も増加し、貿易赤字が14.15億ドルと前年の2倍に達したことが主因であった。その他の収支はすべて増加(合計60.5%増

の13.55億ドル)したが、貿易収支赤字を相殺し切れなかった(主要統計参照)。注目されるのは、貿易外受取のうち観光収入が1.8億ドルと71%、海外出稼送金が1.62億ドルで20%増加したことである。また中東からの送金は事業収益、同関連資財売却、労働者送金を併せて約5億ドルで、75~77年平均2.15億ドルの2倍以上となった。

通関統計によれば、輸出32.2億ドルに対し輸入は45.3億ドル、貿易赤字は13.1億ドルであったが、輸出増加は前年の22%に対し2%にすぎなかった。しかし加工・半加工輸出品のシェアは前年の35%から41%に、20%以上増加した電気機器・縫製品・機械・輸送機器等を含む非伝統輸出品のシェアも43%から49%に増加した。品目別ではココナツ製品(増加率6.7%)、林産品(15.3%)、果菜類(10.8%)、海産物(38.1%)等が増加したが、鉱産物(-2%)、特に砂糖・同製品は前年の5.3億ドルから2.2億ドルに59%も激減した。輸入のうち原油は前年の10.4億ドルから約11億ドルに、石油消費は約7700万バレルから8320万バレルに増加したと推定されている。他方、かねてから開発中であったパラワン沖のニド油田は商業規模の埋蔵量が確認され、79年初から日産4万バレル、同年は計1250万バレル(需要の約15%)の生産が見込まれている。また出油をみた他の2鉱区でも開発が急がれている。

年末中銀の外貨準備は3.75億ドル増え、19億ドルとなった。対外債務は年末現在77.8億ドルと19%増加し、対外債務返済率は前年の15%から推定18%に達した。定期借款のうち9月末現在長期は91%、短期2%であった。中銀は今年借入コスト削減のため、マニトラ等欧米26銀行団と初めての再貸付用大型一括借款5億ドルを期間10年、利率LIBOR+1%の有利な条件で(4月)、バンカーズ・トラスト等から1億ドル、東銀等から100億円(3月)計6億4300万ドルの借款を取得した。うち2.5億ドルが借り替え目的等で再貸付された。その他3月に円建債(150億円)、マルク債(1億マルク)を発行、民間数社も低利の借り替え借款を取得した。その結果9月頃にはIMFの中期信用供与条件である9.5億ドルの1~15年新規商業借款枠に達し、上記ユーロ借款6億ドルのうち1.46億ドルの再貸付は79年に延期された。

1月

3日 ▶比英租税協定批准。

5日 ▶米軍基地は勢力均衡に寄与——大統領、米議会議節団（団長、下院国際関係委アジア太平洋問題小委ウルフ委員長）との会談で：(1)アキノ元上院議員に特赦を申し出たが拒否された。(2)国民議会構成後に南部の戦闘が終結しかつ共産主義反乱の脅威が解決された時に、戒厳令を解除する。

ウルフ議員は7日、(1)米軍基地は相互に必要なことから、比はその維持費の一部を、在比米国人にある一定の便宜を与えることで分担するよう求められている、(2)米国はアジアから撤退しない、と声明。

▶対インドネシア米輸出契約——このほど調印、1万トン、前回と合せて計2万5000トン。

▶初代駐比ソ連大使——大統領、信任状を受理。

Valerian Vladimirovich Mihailov 前米国部副部長。

6日 ▶ゲン・ズイ・チン・ベトナム外相公式訪問——（～9日）。7日大統領と会談、将来の両国間の紛争は和解と友好の精神で解決するとの共同声明に調印。9日貿易協定、経済・科学・技術協力に関する基本協定および共同声明に調印。

▶糖業小作地の記録作成促進命令——農地改革省長官。米・とうもろこし小作の農地移転証書配布は50%以上完了したが、全部終るにはなお1～2年を要する。

8日 ▶中部ピサヤで新政治組織結成——自称第三勢力、Valentino Legaspi（セブ市統一弁護士会会長）を議長とする若手から成る。通称ヤング・タークス。

▶米軍基地は、米の安全保障権益のため——国防長官。米軍基地は比国保護より米国のためであり、比国予算の相当部分は、クラークおよびスビック基地の保護に寄与する、我国における安定条件創出のため投ぜられている。これは過大な財政負担である。我国防衛のため我国は決して外国勢力の（実戦部隊の）援助を要請しない。

9日 ▶大統領、軍事条約で米代表団と会談——7日來比した米基地交渉代表団（ホルブルック國務次官補、アブラモウィッツ国防次官補、ウエイナー太平洋軍総司令官、ニューサム大使）と4時間30分にわたり会談。10日にも会談。米大使館を通じ交渉を継続することで合意。

▶警察官の職権乱用の苦情増加——軍警当局、対策会議。当局によれば、過去2年間に不正行為で処分された警察官は1618人で全警察官の約6%。

10日 ▶対比日本援助調印——フィリピン大学水理研究

所建設用6億円。

13日 ▶米 AID 借款調印——4件計1610万ドル。農村電化840万ドル、作物保護500万ドル他。

14日 ▶第6次円借款調印——プロジェクト借款225億円。カガヤン農村電化プロジェクト他計6件。

▶地方公職者のパージ開始——大統領はこのほど86町長を解任、一部は個人的理由で辞任。

▶スルーの帰順反徒は治安維持の主力——エスパルドン南部軍司令官言明。約2000人で国軍に所属し最も信頼できる同盟者である。帰順者5人は町長に任命された。

15日 ▶マカバガル元大統領、IBP に立候補せず——戒厳令下の選挙は茶番、権威主義支配を強めるだけとして。IBP=暫定国民議会。

16日 ▶大統領、Herdis 3社の譲渡命令——理由は、政府の融資等が異常に多額なためという。原発入札からむ所有者 Herminio Disini と大統領との関係の疑惑を避けるためとみられる。

▶専任の7軍裁新設——第23～29号。国軍（AFP）法務局長発表。軍裁の漸進的解消は正常化への動きであり、既存の22非常動軍裁は新事件の受理停止を命ぜられている、という。

（注）21日、7非常動軍裁廃止と発表。審理中の202件は専任7法廷に移管、残り15法廷は12月までに廃止。

17日 ▶米議員、対比原子炉輸出に強い反対——ロング下院歳出委対外活動委員長。

▶IBP 議員投票日延期——3月17日から4月2日に。また大統領は、戒厳令解除の可能性の再検討はIBPの選挙終了まで待たねばならない、戒厳令は立法機関が存在するまで解除できないからである、と声明。

▶マギンダナオで戦闘4時間——同州 South Upi で、上陸大部隊を政府軍が撃退。

18日 ▶民間居住地の軍検問所廃止命令——南部軍。

19日 ▶マギンダナオ州ブルドンの反徒キャンプ攻略——南部軍司令官発表。これで Paticul を除き反徒の大規模キャンプはすべて解体した、という。

20日 ▶第4回日比条約交渉——東京、25日まで。比側の銅、砂糖等に対する特惠関税、クオータ供与要求など3主要要求のため行き詰まり、現行条約を1年間再延長し交渉を継続することで合意。

▶南部で軍の物資管理廃止を計画——南部軍司令官。76年以来1家族の購入限度は米2kg、砂糖250g、それ以上は軍の安全通行証を要する。またあらゆる種類の医

薬品、バッテリー、釘の販売も禁止。

21日 ▶大統領、年内に地方選挙実施と声明——立法諮問議会の法改正委員会は IBP 選挙と地方選挙の4月同時実施を拒否した。従って地方選は年末に行われる。またミンダナオの戦闘は制御できる水準まで低下し、分離主義者は政府との交渉再開を求めている。78年中にミンダナオの戦闘を解決するであろう。

24日 ▶ミンダナオで新野党結成——名称 *Mindanao Alliance*。このほど若手政治指導者たちで結成。

▶LP, IBP 選に参加予定——選管主催の公聴会で Ramon Mitra 元上院議員 (Gerardo M. Roxas リベラル党総裁の代理) が発言。

▶国防長官、国軍紀律違反に即時処罰を命令。

26日 ▶第5回立法諮問議会開催——(～27日)。IBP 議員数・地方配分および投票方式で激論。結局、①議席数はイロコス、カガヤンを増やし原案の192から199人に、②投票方式は個人候補者の連記方式と政党ブロック投票方式を併用することを決定、1978年選挙法を承認。

28日 ▶PC・陸軍兵士衝突事件で処分——1月4日サンボアンガ市フォート・ピラールで発生、兵8人が死亡した事件で兵32人を逮捕・解任。

31日 ▶シン枢機卿、司祭の IBP 立候補禁止——ただしカトリック教会は選挙に積極的に参加し、ボイコットはしないであろう。

▶リベラル党の選挙参加条件——大統領に、ブロック投票方式の廃止、報道・言論・集会の自由に対する戒厳令規制の除去等10カ条の要求を提出した。

▶スルーの反徒主根拠地を攻略——同州パティクルの後背地で Usman Sali の根拠地。約2週間の作戦で反徒160人殺害、8人逮捕、政府軍の死傷者42人。

2月

1日 ▶大統領、LP 要求中3項を拒否——(1)ブロック投票方式、(2)立候補公職者の自動的辞任、(3)選挙時の自治体への開発資金配分および政府開発用支出の停止。他の7項は実施済みであるか好意的に考慮されよう。

▶NP 幹部会、IBP 選候補は大連合で——元下院議長 Jose B. Laurel の提案で、新社会を支持する LP を含むすべてのグループとの大連合を結成し、名称を *Kilusang Bagong Lipunan* (KBL, 新社会運動) とすることを決定。ナショナルスタ党的候補者は NP として立候補届を提出するが、KBL の公認候補として立候補する。

(注) 2月10日選管登録の KBL の正式名称は「Bagong Lipunang Kilusan ng Nagkakaisang Nacionalista, Liberal, atbp. (ナショナルスタ、リベラルその他連合の新社会運動)」

▶LP、政府協力党員は自動的に除名——ロハス総裁。

(1)自動的除名は党規約に規定、(2)大統領が10項目要求を受け入れれば、LP は全地方に候補者を立てる用意がある、(3)10項目要求が満たされれば、アキノ元上院議員は拘留者の立候補届の提出を認めた大統領に従い立候補資格を有する、(4)IBP 議員の任期を決める必要がある。

またペラエス元副大統領は、もし LP が選挙に参加すれば、現大統領が IBP で大統領兼首相の地位を引継ぐことを認めることになり、以後何人も大統領のリーダーシップに疑問を提出しえない、と述べた。

▶サバ割譲金の受取り拒否——Tarhata Kiram 等6人のサルタン後継者。マレーシア政府から年5000リングの割譲金の支払を受けられるとの1月17日付公式通知を受け取ったがこれを拒否。

2日 ▶ロハス＝サロンガ共同声明——3条件拒否の報道が正しければ、LP は IBP 選挙に候補者を絶対出さない。Jovito R. Salonga は同党運営委員長。

(注) 大統領が2日ブロック投票制の廃止を拒否したため、ロハス総裁とサロンガ運営委員長は3日、同制度では公正・清潔な選挙はありえないから、不参加決定は不変である、と声明。

3日 ▶中部ビサヤに野党新勢力——ヤング・タックスが中核となって結成した *Pusyon Bisaya* (ビサヤ連合)。セブの対立党派の統一に成功し、IBP 選挙で与党候補と戦う用意がある、と発表。委員長 Valentino Legaspi。対立党派とは、①C. Madarang III, 元下院議員 Antonio Cuenco, ②Emilio Lito Osmeña (元上院議員 John Osmeña の兄弟)。

(注) 全国的にその他の新組織として、*Interim National Assembly Association* (代表 Abraham F. Sarmiento 元改憲議会副議長)、*Citizens Party* (代表、元上院議員 Lorenzo Tañada)、などがある。

4日 ▶LP は地方選に必ず候補者を出す——サロンガ LP 運営委員長言明。また自ら政府に利用されるのを許した偽の野党指導者たちは党からすでに除名された。

▶大統領、LP の選挙参加拒否を非難——KBL 本部発足式で。LP の参加、不参加にかかわらず、我国は政治・社会・経済状況の正常化に向って容赦なく動いている。LP は立法府および正常化への復帰を主張していたにもかかわらず、我々が正常化に動きつつあるのに、この動きにまた反対している。

発足式には、元 LP 党員の11州知事、1元下院議員、1市長が出席した。

▶大統領夫人の IBP 出馬要請——各界で首都圏の KBL 21 候補の筆頭に推す動き拡大。だが同夫人は、出馬に乗り気でないし、政治的野心をもっていない、と言明。同夫人は KBL の首都圏副委員長。

5日 ▶大統領、非常動軍裁の裁判促進を命令——国防長官は6日非常動軍裁の係争事件の結審に3カ月の猶予

を認めた。

(注) 7日の発表によれば、審理中の事件は485件、起訴段階にある事件は305件、火器・爆発物取締法違反432件(645人)、破防法違反257件(536人)、公共秩序違反101件(238人)、計1419人。

7日 ▶大統領、1978年選挙法署名——その他次のように言明。(1)IBP投票日を4月2日から同7日に延期。(2)運動期間は2月18日から4月5日まで。(3)IBP招集後次のステップは全国選挙を実施すること。年末予定の地方選挙前でも戒厳令解除の可能性を検討しよう。(4)野党人特にLPがKBLから立候補することを歓迎する。アキノ立候補に対する障害はない。(5)IBP議員の任期は6年を超えるまい。もしIBPがより早く目標を達成すればただちに休会し、正規の議会の選挙が招集されよう。

▶拘留者の拷問殺人容疑で陸軍兵士6人解任命令——国防長官。77年10月発生し、殺人容疑で起訴。

▶民間外国借款の金利条件引下げ——中銀回状595号。

8日 ▶ミスワリをMNLF議長から解任?——中部ミンダナオ司令部報告。代ってSalamat Hashimを中央委員長に任命。これは12月21日マギンダナオ州の会議で起草され、13州革命委の上級司令官等86人が署名した文書に述べられているという。解任理由は、(1)彼は共産主義者であり、(2)そのリーダーシップは汚職、無能、えこひいきを特徴とし、(3)全Bangsa Moro国民の団結に失敗したことである。また86人のスポークスマンOmar Pasiganはバルベロ国防次官に、サラマトは対政府和平交渉の再開を求めている、と述べた。

(注) バルベロ次官は9日コタバト市の中部ミンダナオ司令部でMNLF(モロ民族解放戦線)の3州停戦委員長(マギンダナオ州Ustadz Omar Pasigan、南コタバト州Zainom Zangan、北コタバト州Kalid Muza)と会見、ミスワリの追放を確認したという。

▶ルイス・タルク、新党結成——*Alyansa ng Masang Organisado*(大衆団体連合)。KBL公認候補にもれた有資格者のため、大統領の計画支持が条件。

10日 ▶大統領、首都圏の攻防が天王山と言明——我々は大統領夫人が首都圏知事にとどまることを望む、もし立候補すれば知事の地位を放棄せねばなるまい。

11日 ▶LP声明、党員のIBP立候補を承認——ロハス総裁発表。ただしLP公認ではなく、反対運動または政府KBLの傘下外の連合の候補としてのみ認める。LPは一つの組織集団としては選挙に参加しない。

▶アキノを野党連合首都圏候補者代表に——Noli Santos元制憲議会代表、合意したと発表。同時に同代表は、選挙運動のためアキノの即時釈放を要求。

▶3農民組織、IBP選での統一戦線結成で合意——*Federation of Land Reform Farmers*(会長M. Fabian), *Foundation for Agro-Industrial Toiling Hands*

(Luis Taruc), *Federation of Free Farmers of the Philippines* (Jeremias Montemayor)。

12日 ▶6拘留者、一時釈放を申請——選挙運動のために、Victor Corpus, E. Figueras, Leoncio G. Co元KM書記長、Nilo Tayag元KM委員長、Vicente Rivera, Jr., Co夫人。前者4人はIBP立候補の意思を表明。

13日 ▶大統領、米2万トンの輸出承認——インドネシアおよびマレーシアにそれぞれ1万トン。

14日 ▶拘留者14人の選挙運動保釈申請を却下——国家安全保障会議。拘留者はIBP選挙の立候補届を提出できるが、提出を理由に特別待遇を受ける資格を有するものではない。

▶中銀、このほどシンジケート借款1億ドル調印——幹事行Bankers Trust、東銀、Bank of Nova Scotia他。期間10年、LIBOR+1%。政府企業への再貸付用。

15日 ▶国防省、MNLF指導部の交替確認——バルベロ次官発表。直前にエスパルドン南部軍司令官は、「引継ぎ文書」と題する初めての公式確認文書を国防長官に提出。交替は77年12月23日発効。ハシム署名の同24日付文書は公式にハシムの引継ぎを発表したもの。2文書とも同23日メッカで作成され、同24日ガエ・イスラム会議事務局長を通じ同会議に提出された。

(注) 上記文書はミスワリはMNLFを深刻なリーダーシップの危機に投じたと、交替理由に次の3点を指摘。(1)指導部はイスラムの基盤、方法論から離れ、マルクス・毛主義へと急進に志向。(2)中央委は集団的でなく排他的かつ秘密の組織に発展。(3)この排他的、尊大な指導のため、メンバーの間に混乱、疑惑、失望が生じた。

▶KBL、公認候補の一部発表——17日の最終リストには元LP党員の他、エミリオ・オスメーニャらビサヤ連合の4公認候補も移籍の上含まれている。

▶日比経済協力会議——イングレス外務次官は、政府援助増倍と質の改善、国内コスト融資承認等借款条件の緩和を要求。

16日 ▶野党連合、公認候補者発表——組織名*Lakas ng Bayan*(「人民の力」、略称Laban)として。タニャーダ委員長・選挙運動マネージャー・公式スポークスマン発表。アキノ元上院議員他20人(後に21人)で、NP指導者4人が含まれている。またサロンガ元上院議員は、選挙運動期間中の保釈を再要請した、大統領宛のアキノ書簡を公表。

▶米人所有地4.3万ヘクタール比人化——このほどSuter在比米商業会議所会頭発表。74年以降の累計。

▶米国務省の人権報告を批難——駐米比大使館。

▶新人民軍3指揮官投降——タルラク州カパスで、ダントの元側近といわれるR. アキノ等と部下13人。

17日 ▶大統領夫人、首都圏から立候補——大統領発表の21候補者リストに登載。各界の強い要請を受けて、立

候補を決定したという。大統領は16日、夫人は立候補すべきではないが国民の決定に従うであろう、と述べていた。

▷比の木材輸出割当——このほど東南ア木材生産者協会が合意。4カ国合計3000万m³、比は240万m³。

▷占部対比援助調査団勧告案——77年8月約束の1億ドル援助は社会的インパクトの大きい地方プロジェクトに向けるよう勧告する。次の5カ年の対比援助は全対外援助の12%を維持しよう。

18日▷パナイ島でNPA 19人逮捕——このほど、①カピス州 Tapaz で15人、②アクラン州 Makato で4人。

▷アキノ、立候補理由説明——国民への公開書簡で。

19日▷ラバンの政策綱領発表——(1)民主主義の原理を信ずる、(2)人民の政府の建設、(3)あらゆる形態の独裁、植民地主義、全体主義と闘う、(4)戒厳令とその一切の束縛の完全解除、独裁支配の廃止、基本的人権の回復と保護など。

▷大統領、混乱への回帰に警告——戒厳令布告を余儀なくさせた無秩序と反乱の原因となった、政治家たちの権力復帰の努力を拒否するよう求めた。

▷市民自由同盟声明——戒厳令を批判する民族主義的組織 Civil Liberties Union で、主なメンバーは、ホセ・ディオクノ、タニャーダ、J・アントニオ・アラネタ、ホセ・ベネディクト元最高裁判事等。

20日▷クリアンサク・タイ首相公式訪問——(～23日)。22日経済・通商協定および共同コミュニケに調印。

22日▷パラワン沖油田発見で、10%自給可能——大統領発表。79年後半に生産開始予定。

23日▷KBLの主要7原則——ロムロ外務長官発表。(1)公共秩序、(2)貧困の束縛からの貧者の解放、(3)富の再配分、(4)人権および自由の促進、(5)政府機構の改善継続、(6)教育制度の方向再編、(7)社会の変革。

▷大統領夫人、ベトナム訪問延期——3月中旬の予定をIBP選挙後に。

▷首都圏の火災多発に破壊活動の疑い——マルコス大統領夫人言明。

24日▷ミンダナオ全域の夜間外出禁止令解除——南部軍発表。

25日▷大統領、ラバン候補を批判——(1)私はKBLの全国選挙運動マネージャーに加え首都圏のそれを兼任する。これは自分と家族に対する攻撃のためである。(2)例えばラバンのマセダ候補はかつて自分の政権の官房長官であった。彼はKBL候補への指名を望んだが、拒否されラバンに参加した。彼はまたPALの社長任命を望んだが同じく拒否された。こうした人間と妥協は不可能である。

▷同一候補の投票用紙二重記載を承認——選挙。ラバン等の、KBL、NP両党名による投票用紙二重記載は違法との申し立てを却下。また3月25日最高裁もラバンの同趣旨の申し立てを却下した。

▷カガヤンNPA指揮官投降——Hermogenes Parsoligan (49歳)、懸賞金5万ペソ。NPA=新人民軍。

26日▷政府はアキノの保釈申請を却下——大統領発表。24日開催の国家安全保障会議(NSC、議長エンリレ国防長官)執行委員会の決定——アキノの保釈は共和国の安全保障にとって危険であるから保釈を命令できない——に基づく。

▷私人観光客誘拐さる——サンボアングのRio Hondoで、P. Huguet 仏公使。3月12日釈放さる。

28日▷NSCのアキノ保釈却下に政治性はない——国防長官。決定は純粋に裁判記録に基づくものである。アキノの大統領宛書簡中の声明「NSC執行委の保釈申請拒否の決定はアキノが反対党候補のためで、客観的でなく党派的である」への反論。

▷2月中にMNLF 200人余投降——報道によれば、(1)15日、タウイタウィで指揮官2人と部下41人、(2)25日、スルー州 Panamao で指揮官5人と部下65人、(3)28日、スルーで指揮官2人、部下100人。

3月

2日▷大統領、IBP設立時に立法権を自発的に移譲——正常化過程はまず立法機関の設立を必要とする。立法機関がなければ戒厳令を解除できない。ただ、一般に自分は議会の意思に従うが、難局またはIBPが危急に対応できない場合は、必要な大統領令、一般命令、通達を発する。ただし首相がIBPの議題を準備する者であるから、首相と一般議員との間の難局は稀である。集団のリーダーシップの適切な均衡を創り出すために、社会のすべての相争う勢力から抽出して世々代々のリーダーを訓練することが自分の意図である。

▷「アキノはダブル・エージェント」——国防長官がTV番組で秘密情報を公表。アキノは共産主義者を大事にしかつCIAと関係がある抜け目のない政治家である。これは彼が自ら認めたテープに記録されている。選挙の有無にかかわらず安保会議はアキノの保釈を認めない。これは法的かつ治安上の根拠による。

▷世銀、6500万ドル借款発表——灌漑プロジェクト用。

3日▷比、南沙7番目の島占拠——英ガーディアン紙3日報道。5日バルベロ国防次官確認(AFP)。9日中国外交部スポークスマンは、76年6月14日付同部コミュニケは現状にも適用されると言明。10日イギリス外務次官は苛華中国大使を招き、同島占拠の報道はゆがめられ

ている。AFPは同島が最近占拠されたと思わせるようにバルベロ発言を誤って引用しているが、比国は過去数年間同島を占拠している、と通告。16日大統領は、同島は1971年国軍が占拠したと言明。

4日 ▶大統領、外国人の選挙干渉に警告——外国分子に支持された野党候補者を警戒せよ。現状で最も重大な出来事は外国分子の内政干渉の動きである。だが内政干渉は決して許さない。

他方オプレ労働長官(KBL候補)は、マカパガル元大統領は1961年大統領選でCIAから5万ドル受取ったと批判。

▶米は内国民待遇に努力——大統領言明。比米新通商協定交渉で内国民待遇の要求が出された、また一部の野党分子はこの要求実現の努力を煽動している。

▶アキノ夫人、夫のTV出演を要求——大統領は夫にメディア代表との会見を許し、国防長官の批難に反論の機会を与えるべきだ。夫は2月27日付大統領宛書簡で、立候補理由およびラバンの任務説明のため、メディア代表との会見を認めるよう要請したが、未決のままである。

▶スルーで129人投降——指揮官5人、部下124人。Talipao-Maimbong地区で。9日にもTapul地区で142人。10日にはタウィタウィで17人。

5日 ▶大統領、アキノのTV出演承認を指示。

7日 ▶ラバン、外国の支援を否定——ロセス候補、これは悪質な宣伝であるとして。

8日 ▶基地協定仮合意事項の即時実施を提案——大統領。(1)基地の比人司令官の任命と引継ぎ、(2)比国旗の掲揚の2点。交渉は他の問題で行詰っている。通商協定交渉は軍事諸協定の解決まで待たねばならない。

▶LPは政党としての公認権を放棄——大統領。IBP選に不参加なので、次期地方選では政党として公認される権利を放棄したことになる。ロハスLP総裁は9日、地方選のLP参加を禁ずる法律はないとこれに反論。

9日 ▶米大使、基地交渉について——(1)仮合意事項の即時実施に関してはまず本国との協議が必要。司令官と国旗問題以外はすべて検討中である。争点は、基地裁判権、自動防衛条項、基地使用料、貸与期間で、現在は比側が米側提案に回答する番である。交渉は選挙期間中休会する。もし、最終合意が達せられても、米国議会の適当な委員会の討議に付されねばならない。(2)米大使館はIBP選挙に関係しないというのが米政府の強い立場である。(3)米政府は投資家に対するパリティ待遇を求めている。(4)米国はL=L協定のような通商協定の再交渉を求めない。(5)比政府に求めているのは、政策の永続性と安定性である。(6)米国の対比援助はフィリピンの長期の国防上の必要に基づくであろう。

▶大統領、地方選の延期を考慮——(1)もし現在の政治キャンペーンが国民を分裂させれば今年後半予定の地方公職者の選挙延期を考えるかもしれない。(2)もしIBP当選者が権力を個人的な勢力扶植および党派主義助長に使うなら、彼らは正常化過程をあと戻りさせることになる。(3)地方公職者の主任務は中央政府のプロジェクト、計画を実施すること。もし個人的利害からこれを放棄すれば直ちに彼らを解任する。

10日 ▶アキノ、国防長官に反論——TV番組*Face the Nation*に出演。(1)自分がCIAエージェント、共産党員との主張は悪質な宣伝。3人の元大統領に代っていくつかの特別任務を行うよう指示され、CIAとともに働いたがCIAのために働いたのではない。比米間には軍事諸条約があり情報交換は普通のことである。マグサイサイ在任中自分はテクニックを学ぶためCIA学校に入るよう指示された。(2)自分は共産主義者でもその運動に関係したこともない。だが政治家であるから国内特に出身州で何が起っているか知るのは任務である。政府は共産主義諸国と国交を開いた。大統領は、もしCPP(比共産党)/NPAが政府転覆政策を放棄すれば全員の特赦を發し、CPPを合法化すべきだ。(3)大統領は我國の通商関係をヨーロッパおよび社会主義諸国と多様化し、米国から遠ざけ、正しい措置を取った。(4)政府の農地改革計画に賛成する。(5)政府の不法行為を少なくするため、その活動を反対派として批判するのがIBP立候補の理由である。

(注) エンリレ国防長官は10日、11日の2回アキノのTVインタビュー発言に反論する書簡を發表。

11日 ▶アキノ、大統領宛6項目アピール——拘留所での記者会見で正常化促進のため要求。(1)全政治犯に特赦を与える(大統領が希望すれば自分を除いて)。(2)軍裁審理を直ちに終了し、事件を最終判断のため一般裁に移管する。(3)すべての銃器および破壊活動の取締法を統合改正する。(4)国家の安全保障にかかわる場合を除き、情報の自由に関する法律を制定する。(5)新憲法規定の国政監査局(タノド・バヤン)を直ちに設立する。(6)抜け穴の多い78年選挙法を修正する。

その他：(1)在比米軍基地の解体に反対する。マルコスという基地主権および国軍の装備近代化のためだけならば、基地使用料の支払の要求を支持する。自分は世界的な平和維持の上で在比米基地の重要性を認識している。(2)政府の不法行為調査のためIBPに特別調査委員会の設置を要求する。

▶78年選挙法は合憲——最高裁、10対2で。6件の違憲訴訟を却下。ブロック投票制は無所届を差別しない、地方別選挙は合憲など。Teehankee, Muños-Palmaの2判事は少数意見で、76年憲法修正は無効との意見を再述。

▶6 村住民の帰村命令——イサバラ州の850家族4500人で、5年前反徒活動高潮時に避難。

12日 ▶李先念中国副首相公式訪問——(～16日)。12日晚さん会で同副首相は中立・経済進歩をめざすASEAN諸国の努力に支持を表明。大統領は記者会見で次のように述べた。(1)李副首相は、中国は小国の内政に干渉する意図はないことおよびASEANの支持を再述。(2)将来の両国間の紛争を通常的外交チャネルを通じ平和的交渉で解決することで一致。(3)中国は東南アの平和・自由・中立地帯の設立を支持。(4)中国は比国内の共産主義反乱との関係を否定、また同反乱に武器・資金調達の形態の援助を与えていない、と述べた。

15日 ▶ラバン、10項目政綱発表——(1)国家に責任を負う参加・代議制の政府の建設、(2)あらゆる形態の独裁、植民地主義、全体主義と闘う、(3)フィリピンの主権、領土保全を守る、(4)戒厳令とその一切の強制の完全解除、(5)農地の平等な配分および市街地所有の妥当な制限のための法律を立案、支持、(6)政府支配が安全保障・福祉に必須な主要産業・公益事業の国有化を支持、(7)国家的自給を目指す工業化計画を採用、比人事業家を外国事業家の不当競争から保護、(8)平等かつ累進的な課税制度を設ける、(9)教育制度の改編、(10)(注、記述なし)。

▶第1回与野党TV討論会——参加者KBL側A. M. トレンチーノ、プノ。ラバン側ロドリゴ、マセダ。

ロドリゴ候補は、憲法が有効に批准されていないので、現政府と憲法は事実上の存在であって合法ではない、と批判。トレンチーノ候補は、76年の憲法修正以前は合法ではなかったが、以後合法的となった、と反論。

16日 ▶中銀、東銀等から円借款取得——このほど調印。100億円、期間10年の友好ローン。

17日 ▶現政府・憲法は合法——大統領言明。(1)73年7月選管監督下で秘密投票制による憲法批准を実施した。その結果、最高裁は憲法の適法性を認めた。(2)私は証拠が明らかになる前にアキノに特赦を申し出た。彼は自分が無罪であると考えてこれを拒否したと主張しているが、事実と反する。彼は一般裁への移管を望んだ。そして後に私が一般裁への移管を申し出た時、それを再び拒否した。(3)イメルダは立候補を拒否した。大統領職の継承は、継承法により決定されよう。大統領令に具体化されている継承法では、閣僚・政府メンバーと非閣僚・非政府メンバーとの混合グループが、私に不都合なことが起った場合、引継ぐために組織される委員会の議長を選出する。IBPは、もし望むなら、この法律を最終的に変更できる。

▶ACCPは平等待遇権で沈黙——在比米商業会議所Suter会長、このほど会員に対する秘密書簡で述べる。

誤解を避けるため選挙期間中、比政府関係者、内外記者と比米経済関係を討論してはならない。自分は1月21日大統領に個人的に米国は以前の特権的地位への復帰を望まない、と述べた。

▶米大使、関税交渉について——いかなる新通商協定も米国製品に対する多少の利益を含まないものは、米議会の合意を得る見込みはない。比の3品目関税引下げ要請はジュネーブの多国間交渉で討議されよう。大量の取引量が関税引下げの影響を受けるであろうから、米国は比国から互惠的ではない部分的な貿易上のコンセッションを求めるであろう。

▶トンド住宅プロジェクト落成——大統領夫妻出席。20ヘクタール、トンド前部汀都市再開発計画の第2次分。

▶新社会目標に障害の公務員はパージする——大統領、局長協会の演説で述べる。新社会下で開始された改革に無関心または敵対する部下を捜し出し、その理想と原則を共にしない者たちは排除さるべきである。

18日 ▶大統領が退けば、共に政府を退く——大統領夫人言明。大統領職を引継ぐため自分の地位を強化するためIBPに立候補しているとの野党の批判への反論。

他方KBLのGerry S. Espina候補は、大統領制復帰を主張、KBL候補はこの点で一致している、と言明。

19日 ▶米10万トンの輸出承認——大統領。次の1～2カ月内に。これに先立ち農業省は、6月末までに輸出用に29万1000トン入手可能と保証。

21日 ▶基地問題で本国に請訓——米大使、前日に続く大統領との会談後発表。

22日 ▶選管、外国人の干渉に即決措置命令——また選挙人登録期限を3月27日から4月5日に、のち28日には4月3日に変更。

▶比の円・マルク国債申込超過——財務長官発表。3月初め起債。(1)マルク債——1億マルク、期間7年、6.75%(77年の第一次は1億マルク、7.25%)。(2)円債——150億円、10年、6.7%。政府開発プロジェクト用。

▶元HUK指導者釈放——Silvestre R. Liwanag(別名Linda Bie)、60年6月逮捕、66年終身刑判決。

25日 ▶MNLF副議長、大統領に帰順——Abul Khayer Alonto副議長兼北部ミンダナオ革命コマンド議長(32歳)で部下の野戦指揮官11人とともに大統領官邸で帰順。大統領は全指揮官15人を含む部下2000人余に無条件特赦。

26日 ▶比米繊維問題——ロムロ外務長官、米大使と会談、米財務省による一部比工場出荷製品に関する相殺関税調査についての覚書を手交。

▶バギオの夏の大統領官邸で爆発——手榴弾が投げ込まれ玄関前の旗竿の根本で爆発。側近事務室および大

統領夫妻寝室真下の実験室の2カ所で爆発物が発見された。

▶バゴン・バリオ収用の大統領令——カロオカン市の57ヘクタール、トンドに次ぐ大スラム（1万6000世帯）で、占拠者への再配分のため。選挙集会で署名。

27日 ▶セルヒオ・オスメーニャ二世、甥の選挙応援——ロスアンジェルス亡命中。録画テープを空輸してセブのTV放送に出演、エミリオ・オスメーニャ候補への支持を訴え。

▶CPPに選挙利用の計画——大統領言明。CPPは全国的な不穏状態をあり、権力奪取の道を開くため選挙運動を利用しようと計画している。

28日 ▶大統領、日米の干渉を非難——(1)IBP選挙の結果に影響を及ぼそうとする、野党への日本人の金銭寄付の調査を命令。だがこれが将来のビジネスの保証のためか、イデオロギー上の理由かは知らない。(2)比製品に対する米国の差別と圧力を非難。米国は事前通告もせずに対比砂糖クォータを廃止した。米国はアキノに関する会談を突然希望し、選挙の実施発表前に自分がアキノの米国への出国を認めるよう望んだ。彼らはまた反対派の新聞の設立を認めるよう要求した。(3)ウエスティングハウスの原子力発電プラント契約に問題はない。(4)政府の継承に関する法律は大統領またはIBPが変更するまで変わらない。大統領夫人の希望は大統領の辞職と同時に政府を辞することである。

▶国産外国商標品に高率売上税提案——パテルノ工業長官。

29日 ▶大統領、先進国の保護主義増大を非難——(1)保護主義は途上国の外貨獲得努力を脅かしている。現在、容易に相殺関税で打ち消されてしまう免税等に代え、信用上の恩典措置等の対策を検討中。(2)4月7日以後にセブ州 Mactan に新輸出加工区を設立する。

▶メラルコ変電所で爆弾爆発——ケソン市のサンフランシスコデルモンテで。また4月1日バレンスエラの変電所でも爆発。両者とも損害軽微。

30日 ▶2日本人の逮捕・拘留を命令——移民局長。トンドのラバンの集会で演説、党派的政治活動に従ったとして。大統領はこれで政治運動での外国人の干渉は当面停止された、と述べた。

▶南ラナオで政府軍24名戦死——同州 Calanugas でPC-INP分遣隊が伏撃され、PC同州副司令官・中佐と兵23名が戦死、生存者1名のみ。

▶自動車会社4社の事業提携承認——BOI、制限付で。①DMGとUniversal Motor Corp.、②G.M.(Phils)とCommercial Motor Corp.

31日 ▶大統領夫人、野党候補の選出に警告——もし1

人でも野党が当選すれば、我国は再び分極化し、新たな暴力とカオスが生じよう。野党のどんな勝利も国民を煽動するため外国人支持者に利用されよう。

▶砂糖グループ、商銀買収予定——中銀、ベネデイト・グループの Republic Bank の買収・再建を原則承認。

4月

4日 ▶マニラ市、5日の全選挙集會許可を取消し——火災、爆発、その他テロ活動の発生にかんがみ。

(注) 前日トンドで大火、1800戸焼失、6000人被災。

▶ラバン支持者デモ——マニラ市の大学街で夕刻。デモ隊はKBLのステッカーを貼った車の窓を破壊、道路を占拠、国旗を逆さに持ち、「マルコス打倒」、「ヒトラー」、「独裁者」等の反政府スローガンを叫んだ。

5日 ▶大統領、米国の干渉を非難——カーター政権は人権に関し私がもう我慢ができない脅しをかけてきた。野党は我國を外国勢力に引き渡そうとしている。米国政府の役人は我々の自由はもちろん尊厳を侮辱する仕方で我國の決定に影響を及ぼそうと試みてきた。(1月に訪比した) Derian 國務次官補は我々に、政府はいかに運営すべきか、野党はいかに存在すべきか、裁判をいかにすべきかについて講議し、更に人権について話し始めた。後にワシントンが援助および双務交渉を、人権問題、特にアキノは米国に亡命させるべきだとの要求に結びつけた時はショックを受けた。

▶大統領、選挙の5争点について——(1)フィリピン人が暴力・流血革命に訴えず、社会のラジカルな変革をなしうる知恵と経験をもっているか否か。(2)完全な主権と結びあった我國の自立達成のための努力。(3)我々は自身の問題に対する独創的かつ固有の解決を信ずる。(4)政府は外部の干渉からの自由を信ずる。(5)連続性と調和の必要。これがなければ開発努力は無効になる。

▶首都圏23エステートの収用指示——大統領、国家住宅庁に対し。居住者への分譲も指示。

6日 ▶首都圏で騒音デモ——警察発表によれば、少なくとも主要13グループが参加し、多くの通りが交通遮断され、参加者は人や車に無理に自派のステッカーやポスターを貼り付けた。

7日 ▶IBP選挙実施——全国13地方区と首都圏で165議席に対し約2000人の候補者（10以上の政党、約200人の無所属候補者）が参加。最終発表では中部ビサヤで、「ビサヤ連合」が大差で13議席を独占したのと他の1議席以外、残り議席は全て与党KBLが獲得。(12月31日現在中部ミンダナオ8は未確定)ラバンのアキノ候補は次点。

▶PC、ラバン候補自宅捜索——ケソン市の Charito Planas 宅で本人は所在不明。破壊活動容疑で。

▶大統領、破壊活動分子に警告——4月6日のデモの首謀者とみられ、ラバンと確認されるこれら分子に共和国を破壊させる計画を止めるよう警告。「デモにより首都圏の少なくとも13地点で交通が阻害された。デモの指導者の一部は私の命令で逮捕され、ラバン候補がデモの煽動者だと自白した」と言明。

▶CPP/NPA に政府・軍高官誘拐計画——PC 発表。4日クラメ基地(PC本部)内3PC将軍事務所付近に時限爆弾を仕掛けられた盗難タクシーが放置され発覚。

8日▶大統領、デモ予防措置命令——将来のデモに関係しそうな人物の逮捕および車輛の押収等。その他の言明：(1)選挙前後のデモで1人が死亡、数人が負傷。デモ隊は自動車の窓を割り、石を投げ、パイプで打ち、1～2台の車が炎上。花火だけでなく火器も使用された。(2)破壊活動は疑いもなくラバンに浸透している。一部ラバン候補はこのことを知っている。

▶大統領、団結をアピール——(1)選挙に起因する混乱を避けるため団結を訴える、(2)IBPが開催されたら、副首相指名簿を提出する、(3)選挙は活動的な少数者が多数者の誠意を破壊しうることを示した。

▶ケソン・ピコール平定作戦成功——PC。民生活動組織と協調して。開始前のNPA勢力、武装正規軍120、役務支援400、大衆基盤3000人は1年後解体された。

9日▶エスパーニヤ通りで抗議デモ——約500人が参加、ケソン市セント・ポール大からイントラムロスに向け、IBP選に抗議して、民主主義の死をいたむことを示す棺2個と花環を先頭に黒い腕章をつけ、「革命——戒厳令への回答」等と書かれたプラカードを持ち、行進。マニラ市との境界でデモ許可証の提示を求められ、未許可であったが解散を拒否、警察当局はラバンの4候補と尼僧を含む500余人を逮捕。被逮捕者は、ラバンのタニャーダ、ロドリゴ父子、ギンゴーナ夫妻、ロンドン、ピメンテル、アロヨその他で違法集会、治安妨害等の罪で全員軍裁に起訴された。

(注) 12日指導者8人を除き548人が、14日に老齢と健康を理由にタニャーダが仮釈放された。

11日▶欧米記者を内政干渉で非難——ロムロ外務長官。一部の者は最近の混乱を計画した作戦会議に参加した。一部の者は疑いもなく現在の秩序の転覆に関心をもつ政治パルチザンである。

▶第5回日比経済協力合同委員会マニラで開催。

12日▶IBPの存在で戒厳令解除の障害除去——大統領。(1)我国は今や議会と大統領制の混合政府形態に移行しつつある、(2)投票日の事件からみて11月予定の地方選挙延期の提案があるが、IBPの討議課題の1つである。

▶停戦違反報告——国防省発表。77年1月20日から78

年3月31日までに1539件、軍人・民間人死傷者2806人。78年1～3月で534件、同961人。

▶旱魃の米作被害、72年来最悪——全国で1億5000万ペソ相当。

13日▶PC、首都圏騒音デモの計画について——首都圏に、15日午後9時を期して国民葬の喪章をつけ「騒音抗議」デモへ参加し、4月6日の2倍の騒音を出そう、と呼び掛ける「正義を憂慮する首都圏市民」名の4月11日付ビラが配布されている。ビラによればこの運動の背後には約2万人と他に24組織がある。

▶マギンダナオ州で待ち伏せ攻撃——Upiで、民間人30名、兵13名が死亡。

14日▶ラバン4候補はCPPと関係——大統領。Trinidad Herrera, Alexander Boncayao, Fernando Barican, Charito Planas だが所在不明。

▶軍裁審理中の元KM員2人に特赦——全被告56人はシソン夫人とJ.ルネタ等3人を除き特赦申請中。

22日▶イゴロット族、木材伐採労働者襲撃——キノ州で3人死亡、2人負傷。

23日▶税制大統領令3本発出——(1)PD(大統領令)1352号。免税諸法による免税輸入に代え5%の関税、5%の内国歳入税を課す。(2)PD1357号。自動車売上税制改訂。小売価格6万ペソ未満は引下げ。(3)PD1358号。売上税改訂。a.基礎物資は7%から5%に、b.普通物資は7%から10%に引上げ、輸入品の課税標準を国内消費価格に統一し、密輸削減のため税率をぜい沢品70%から50%に、準ぜい沢品を40%から25%に引下げる。(いずれも21日付)

▶大統領、対マレーシア米5万トン輸出承認。

24日▶苛華中国大使離任。

▶比韓貿易協定マニラで調印。

26日▶比米関係の障害因——大統領、26日付カイロのAl Ahram紙掲載のインタビューで。基地と通商関係が2つの主要問題。米国は2つの問題を結びつけているが我々はこの関係の必要を認めていない。米国はまず軍事問題の検討を主張している。我々は自身を米国の単なる友人でなく本当の同盟者と考え、東南アジアの安全保障に関して米国に同意しているが、それは国家主権の原則に影響を及ぼすべきではない。

27日▶IBP職能代表14議員選出さる——各地方代表266人から互選。青年代表6人、工業労働者代表4人、農業労働者代表4人。

▶米下院国際関係委、対比軍事援助削減——このほど全額削減案拒否後、人権状況に関する不満の表明として500万ドル削減案を採択。原案は1810万ドル。

30日▶4月のNPAとの戦闘約4件——(1)北ダバオ州

で2日頃、NPA 1死亡、(2)6日ベンゲット州で死亡1、逮捕4、(3)17日頃、西ネグロス州イログで死亡NPA 指揮官1、逮捕4、(4)23日イサベラ州で逮捕4。

5月

1日 ▶**メーデー式典**——主催フィリピン労働組合会議(KMP)。スローガン:「1産業1組合を通じて統一、進歩、安定」。大統領はオプレ・ラモスに、労働・経営・政府三者会議による最低賃金改訂の早期検討を命じ、不況業種の諸手当支払免除措置を今後止めると発表。また労働災害による全面不具者に終身年金(従来は5年間、最高1万2000ペソ限度)を与える大統領令に署名。

▶**12将官退役**——本日付。警察軍6、フィリピン軍司令部3、陸軍2、空軍1。警察軍副司令官 Tomas Diaz 同第2管区司令官 Alfredo Montoya、同第3管区司令官 Mario Espina、同第4管区司令官 Ernesto S. Gidayay、同検察官 Daniel Lira、同レイテ・サマール機動隊司令官 Alfredo Basas、フィリピン軍司令部作戦担当副参謀長 Andres Manipula、同人事担当副参謀長 Mateo Evangelista、同検察官 Jesus Dizon、陸軍第4歩兵師団司令官 Alfonso Alcosaba、フォート・ボニファシオ司令官学校 Prudencio Regis、空軍第3航空師団司令官 Abraham Mangonon(いずれも准将)。

(注) 将官総数77人のうち44人が退役年限(60歳もしくは勤続30年)を延ばされていたが、今回の12人はその一部。この問題につき6日エンリレ国防相は、退役延伸者の軍務をこれ以上延長するよう大統領に勧告することには賛成しない、と言明。6日のマルコス言明によると6月末までに44人全員を退役させる計画がある。このうち5月7日1准将、6月5日5准将退役。

2日 ▶**モンテール副大統領訪比**——東南アジア・太平洋諸国歴訪の第一歩(～4日)。ホルブルック東アジア太平洋担当國務次官補帯同。到着に当り、「太平洋地域は米国が安全保障上の利害と巨大で急増する経済関係を保持している地域である」、「相互に有利な米比相互防衛関係を継続する。ASEANにおけるフィリピンの役割を支持し相互に利益あるあらゆるレベルで、ASEANとの協議を強化したい」と言明。

3日 ▶**モンテール、反マルコス派と接触**——マルコスとの会談後、次の6人と。①James Reuter(米人イエズス会司祭)、②マカバガル元大統領、③Salvador Lopez 元外相、④Gerardo Roxas元上院議員、⑤Julio Labayan 司教、⑥Irene Dabacus 修道女。別に Jaime Sin 枢機卿を訪問。

同日、マルコス大統領は内外記者団との会見で、副大統領とアキノ問題で話合ったことを認め、「人権侵害がもしあっても例外的だ」と述べた。

▶**4件1870万ドルの開発借款調印**——モンテール=マルコス間で。(1)太陽熱、風力など非在来エネルギー開発710、(2)農村道路700、(3)販売協同組合160、(4)バランガイ水道300。別に(1)に対して155、(4)に対して18.4の贈与(単位万ドル)。

▶**北コタバトで人質75家族を解放**——同州 Magpet 町で1日人質となったが、3日まで警察軍・国警がNPAと見られる反徒と交戦した結果解放。

4日 ▶**マルコス=モンテール共同声明**——全文は参考資料参照。副大統領出発後のマルコス大統領言明では、両者は軍事問題のほか経済問題、人権問題を検討し、マルコスは4月9日の反政府デモで500人が逮捕された件を通告した。

6日 ▶**大統領、比米会談の成果について**——フィリピン大学同窓生の会場で演説。

会談では米軍基地に対するフィリピンの主権を認めることを確認させることに成功した。米国の態度から見て、クラーク空軍基地は現5,200から4,500に、スビク海軍基地は17,000から8,000に(単位いずれもヘクタール)縮小されるという印象である。協定の詳細はエスピノ参謀長とアメリカ側で詰める。2つの基地にはフィリピン国旗がひるがえることになると確信している。フィリピンは条件付きで一定の基地施設を利用できることで合意した。諸案が失敗しない限り、協定の調印は近い。

フィリピンは米国側推定で3億4000万ドルになる関税引下げを勝ち得た。米国側はマホガニー、ヤシ油などの製品の待遇改善に同意した。両国は新繊維協定を締結する。フィリピン側は大豆、未加工タバコなど81輸入品目への譲許について対案を提出した。

米国側はワシントンでASEANと閣僚級の会談をしたいとの希望を表明した。

▶**バシランで反徒の攻撃**——同州 Lamitan 町住宅地域で重武装の約20人。民間人死傷各1。

▶**民間人に支給した銃の回収**——国防相、警察軍・国警(PC/INP)長官に対し命令。部隊長、幕僚が依然として仮領収書(MR)ないし任務命令(MO)によって民間人に火器を給付しているという。

(注) 10日エンリレ国防相は3項目の、民間人への火器拡散を抑制する通牒を発した。(1)MR、MOによる火器支給の中止、無効化、回収、(2)民間人所有火器はMRでカバーしない、(3)民間人の任命は火器所持・携帯権限条項を付けない。

7日 ▶**1978年ASEAN貿易見本市開会**——マニラの国際貿易展示センターで(～21日)。取引高4000万ドル。

▶**太平洋地域経済委員会第11回総会マニラで開会**——(～10日)。

▷大統領、5月15日以降は立法権をIBPに移譲——公式筋本日言明。同日以降は大統領令、一般命令、通達の発出をやめ、それ以前も発出を緊急なものに限る。

9日▷世銀借款1500万ドル調印——世銀、比国立銀行、フィリピン投資システム社(PISO)の間で。PISOが小企業に貸付ける。期限20年(うち据置期間3年)。

10日▷原子力発電所向け融資条件緩和に同意——アメリカ銀行団30行の幹事行、1976年の協調融資、ユーロダラー2億5660万ドルについて。当初のLIBOR超1.75%、返済期限1980年から7年間、に対し、期限は83年から7年に。すでに引出されたA部分1億0700万ドルは1984年からLIBOR超1.125%、未引出しのB部分1億4960万ドルは当初から1.125%に。

11日▷大統領、立法権保留を表明——立法権はIBPに譲るが、IBPが期待通りに動かない場合はまた大統領令による立法権を行使する。

▷大統領、漁業開発共同プロジェクト発表——イロイロで。マルコス基金と東南アジア漁業開発センターの共同で、重要地点でえび、かに、バングスのふ化、養殖の総合事業を実施し技術を全国に普及する。

▷大統領、糖業銀行設立を命令——バコロドの集会で言明。資本金4億ペソ。

14日▷警察軍・国警の管区司令部制廃止の通達——現行4管区司令部制を8月8日までに解消し、それに代えて13地方司令部制とする。

(注) 6月1日付で13地方司令官が任命され、従来の11機動隊廃止。6月11日PC司令部発表によると地方司令部制は7月1日から実施。

▷シン枢機卿のローマ行き一時阻止さる——マニラ国際空港で。16日 Bruno Torpigliani 教皇使節、大統領宛訴状を提出。大統領は枢機卿を外国旅行禁止者リストに含めた者の調査と処罰を国防相に命令。

15日▷ASEAN華商会議、マニラで開催——(～17日)。主催は比中国人商工会議所連合、協賛フィリピン商工会議所。

17日▷帰化申請者に自動的に市民権授与——大統領、ASEAN華商会議で言明。1975年以来申請外人3万8838人中通達270および491号で1万5678人が帰化した、その残りの者。

▷選挙委、中部ピサヤ野党候補者全員の当選宣告——地方投票点検委の宣告(5月13日)を破棄、代りにピサヤ連合候補者13人の当選宣告。また最高裁は中部ミンダナオ野党「国民の良心」(以下KB)派の緊急提訴を受けて、同地方点検委の開票点検を差止め。

(注) 5月13日宣告は、野党9、与党4を当選者とした。

▷売上税について大統領令の発効期日延期——4月21日署名の1357および1358号(売上税率と計算方法)の発

効日を、輸入を除いて7月1日とする。

18日▷大統領、2新選挙委員任命——Vicente M. Santiago, Jr., Domingo C. Pabalate(いずれも判事)。

▷大統領補佐官ら、イメルダの昇格を検討中——全国1600市町の「家政」を預かる全国居住委員長が居住省の大臣に。

▷回教徒紛争の話し合い解決を促進——インドネシア=マレーシア首脳会談(17～18日)の決定の1項目。

▷警察軍・国警、火器規制機動隊設置——全国および地方に。火器を使用した犯罪増加のほかに軍警員がみだりに火器を誇示するという報告が増大している。

19日▷米社、ニド油田沖合作業台製造・据付け落札——大統領発表。エネルギー省がルート・アンド・ブラウン社(ヒューストン)に。フィリピンで初めて。施設容量は1日5万バレルだが、当初産出量は2万バレル。操業はシティ・サービス社をオペレーターとする米比コンソーシアム。

▷中銀、2銀行に再貸付——バンカーズ・トラストからの1億ドルのうち7500万ドルをDBP(比開発銀行)に、東銀・バンカーズ・トラストからのローンのうち6800万ドルをPNB(比国立銀行)に。

▷輸出・食品生産企業への再割引率1%引下げ——5%→4%。

20日▷フィリピン不妊研究協会第1回全国総会——シカット経企長官兼人口委員長は、自発的に不妊手術を受けた者は、1975年1万5000人、77年12月15万1031人(16%は男子)と発表。

21日▷ネパール国王夫妻非公式訪問——(～23日)。

▷「ミンダナオ和平会談の用意あり」——大統領言明：しかし問題はMNLFが幾つかの小司令部に細分され、ハシム・サラマットとヌル・ミスワリの主導権争いがあり、決定を実施できる者がいないことである。

22日▷ロムロ外相、訪米に出発——(～6月7日)。国連軍縮総会出席およびバンス國務長官ら米当局者と「米比関係の種々の側面」について討議のため。

▷PSC、主要商品の増税便乗値上げに警告——物価統制委員長回状。対象品目はミルク、加工肉、小麦粉、洗濯石鹼、学用ノート、特定医薬品抗生物質、食用油、砂糖、特定繊維、セメント。大統領の増税延期(5/17)により値上げの根拠はないとしている。

▷カガヤン谷地方NPA責任者このほど投降——Jose Guzman(Joe)指揮官、戦闘序列31位、懸賞金2万ペソ)。なお1週間前には前任者Ernesto Dizon(Darmo)指揮官、序列21位)が投降している。

▷観光相、外国報道の事実歪曲を非難——米国在郷軍人会フィリピン支部年次総会で：幸い米国行政府に両国

友好関係を害するほど影響を与えていないが、立法府メンバーや大衆に影響を与えていることは明白である。

24日 ▶大統領、民間の米輸出を奨励——フィリピン米とうもろこし業組合連合年次会議で、国家穀物庁との協力要望。現在米緩衝在庫 114 日分という。

▶全国バランガイに2億ペソ即時支給——地方自治省決定。4万村に各5000ペソを支給して村落共同体の諸プロジェクトに当てる——校舎修復、村民会館・灌漑施設、上水道建設、漁業、農機具購入、保健・スポーツ振興、小家内工業。1月に支出権限を与えられてから選挙接近と反対の声で PNB 寄託となっていた。

25日 ▶近い将来地方選挙なし——首都圏 KBL 当選候補者主催夕食会で大統領言明：いずれにせよ地方選挙の問題は6月12日開会の暫定国民議会が取上げることになる。

(注) マルコス大統領は昨年8月世界法会議で、議会選挙後地方選挙があると言明。地方自治体公選職の任期は1975年末に切れ、現在は大統領の任命で継続中。

▶政労使三者会議——タガイタイ市(～27日)。労働側、最低賃金日給18ペソ、毎年漸増方式(1980年25ペソ)要求。重要産業でのスト禁止解除では合意なし。「非インフレ的に早期に上方調整する」合意だけで最低賃金引上げ幅は大統領に決定を委ねる。

27日 ▶難局にある農村銀行200行の救済措置——農村銀行法改正の大統領令。困難の原因の1は、マサガナ99融資(総額39億ペソ)のこげつき1億3400万ペソ。

28日 ▶野党、継承権ある副首相職創設を迫る——ビサヤ連合、閣内 IBP 組織委員会に対し。首相がルソン出身なので、副首相が置かれればビサヤから、また IBP 議長はミンダナオから出すべきだと提案。

(注) 同党 Casimiro Madarang, Jr. 委員長は31日、IBP の開会に備え、「影の内閣」と、(1)戒厳令解除、(2) IBP 議員任期を2年に限る、(3)可及的速やかに地方選挙実施、(4) IBP を制憲権能をもつ議会とする、の4優先施策を発表。

29日 ▶マカバガル、出国許可得られずと発表——(UPI)。同日夜大統領府は、息子に外交官旅券を請求したためおくれたと発表。

▶3年間の最低賃金引上げ幅決定——(大統領令 1389号)。今年7月1日、79年5月1日、80年5月1日それぞれ日給を1ペソずつ。この結果、首都圏11、地方非農業労働者10、農園農業労働者8～9、非農園同7～8、糖業従事農業労働者8～9、同非農業11～12(ペソ)。

(注) 7月1日から教職員最低給与引上げ一月給574ペソ。

31日 ▶閣僚=IBP 議員非公式協議——大統領、6月12日 IBP 開会により議院内閣制に移行するに伴い、従来の Department を Ministry に変更することを発表。

6月

1日 ▶大統領、13閣僚を IBP 議員に任命——KBL 議員の協議会で。4月7日の選挙に立候補しなかった閣僚(任命者は参考資料)。その他の発表：(1)特別および一般的目的の国務大臣、および政務次官の設置、(2)IBP 議員の中から議会顧問会議を設置、(3)IBP に議長、院内総務、事務長、副事務長、守衛官をおく、(4)29の常任委員会を置く。

▶大統領夫人、新設の環境居住相に就任——20日、IBP 議員への説明で、新省は既設の省と機能が重複することはない、各市町マネジャーは市・町の運営で補助的役割を果たすだけで市町長の首をすげかえるつもりはない、と答弁。

21日、省内11部門の幹部に政府、民間からの専門家を任命：水、電力、食料、家内工業、住宅、生計、医療、教育技術、環境、スポーツ・リクリエーション、動員。

2日 ▶マニラ湾以外にカジノ営業を拡大——大統領令 1399号(同1067-A号、1067-B号の修正)。

▶議院内閣制への移行を規定——大統領令 1397号。(1)従来の20省と新設の環境居住省を Department から Ministry に変更、(2)各省に従来の事務次官の他に政務次官をおく、(3)首相は IBP 議員の中から1人以上の国務大臣を置くことができる、(4)移行は6月12日。

3日 ▶大統領、不法集会の606人の不起訴を命令——選挙後4月9日のデモで逮捕された者。長期拘留者は指導者8人で、うちタニャータ、ロドリゴ両元上院議員、ギンゴナ夫人はさきに釈放。

5日 ▶マーフィ新米国大使着任——Richard Murphy。「米国はフィリピン政府を“不安定化”する意図は過去も今後もない」と言明。

(注) ニューサム大使(昨11月着任)は、健康上の理由で辞任したハビブ政務担当国務次官の後任に転出。

6日 ▶PSC、ココナツ製品値上げ——補助金資金枯渇に伴ない原料(コプラ)価格を引上げるため。値上げ幅：食用油、洗濯石鹼、濃縮牛乳、練乳など60～67%。

(注) 消費者団体の抗議に対し、大統領は19日、6日現在の生産者在庫にもつぎ、超過利益の5%の税を賦課すると発表(11日大統領令)。7月17日、フィリピン消費者基金は PSC の値上げ命令無効を最高裁に提訴。

7日 ▶IBP 準備協議会——院内議事規則承認。マルコス大統領、IBP の議長を務めると言明。

▶MNLF 北ミンダナオ革命司令部大量投降——司令官で MNLF 副議長の Datu Abdul Kayer Alonto 以下約1200人。

9日 ▶閣僚、IBP 議員の兼職禁止——大統領、現体制での最終閣議で発表。政府系企業だけでなく政府金融機関から借入れを受けている民間会社も含め、役員就任禁

止。また Luis Taruc, Jeremias Montemayor ら農民代表と会見、現行農地改革法の洗い直しを農地改革相に命令。

10日 ▶拘留者 631 人に恩赦——大部分は破防法違反者という。著名人は Antonio Araneta, Jr. と Teodosio Lansang。別に Sergio Osmeña, Jr. ら大統領暗殺未遂事件容疑者 8 人を仮釈放。

(注) 翌日、「政府の正常化過程促進の意図で」、反逆罪と殺人、傷害などの重罪を犯した者を除く、破防法、公安に対する犯罪で起訴された者の大赦を規定した大統領令 1429 号を発した (大統領令 124 号, 1182 号の修正)。さらに 17 日付 Bulletin Today 紙によれば、反乱、治安妨害、同教唆罪の被告 199 人の起訴取下げ (11 人は宗教関係者, 122 人はカリंगा・アバヤオ族)。

11日 ▶一連の大統領令を一括発出——翌日の暫定国民議会開会に伴う制度変更に備えて。主な大統領令:

○1449号 (バタアン輸出加工区に対する追加優遇措置。従来の原材料・機械免税輸入に加えて投資奨励法並みにキャピタルゲイン税免除, 設立・操業前経費控除, 加速償却, 操業損失繰越し, 拡張再投資控除, 労働訓練費控除など)

○1450号 (投資調整委員会の構成・機能の強化)

○1454号 (金融会社の金利規制。中銀に SEC と協力して消費者金融の金利, 手数料, その他掛りを規制, 変更, 修正する権限)。

○1457号 (1977年内国歳入法の改正)

○1476号 (コプラ輸出税引上げ。現行 FOB 価格の 6% から, 79年 1月 7.5%, 80年 1月 9%, 83年 10%に)。

○1486号 (憲法 13 章 6 条に基き特別汚職裁判所 Sandiganbayan 設置。首席判事と 8 人の陪席判事から成る。サンディガンバヤンの下にはまた特別検察官を置く)

○1487号 (1978年タノドバヤン令。憲法の苦情救済申し立ての国民の権利規定を実施に移したもの)

○1514号 (大統領職継承ルール)

○1517号 (都市土地改革法)

(注) マルコス大統領は 10 月 5 日, IBP 議員の質問に答え, 戒厳令以来 6 月 11 日までに大統領令を 1653 本, うち 5 月 1 日~6 月 11 日の間に 241 本発出した, 若干のものはまだ番号がついていない, と言明。

▶ダバオ市の公設市場で手投弾爆発——死者 11 人, 負傷者 96 人。

▶ニューヨーク市警, フィリピン・センター侵入——(現地時間)。容疑者追跡中, 7 人が捜査と警備員らの虐待を行ったという。同ビルには国連代表部と総領事館がおかれているため, 13 日フィリピン大使館は米國務省に嚴重抗議。

16 日, IBP 理事会, 非難決議。大統領は国連と同米代

表への抗議, 米大統領への非難決議送付を命令。17 日, 米政府はフィリピン政府に正式陳謝。しかし 21 日, ロモロ外相は, 米側は遺憾と述べるだけでまだ正式陳謝をしていない, と言明。

12日 ▶暫定国民議会開会, 議院内閣制へ——ケソンの新築の議事堂で。マルコス大統領, 初代首相に就任。閣僚, IBP 議員も就任式。議員定数 200 人中, 中部ミンダナオの 8 人は開票をめぐる係争のため未決定。(閣僚, 議員名は参考資料) マルコスは開会演説で, 「一つの国家, 一つの思想」を国民目標として提唱。

13日 ▶町裁判所の巡回化——行政命令 33 号。これにより町裁判所数は 1450 から 917 に。判事数 123 人削減。

14日 ▶ASEAN 外相会議——(~16 日。タイのパッタヤ)。

15日 ▶国防相, 装備近代化計画を報告——IBP で。優先度が高いのは, 対艦ミサイル付き F-8H, 機甲歩兵戦闘車輛, 105 ミリ榴弾砲, C-130 輸送機, 防空・早期警戒用移動レーダー, 艦対艦ミサイル付きパトロール艦。また航空機, 艦船, その部品, 弾薬その他必需品の再生, 組立て, 製造について開発プロジェクトの研究・予備調査を行なう。

同時に, フィリピン民族解放軍をもつフィリピン統一民主社会党 (NPDSP) の成立, 国内外の旧政官界人, 共産党と提携する宗教活動家, 米国内反政府分子について報告, これらは選挙後表面化したと言明。

16日 ▶最高裁, 裁判所の増設発表——大統領令 1439 号。一審裁 70, 市裁 20, 少年家庭裁 6。

17日 ▶メトロ・マニラを首都と正式宣告——首都圏委発表。このほど大統領令 1396 号で。その行政権を環境居住相に与え, 同相を職権上メトロ・マニラ知事に任命。

18日 ▶アキノ, 恩赦申請か——(UPI-BT, 同日付)。権威筋によると, 大統領は考慮中。申請は殺人, 破壊活動, 火器不法所持の訴因について有罪を認めていない。釈放されれば国内にとどまることも, ハーバード大研究員への招きを受入れることもできる。大統領は 18 日夜, 「申請したとしたら, 私にはまだ届いていない」と言明。

▶マリッジ社に 1 億 4800 万ドルのリファイナンス——(同日付 BT 紙)。中銀通貨委承認。海外銀行団 60 行が中銀に与えた 5 億ドルの大型ローンから, PNB が行なう再貸付 2 億 0644 万ドルの一部。

20日 ▶大統領, 共産主義者の策略に警告——IBP での説明で。教義の若干を否認するのは反政府統一戦線樹立のための戦略にすぎないと。

▶経済企画相, 地域間格差是正を強調——IBP で開発 5 カ年計画の戦略を説明して次の 4 重点を挙げる。(1)農村地域貧困の軽減, (2)農村→都市の人口移動を防ぐため

農村地域に雇用機会の創出、(3)農村における食糧など最低限の必需物資確保、(4)農村へ外貨流入を増大させるため輸出製品、輸入代替製品の生産。

21日 ▶大統領、IBP 議員に最大限の質問の自由を保障——記者会見で。各議員は政府の非効率、無能だけでなく不正や汚職を非難することが許される。どんなことでも、特に公共の福祉、公務員、共和国の保全と安全保障に関することで意見を発表する権利が与えられる。

(注) IBP の議事規則は主に質問時間の長さや範囲の問題で不一致が続き、やっと7月7日、月2回(第1、第3木曜)の質問時間を設け関連討論制を復活することで決着。

▶第1陣20人に恩赦——第1恩赦委、大統領令1429号により開会(3日間)。アキノの申請はないと言う。

(注) 25日大統領府発表によれば、4月7日以降、「和解と国民統一」の政策のもとに釈放された拘留者は2081人。別に6月13日522人に大統領寛大措置。6月10日釈放の631人を除いた1450人は仮釈放。

22日 ▶大統領、人口の首都圏流入禁止の検討を指令——生活水準の低下を招いているとして産業の地方分散策など。「生活の質」を高める次の3通達の1(712号)の中で。(1)709号：国家住宅庁は、宅地・分譲地の開発が水や電力等の十分なサービスが伴うよう責任をもつ。(2)712号：首都圏の水調査および廃棄物の海・湖への投棄禁止。(3)713号：環境居住省の認可がなければ、農地の宅地・工業用その他非農業用地への転用禁止。

23日 ▶CPP 指導者11被告の軍裁予審開始——前委員長 Jose Ma. Sison ら。他の1人は9日恩赦。

24日 ▶大統領、IBP 全議員に政争停止を訴え——個人的利害を捨て IBP 常任委員会の構成を促進し密議に入るように要請。IBP は開会以来常任委の割りふりをめぐり、与党とビサヤ連合、ミンダナオ同盟が対立、次の3委員会が成立したのみ。運営委(閣僚と各常任委員長から成り、委員長は首相)、財務委(委員長は蔵相)、歳出委(委員長は予算相)。

(注) 26日に至って別に10常任委の構成が決まり、本会議も成立。

26日 ▶農地改革省、27入植地建設へ——このほど公有地473,000ヘクタールの払下げ申請。現在は29入植地、41,253農家。

27日 ▶4投資優先計画を承認——このほど第11次投資優先計画、第9次輸出優先計画、第4次公益事業優先計画のほか、あらたに農業投資優先計画(AIPP)。

▶イメルダの全国情報教育プログラム——公設市場を夜間利用して居住センターとし、ここでフィルム、ビデオテープ、スライド等を使って国民の自立心と自己認識を高めるといふもの。各省、政府機関の長に協力を要請した結果、当初資金1億ペソを集めた。なお途中盛田昭夫ソニー会長も同席。

▶プランス、米国へ亡命——米國務省筋確認。Charito Planas は破壊活動のかどで追及されていたがマレーシアを経て米国に到着。モンデール副大統領が訪比時に脱出を援助したという報道は否定。(AFP, AP)

28日 ▶スルーで空軍ヘリ、地上統火を浴び被弾——同州 Pantao で、第9地区PC司令官ら3人の大佐ほか13人への視察中のヘリコプター2機が。

29日 ▶米政府、比センター侵入事件で陳謝——マーフィ大使がロムロ外相宛バンス國務長官の書簡を伝達。拘留者2人の1人が空軍武官室事務官であったため。

▶イメルダ、訪ソ・米に出発——(～8月15日)。この間、ソ連文化省の招きでソ連公式訪問(～7月8日)、5日にはコスイギン首相と会談。7月26日米下院議員グループと懇談、28日カーター、モンデールと会見、8月12日パウロ6世葬儀出席。

30日 ▶アキノの弁護士、再び大統領と会見——7月5日、タニャーダ弁護士がみずから明かす。(UPI-BT)

▶商業ローンの取入れ IMF 上限到達——中銀対外債務・投資勘定運営部が原則的に承認した、政府・民間が国際金融市場で契約した外国ローン9億5000万ドルに。

7月

2日 ▶タルラクで地主宅に手投弾——同州 Camiling 町で、死者2、重傷2。NPA の資金と米抛出要求に応じなかったため。同日パンパンガ州 Floridablanca 町で比空軍情報員が NPA と交戦、指揮官ら2人を射殺。

3日 ▶自治体の必要優先度リスト提出を指令——大統領、全国市町長に対し。地方居住状況近代化のため。

▶西サマルでNPAの待伏せ攻撃2件——同州Karanis と San Jose 間で。PC6人、警官2人を含む10人死。

▶初の商業用浮きドック開業——ケッペル・フィリピン造船所、比・シンガポール政府合弁でパタングス市に。

4日 ▶南ラナオ・ブキドノン州境で回教徒の襲撃——送電線建設中の労働者に死者1、負傷者2、さらに100人が誘拐さる。(交渉の末、5日57人、20日43人釈放さる)

▶5青年団体、米軍駐留と多国籍企業非難——フィリピン青年進歩協会(SIKAP)、農業労働者協会(AMA)、新フィリピン婦人同盟(KBP)、フィリピン印刷工組合(UIF)、フィリピン婦人労働者協会(SKMP)。

5日 ▶中銀、外資企業の内資借入規制強化——回状616号(1日実施)。

▶国連難民委、サバのフィリピン難民救済に100万ドル供与——同委員会地域代表 KL で語る。昨年は60万ドル、難民数は約9万人。

6日 ▶中銀総裁、信用引締め説を否定——記者会見で。

中銀は金利引下げの措置をとってきたし、財政赤字や外貨取引黒字などの要因で、5月末の通貨供給は前年同期比13%増である。

7日 ▶イメルダ、比ソ文化交流協定に調印——ソ連側グロムイコ外相。文化、高等教育、スポーツ分野での協力を規定。1975年協定は友好協会間、今回は政府間。

9日 ▶環境居住省、環境影響申立て制度発表——6月16日以降契約の官民のインフラおよび産業プロジェクトは、地域の美的、文化的、経済的、社会的その他環境要因に及ぼす影響を調査・認可してもらうことを要する。

▶中東・米銀行団から借款1500万ドル——中東6行と米2行が、中東で操業中のフィリピン・シンガポール・ポーツ社(Landoilの子会社)に対し。期限10年、金利LIBORプラス、当初5年間1%、以後1.25%。

▶FFF、農民の土地追立てを暴露——自由農民組合モンテマヨール委員長。数千の農民が追立ての危険にさらされており、もっとも多いのはスクォッター(不法居住者)禁止令違反の理由で多年耕作してきた公有地から追い出されるケースである。

10日 ▶農相、IR-36 VEM種の全国採用を指令——生育日数100日、ヘクタール最高140カバンの高収量。

▶明年4月から石油の15%を自給——大統領発表。パラワン沖5油田から年産1400万バレル(1億8000万ドル)。目標は82年までに1930、85年までに3400、87年までに4520万(バレル)。

▶農家に住宅用地所有権移譲——通達705号。米とうもろこし農家が占めている宅地所有権を、農地の内外にかかわらず移転対象の一部としてその農家に移す。

11日 ▶マニラ空港到着手荷物から手投弾部品発見——キャンプ・アギナルドのGHQ宛手投弾導火装置1941箇、持主は金沢和男氏。14日国防省、軍の発注品と言明。

12日 ▶日比友好通商航海条約改訂交渉再開——日本側交渉団長西山健彦アジア局参事官、比側Pablo R. Suarez 外務省経済局長。

▶在外労働者の今年の本国送金は10億ドルに——海外雇用開発庁発表。102カ国に130万人。

▶PPI、農家に2億ペソ貸付け——大統領発表。プランターズ・プロダクツ株式会社、今植付期に肥料、農業購入資金として米、とうもろこし、甘蔗農家に。

(注) 通達178号はPPIの食糧生産支援融資を規定。

▶中部ミンダナオIBP当選者はKBLが独占——(8-0)、選挙委第12地方点検委発表。

▶IBPに1980年正規国民議会選挙の決議提案——野党ビサヤ連合所属13議員。

13日 ▶バンク・オブ・アメリカ、合併銀行から撤退——

Insular Bank of Asia and Americaでの持株(30%)はFamily Saving Bankが肩代り(他の10%は第一勧銀が所有)。外銀の撤退は、Grindlay and National Bank(英)、Royal Bank of Canadaに次ぐ3行目。

15日 ▶大統領、IBPの審議のおくれに警告——IBPが任務を果さなければ憲法上認められた立法権を再び行使する、と。

16日 ▶大統領、MNLF指導者に会談呼びかけ——バギオでの記者会見：(1)南部分離運動の真の指導者はミンダナオ問題の平和的解決のために、わが国にきて政府代表と直接に話し合うべきである。(2)最近の首都圏や南部の放火や映画館での手投弾事件は、破壊活動と関係している可能性がある。

(注) 同日のバルベロ国防次官の発表：77年1月20日以降今年6月までのMNLF側停戦協定違反は1860件、人身損害は2404件(その3分の2は民間人)。

17日 ▶全国住民の登録・ID発行制度案——メトロ・マニラ委、国家住宅庁と市町長との間のスクォッター、地域改善問題の協議で検討。住民は各州で登録し首都圏転入の際はIDを示して登録する。住民は教育、医療、住宅、雇用など社会サービス面で優先される。

(注) Bulletin Today紙では、全国的身分証明書制度。

18日 ▶都銀14行、DBPに協調円建融資2件——幹事行は東京銀行と富士銀行。①60億円、15年半、②40億円、10年。ともに支払い時の日本の長期プライム・レート、プラス一定率のマージン。

(注) なお1月以降、国際金融市場で調達した借款は11億2000万ドル、うち3億5000万ドルは借替え目的。

▶海軍、日本からLSTを輸入——海軍当局者言明。地域経済開発計画に使用するという。

▶全国的な犯罪・不法行為取締りへ——PC・INP長官、管区・地方司令官に命令。大統領の最近の犯罪、特に組織犯罪、放火その他陰謀の増大抑制の指示による。

(注) 20日国防相は、外国に基地をもつ放火、強奪の犯罪集団員が国内にいるとの信頼すべき情報があると言明。

▶チェース・マンハッタン、PALに借款——中銀筋発表。7500万ドル、リファイナンスおよび部品購入用。

20日 ▶外資企業の内資借入規則に例外措置——中銀通貨委、このほどうすでに帰化申請した外国人の所有する企業に対して。

21日 ▶国防省、軍裁即時全廃論に反論——重大で複雑な法律問題を生むという。今月初めのClaudio Teehan-kee最高裁判事の提案に対し、このほど公式文書で。

▶蔵相、16新税措置発表——うち、この日酒、たばこ、ホテル客室の3増税措置がIBP第2読会通過(実質可決)。6月11日大統領は新税措置(大統領令)に署名。16措置による増税分は4億1200万ペソ。

▶山岳州部族長、和平を誓約——マウンテン、カリング・アパヤオ両州で、部族戦争をやめ、NPA 参加者を引きもどすこと。

(注) 8月5日、マウンテン州 Sadanga とカリング州 Botbot の部族間で3カ月間の和平協定調印。

23日 ▶国内砂糖生産割当制復活を提唱——Roberto S. Benedicto フィリピン砂糖委委員長。国際砂糖協定の輸出割当140万トン、予備在庫20万トン(3年間に)、プラス国内消費を考慮する。同時に製糖工場の能率を高める。

25日 ▶武装マギンダナオ族分子、5官庁を襲撃——公務員委員会地方事務所長、町長らに率いられたティーンエージャー約100人。コタバト市の事務所を荒し、マラナオ族の職員に退去するよう脅かし、諸要求提出、と31日報道。

(注) 31日、第12地方長官 Simeon Datumanong は、同日朝の話し合いで誤解にもとづく政府内両部族の紛争は解決した、と発表。また中部ミンダナオ総司令官 Delfin Castro 准将は「きわめて不正確で誇張された」報道を非難。しかし31日地方官吏1人が射殺された。

▶地方選挙は IBP が軌道にのってから考慮——また革新的、能率的で実行力ある自治体役員は大統領・首相権限で留任させる、と大統領言明。

▶最高裁、食用油・ミルク・石鹼値上げに禁止命令——消費者団体の提訴にもとづき、PSC と商人に6月6日の PSC の値上げ命令の執行を一時的にやめさせた。

(注) 26日3主要ミルク製造業者、石鹼製造業者は原料油の入手不能を理由に生産中止を PSC に通告。28日の生産者・消費者会議が行きづまり、製品出荷停止。

26日 ▶イメルダ、世銀ローン協定に調印——首都圏下水道プロジェクト資金3億9400万ドル(うち外貨コスト1億8500万ドル)中の8800万ドル。

(注) 9月7日アジア開銀とも4900万ドルのローン調印。

▶中国と原油供給長期協定に調印——北京でベラスコ・エネルギー相。勝利原油基礎量600万トンを79~83年に友好価格で買付ける。

▶大統領、暴力による政府打倒を説く宗派を非難——イグレスシア・ニ・クリストのマリガヤ入植地開業式で。

31日 ▶IBP議長にマカリント前最高裁長官選出——Querube Makalintal。この、日全常任委の構成完了。

▶大統領、教会関係者24人の不起訴を命令——国防相の勧告にもとづき軍当局に。合法政府に反対する煽動文書の出版・配布をしたと非難されていた *The Communicator* と *Signs of the Times* の役員、スタッフ。

8月

1日 ▶中銀、FCDUの外貨カバール規則を緩和——回状547号。FCDU=外貨預金銀行。

2日 ▶第2回 ASEAN=米関係協議開会——(ワシ

ントン、~4日)。ロムロ外相、ASEAN スポークスマンとして、域内唯一の自由企業制度の“とりで”としての ASEAN に米国の協力を要請。

(注) 4日マルコス大統領は、協議の主要問題は自由貿易、技術移転、米国の域内投資であるが、過去の経験からあまり期待しないと言明。

14日 Valdepenas 商務次官言明によると、米国は砂糖、タバコを除くフィリピン側の関税引下げ要求を受け入れ(ココナツ、木材、加工果実、果実シロップ、アバカ、植物繊維、家具)、また輸出安定共同基金設立に同意。

▶糖価低迷は米国の砂糖協定未批准に責任——フィリピン砂糖委ベネディクト委員長言明。

3日 ▶大統領、継承ルールを発表——IBP の質問時間に野党カノイ議員の質問に答えて。

以前の3大統領令(100号—75.1.17, 731号—75.6.7, 731-A号—76.1.15)に代えて、6月11日に大統領令1514号を発した(いずれも未発表)。

失効した3令は、管理委員会ないし閣内委員会が、その発議で、大統領後継者が直接にか間接にか国民に選出されるまで、政府を運営すると規定している。

新令によると、IBP 議長が大統領の後継者となり、副首相(複数の場合はその最年長者)が首相職を継承する。後者はIBPがその成員中から大統領と首相を選出するまで憲法上の権限と機能を有する。

議長は議会を即時招集し、議会は大統領と首相を選出するものとする(第2条)。

継承ルールは即時発効する(第3条)

略述したこの手続きは憲法上の委任を形に表わしたものであり、議会は同令を修正できない。修正ないし変更は改憲によらなければならない。

4日 ▶最高裁、PSCのココナツ製品値上げ命令取消し——事前に公聴会を開かず正当な手続きを欠くとして。

▶牛場特使、マルコスと会談——ASEAN歴訪の一環。対 ASEAN 援助を3年間に28億8000万ドルに倍増。

5日 ▶米の余剰は13万8000トン——農相、大統領に年央報告。生産量1億5670万カバンで、予備90日分として13万8000トンが輸出可能。インドネシア、マレーシア向け輸出約8万9000トンは別。

7日 ▶農相、82年にとうもろこし自給と発表——現在年間12万トン輸入。マイサン77計画により、陸稲および非灌漑の限界地を転換して、イエロー、ホワイト・コーン、ソルガムを植付ける——目標、79年までに134、80年239、81年270、82年340、83年400(単位1000ヘクタール)。

▶大学生、来年度からフィリピン語6単位必修——文相、全大学に通告と発表。

▶KB、米軍基地全面撤去を要求——Kabataan Barangay (バラングアイ青年団、委員長 Imee Marcos) 全国執

行委、政府に交渉打ち切り要求、IBPにも同様要求。

(注) 13日には7労組連合が支持。Imeeは大統領の長女。

▶イメルダの副首相就任を大統領に要請——アスピラス観光相、エストレーリャ農地改革相らイロコス地方IBP議員。西ミンダナオの議員は、全国代表としてイメルダの就任を支持するが、他にルソン、ビサヤ、ミンダナオに1人宛の副首相を任命するよう要請。

8日 ▶KBL、全会一致でイメルダ副首相任命を支持——大統領はKBL議員に結論を急がないでもっとよく検討するように伝えた。またKBL所属トレンチーノ外務担当国務大臣は、「功績や資格の点からもっともだが、縁故主義と政治王朝化と見られるかも知れない」と言明。

(注) 11日 KBL議員協議会で大統領は、選挙区に帰って熟考し、選挙民の声を聞くよう求めた。15日帰国した夫人は「信頼と信任に感謝するが副首相の肩書がない方がよく任務が果せると思う」と言明。ペラエス議員は17日、非常時に副首相がひきつぐ役割は、暫定的に代行する政府運営者にすぎない、と述べる。17日付Daily Express紙によると、若干の地域、特に中部ビサヤでは、レファレンダムによって国民に決めさせるべきだというのが選挙民の気持であるという。そして野党側は選定に参加しないことを決めたと発表。

▶大統領、放火事件の軍裁処理を命令。

▶オーストラリアと核保証協定調印——エネルギー相、来比中のアンソニー副首相との間で。パタアン原子力発電所向け燃料ウランウムを核兵器に加工しない旨。

10日 ▶ココナツ製品価格、6月6日水準に復帰——PSC命令。前日の生産者・消費者の公聴会の結果。大統領はPSC委員長に、政府・ココナツ農家・消費者の合弁企業でココナツ油工場を接収する可能性の検討を命ず。

(注) フィリピン消費者財団、15日最高裁にPSCの命令無効化を提訴。22日PSCは公聴会でコプラを原料とする製品のあらたな値上げ申請は認められないと言明。

▶外国資金取入れ企業に払込資本引上げ要件——リカロス中銀総裁発表。負債資本比率を少くとも75:25に。

▶PANAMINをカリंगा・アバヤオ地域から引揚げ——大統領、このほど命令。同地方部族民の間にチョコ川ダム建設計画をめぐる不安があるので、各省間機関カリंगा特別開発地域(KSDR)に機能を移譲。

11日 ▶1979年度一般予算案、IBPを通過——原案を21億ペソ削減した322億ペソ。票決132対10、棄権2。大統領は通過後、インフレを防ぐため政府経常費を約5%削減すると言明。

▶スイスから協調融資1億2000万フラン——蔵相、ジュネーブで調印。資本財・役務調達に使用。

なお、12日、AG&P社のサウジ・アラビヤでの建設工事に関連し、アラブ銀行団は1億6900万リアルのスタン

ドバイ・ギランティを供与。

12日 ▶都市土地改革法を發表——大統領令1517号、署名は6月11日。都市開発と社会的住宅計画促進のため。要点: (1)特定の都市化した(その可能性ある)土地を土地改革地域と宣言、居住相が開発・区画計画を準備する、(2)同計画に合致しない使用・処分はできない、(3)10年以上住んでいるか、家を建てた適法の借地者の追立て禁止と適当な価格・期間での土地買取り、(4)大統領令76号(1224,1313号で修正)にもとづく収用権限、(5)閣僚級都市土地改革調整会議設置。

13日 ▶モーターランチのハイジャック——オルタンガ島沖で、MNLFと見られる重武装の30人、5人を殺し8人に負傷させ、金品を強奪。

15日 ▶スルタン・アルダム射殺さる——Sultan Hadji Basher Mohammad Aldam、バシラン・サンボアンガ回教徒の精神的指導者。サンボアンガ近郊の回教村 Recodeで。

16日 ▶穀物ケダン融資事業発足——中央銀行、国家穀物庁、予算委員会共同で。通達696号(5/24)、704号(6/9)により、当初運転資金9500万ペソを持ち、中銀—農村銀行を通して穀物業者に運転資金として貸出し、また業者が農村・商業銀行から融資を受ける担保に差入れるケダン(倉荷証券)の保証資金となる。

▶中銀、商銀外貨預金の貸出規則強化。

17日 ▶政府情報法案上程——情報相、国防相提案。国防・閣議・外交・通貨に関する情報、個人的利益を与える公的情報、個人・法人提出の情報などの機密保持目的。多数議員(19日現在与野党12人)が強い反対表明。

18日 ▶中銀、銀行支店の貸付・投資規則を緩和——回状625号(同536号の修正)。その他、民間開発銀行、貯蓄銀行、貯蓄貸付組合の業務を拡大する回状6本。

▶暫定国民議会休会——これに先立ち次の3租税措置を可決:タバコ税率引上げ、アルコール飲料特別税引上げ、混成酒従量税復活。大統領、79年度予算に署名。

▶PNOC、フォーチュン500大企業の264位に——本日付同誌。売上986、資産767、純益37.7(百万ドル)。

20日 ▶スルでPC分遣隊襲撃され6人戦死、12人負傷——同州Parang。約60人の攻撃側は死者7人。

22日 ▶副首相任命にレファレンダムは不要——西ビサヤ(イロイロ、西ネグロス、カピス、アクラン4州)町長会議決議。レファレンダム案はIBP野党の主張。

▶統合国警は将来は文官統制・監督へ——大統領演説:当面は自治体役員と警察のより組織的調整が必要。また国と地方はあらゆる犯罪に統一戦線を組もう。

23日 ▶閣議、法執行特別部隊設置決定——全国、特に首都圏の組織犯罪撃滅のため警察各部門から選抜。

25日 ▶スルでMNLFの襲撃——同州 Tagbiliで早曉。村民10人を殺し30人を負傷させる。陸軍への協力に報復したものの。前日には南サンボアンガ州 Vitaliで農民の群が待ち伏せ攻撃され、5人死亡、2人負傷、3人誘拐。

▶UNDP と 188 万ドルの援助調印——水資源計画、および民間航空局関係。

26日 ▶米国と小麦・綿花買付新協定——PL480による1330万ドル。頭金10%、残りは19年賦で返済。

▶国防相、PC中佐の解任・調査を命令——西ミサミス州 Labangon の窃盗容疑者の不法監禁・誘拐のかどで。

28日 ▶大統領「精神的帝国主義」を非難——国際法律協会(ILA)第58回総会(マニラ)開会式で：人権は政治的市民的自由だけでなく経済的文化的権利の側面をもつ。先進国が、世界的な資源の公正な配分と第三世界の開発援助増大の要求を無視しつつける時は特に、人権問題を新しいモラル帝国主義の道具に利用することを許してはならない。

29日 ▶米兵被告への公務証明書発給に抗議——Catalino Macaraig Jr. 司法相代理、スピック海軍基地で起った米兵のフィリピン人従業員に対する威圧・傷害事件につき。

31日 ▶サンボアンガ市で24時間内に待ち伏せ2件——同日付 DE 紙。農民9人、民間郷土防衛隊員4人死亡。

9月

1日 ▶ILA 総会比代表、海洋主権について——その海洋法委員会ではメンドーサ首席検事演説。(1)各国主権外海底資源開発を求める米国提案は国連決議2749号(1970年)に反する。(2)群島理論によってフィリピン水域に無害航行権を認めることは安全保障と領土主権を脅かす。

2日 ▶東ダバオ州でNPA 7人死、4人負傷——同州 Cateel 町で警察軍・国警側との交戦で。住民に負傷者1人。

3日 ▶先週、回教徒反徒48人戦死——南部軍司令部発表。一連の交戦で、他に負傷31人。政府軍は死者11、負傷22人。MNLFの主要停戦違反は計21件。

(注) パルベロ国防次官は5日、ラマダ(8月4日～9月3日)中のMNLFの停戦協定違反は108件、住民の死者25人、負傷48人、行方不明6人、と停戦委に抗議。

4日 ▶AIPP登録企業に対する追加的誘致措置発表。

▶南サンボアンガ州、襲撃で住民10人死亡——同州 Bayog 町の民間郷土防衛隊員とその家族ら。就寝中をNPAと見られる約40人に襲撃される。

5日 ▶ピサヤ連合、4議員を除名——バカルソ、カバンバン、レガスピ、ビリェガス。「不忠誠な行為および

党規約・規則に違反した無責任な態度」が理由。

(注) 違反の中には無断で「野党の一部と称するある党」と連合工作の交渉中であること、また議員達が親政府的であると断言し、同党がイメルダの副首相就任を支持したとする、などIBP全議員と同党議員を当惑させ公的に侮辱した、ことが挙げられている。

6日 ▶西独と港湾庁向け382万ドルの援助調印——容量400立方フィートの第2深梁機購入。

7日 ▶南部軍司令部幹部の一团伏撃される——民間人5人死亡、他に負傷7人。北ラナオ州 Pantar で。

▶中銀造幣プラント開業——ケソン市。

8日 ▶輸出企業に短期外貨ローン——生産財輸入の場合に限り、中銀認可外貨建預金制度から輸出前融資。

▶国家の安全への脅威は内部から——大統領、軍忠誠パレードで演説。古い右翼反政府陰謀はこっそりと復活しており特別な問題になっている。海外反徒グループから支援を受け、多数のフロント組織を擁しているからである。

▶大統領、全官公庁に開放化を指令——政治の正常化という政府政策に沿って公衆およびメディアに開放的であること。また海外に情報を普及する調整会議を設置。

▶第7次円借款325億円供与発表——訪比(7日～9日)中の河本通産相。約1億7000万ドル相当。

(注) 11月7日交換公文、翌日協定書調印。はじめての「ひもつきでない」ローン。

9日 ▶大統領、地方立法委員会設置構想——立法化のための公聴会開催、地方問題で住民の苦情受理、軍部・閣僚・官吏などの喚問などの権限をもちIBP議員と国民との対話のメカニズムを用意する。

10日 ▶大統領誕生日に当り大量恩赦——(1)1972年大統領暗殺未遂事件被告6人に恩赦：Eduardo Figueras, Antonio Arevalo, Manuel Crisologo, Augustus McCormick Lehman Jr., Faustino Puzon, Alexander Arevalo。(2)その他無条件恩赦4、条件付恩赦335、減刑93、(3)その他恩赦6。

11日 ▶大統領、当面の課題について——北イロコス州での記者会見。①再開のIBPで外交政策を再検討する、②KBLとナショナリスタ党両方の指導者の会議を年内に開き現体制下でどちらが与となるか決定する。

12日 ▶イメルダ、政権継承を示唆——AFPとの記者会見で。

大統領が死んだり執務不能の場合、わが国はむずかしい過渡期に入るだろう。その時期に大統領と新社会の理想と成果が危くなれば、悲劇である。大統領はきわめて近い者以外に誰にこの時期の国政指導を托すことができよう。

(最近のイメルダを副首相にとの高まる動きが、国

民の信託を示すかどうかは) まだよくわからない。考えてみよう。

(副首相就任に彼女がきわめて野心的で、大統領が「独裁王朝」を打立てるべく彼女の任命を準備しているとの野党のコメントについて) 私がそれを望んだり始めさせたことはない。事実は反対したのである。

▶大統領、石油値上げについて——緊急措置をとる、南部における採油開始、地熱発電等により健全な経済を維持できる、と説明。

13日 ▶甘蔗の間作計画スタート——モンゴ豆と落花生。融資担当の DBP と技術援助担当の比砂糖委の間で調印。

▶蔵相、源泉徴収税適用範囲拡大を承認——実施は11月1日。

14日 ▶マニラ国際空港付近に大統領専用予備機墜落——乗客・住民33名死亡。大統領夫人義兄 Francisco A. Romualdez 准将負傷。大統領長男ボンボンは事前に塔乗取止め。

15日 ▶陳辛仁新中国大使信任状提出。

16日 ▶林業労働者・政府軍兵士、伏撃され3人死亡——サンボアンガ市の奥の山地。

▶ファン・パン・ドン首相公式訪問——(～20日)。18日共同声明に調印(部分訳は参考資料)。ドン首相は域内諸国と友好関係を樹立する上でフィリピンの援助を要請したという。

17日 ▶サンボアンガで手投弾爆発事件、19人負傷。

18日 ▶暫定国民議会会期再開。

▶米議会、対比軍事援助1710万ドル可決——下院の削減分500万ドル中400万ドル復活。ほかに武器信用販売と軍事訓練費で計1800万ドル。26日大統領署名。

19日 ▶ダバオ諸州で先週 NPA 7人、交戦で死亡——18日には東ダバオ州 Baganga で8人戦死(うち指揮官3)。

20日 ▶カリंगा・アバヤオで襲撃事件——同州 Pasil で国家電力公社調査チームとキャンプが襲われ、3人死亡、4人負傷。

21日 ▶大統領、3主要政策発表——戒厳令6周年演説で。(1)戒厳令下で軍に接収された企業を大部分民間に返還する、(2)公有地ないし処女地を確認し土地のない国民に配分すべく即時保留する、(3)南部で公職選挙を準備し、半自治ないし自治の地方政府の結成を促進する。なおこの演説はこの日開業した国内衛星(ドムサット)で全国に中継。

22日 ▶「民主・自由要求国民連合」結成発表——マカパガル、「マニラ湾朝食クラブ」席上で。発起理事は、Gerardo Roxas, Jovito Salonga, Lorenzo M. Tañada,

Abraham Sarmiento, Salvador P. Lopez, Maria Kalaw-Katigbak, Francisco "Soc" Rodrigo およびマカパガル。

マカパガルは、「少くともマルコス以後は」戒厳令を止めるよう要求。またマカリンタルが、ベンソン、コンセプション両元最高裁長官と3頭制を組んで、マルコスを引き継ぐ大統領選挙を実施するなら(暫定的に)マルコスを継承してよい。戒厳令後の民主政府は議院内閣制でも大統領制でもよい、と説明。

▶カバンバン議員、比米友好協会について——両国民の友好増進以外に政治的動機はない。同協会は1975年7月設立されSECにも登録済みである。私の会長受諾は、ピサヤ連合からの除名やリベラル党指導者との関係とはかかわりない。また同会は「フィリピンを米国の1州に」運動にかかわっていない。

24日 ▶マカチ町長、待ち伏せ襲撃で負傷——Nemesio Yabut。首都圏マカチ町で。

(注) 10月4日、レストラン・チェーンなどを経営する実業家 Arcadio Trinidad が自首。6日計11人起訴。

25日 ▶MNLFは3派に分裂——IBPのカノイ(ミンダナオ同盟)、ディナラン(KBL)両議員、最近の中東旅行の調査結果として発表。①Nur Misuari の急進派、②Rascid Lucman Abbas Jr., Salipada Pendatun の中道派、③Hassim Salamat の穏健派、であり、いずれも支配的でない。①完全分離を唱えるのに対し、②③は「意味ある自治」のため交渉継続を求める。

両議員はトリポリ協定の再交渉を求める超党派の議会委員会設置決議を提出。

(注) ルクマンとベンダツンは在米。27日発 AP によれば米政府、議会にミンダナオ紛争の調停をするよう工作中。

27日 ▶内閣=NEDA会議、全国雇用創出計画策定——80万人の失業者吸収をめざす。①地方家内工業、②酪農業、③各種の間作、④大規模な自治体植樹。これら振興のため融資と技術を提供する。

▶大統領、提出法案審査の閣内特別委設置——今後は政府提出、議員提出のいずれもこの審査を経る。

28日 ▶経済企画相、円高の打撃について——対日輸入製品価格の上昇と輸出価格の下落および債務返済負担増を伴うが、輸出増大は期待しにくい。日本政府は、工業化の援助努力を強化し、輸入を増大させ、鉱産物輸出における精錬費等の経費を再調整すべきだ。

▶全国町長会、イメルダ副首相就任を支持——また許認可、任命など各種監督権限を自治体に返せと要求。

29日 ▶大統領、戒厳令解除時期について——フィリピン六学法学部同窓会で: 解除は依然南部の反徒問題の最終解決次第である。その解決は1,2年以内に有望だと確信する。

30日 ▶NPA 元爆発物責任者、仮釈放——Rogelio

Posadas 元フィリピン大学物理学教授。1976年逮捕。

10月

1日 ▶「1978年外国エージェント登録法案」——情報相、法相このほど提出。外国の宣伝その他政治活動規制のため、外国政府・政党、個人・法人のために活動する者で、政治コンサルタント、PR顧問、広告代理人、情報代表者、外人の代理人である弁護士等が対象。

▶雇用者健康保険の料金、給付引上げ発効——6月11日付大統領令1519号(改正フィリピン医療健康保険法)。

▶東銀など4行、PDCPに国際協調融資——1000万ドル、このほど調印。PDCP=フィリピン民間開発会社(株)。

2日 ▶ケソン市を第1次都市土地改革区域に指定——布告1767号。政府センター隣接の1300ヘクタール。

▶大統領：「KBLを全地方レベルに組織せよ」——LP、ラバン派など野党グループの活動活性化にかんがみ、KBL協議会を招集した席上で。一般に地方選挙はおそくも来年5月の観測がある。

▶在英比人労働者1万2500人の雇用悪化——在英労働アタッシュ報告。英連邦外人労働者への移民割当大幅削減と、家事・病院・学校への補助労働許可証発給禁止により雇用契約更新困難。これより前、西独でもEC以外の外国人の就業禁止で看護婦、助産婦、医者、医療技術者、事務員、芸人など比人5000人の雇用悪化。

3日 ▶フィリピン・シンガポール海底電線開業式——ASEAN P-S Cable、工費5500万ドル。ASEAN電線網の最初。

▶295町長の解任勧告、大統領府で係属中——地方自治省筋。全国町長数は1472人。勧告は六部分全国町長会(PKBPB)からであるが、PKBPBは「町長の60%は望ましからざる人物」というアルメンドラス議員の発言に反駁。

▶大統領、伐採業者の森林法違反に警告——第1回全国林業会議で。植林と森林保護を今後も怠るなら、認可を全部取消し木材輸出を全面的に禁止する。

▶KBL、ビサヤ連合、地方選挙準備へ——KBLの「超党派的」党員は大統領に、KBLを唯一の与党とするよう承認を求めた。またビサヤ連合は地方選挙にそなえて全国的政治組織化し党名も「フィリピン連合」とすることを計画中。

4日 ▶PC・陸軍交戦事件で2士官、23兵士終身刑——第29軍事裁判所判決。事件は1月4日サンボアンガ市。

5日 ▶IBPで論戦——ロガルタ議員が、26閣僚中、クラベ公務員委員長、エリサルデ少数民族問題補佐官、ベラスコ・エネルギー相がIBP議員に任命されない理由を質問、大統領は3相が任務の性質上省務に専念する必

要を挙げた。利害対立をその背景として示唆したロガルタに対して、大統領は「IBPを魔女狩りの場にするな」と警告。またフェルナンデス議員の質問に答え、6月11日までの大統領令発出状況を説明し、大統領令の写しはIBP事務局に送付したと言明。さらにIBPが迅速に立法しなければ、大統領令を出すことをためらわないと警告。

▶フィリピン軍人協会、イメルダ副首相支持決議。

7日 ▶首都圏に軽軌条鉄道建設——大統領、公共事業運輸通信相に第1期工事即時(おそらく来年3月)着工を指令。地下鉄方式に代る路面方式。

8日 ▶戒厳令の部分的解除案に反対決議——南部フィリピン臨時自治政府役員、IBP7議員らミンダナオ指導者署名。最近のトレンチーノ議員(KBL)の提案に対して。

(注) 野党ミンダナオ同盟カノイ議員は11日、トレンチーノ提案を支持。ピリェガス、フェルナンデス両議員も賛成。13日、ラウレル議員(IBP司法・人権・政務副委員長)は、部分的解除は可能であり、全国的な民意調査を行なうよう提案。

9日 ▶パテルノ BOI 委員長、米資を批判——投資政策が不安定だという批判はBOI非登録企業からである。我々は国の経済開発計画に沿ってたえず検討して投資政策を改善する必要がある。政策変化は国内であれ外国であれ投資家のために行なうのではない。世界中どこでも投資政策を進歩させているし、外資の役割は補助的にすぎない。

パテルノ(工業相兼任)はまた、ASEAN工業化計画の中で過燐酸工場計画推進を明らかにするとともに、実現性がなければ代案として新聞用紙工場を検討する、と言明。

▶国防相、カガヤン地方反乱の年内一掃を厳命。

10日 ▶IBP特別委、ビサヤ連合問題聴取——連合側の除名4議員は常任委のポストを失なったという主張をめぐって、両者の言い分を聴取。

(注) 11月14日、特別委は連合の申請を却下。

11日 ▶セブ市長更迭——Eulogio Borresに替えてDr. Florentino S. Solon(国家栄養会議専務理事)任命。

▶サバのフィリピン難民は10万人——マレーシアのガザリ内相、ハートリング国連難民高等弁務官に語る。

▶大統領、5%支出節減を命令——内閣・NEDAの定例合同会議で。今年後半に予想される石油価格引上げに伴う景気後退を予想して。現在政府のプロジェクトと支出の見直しと転換を急いでいるという(今月末終了予定)。その他、(1)支払を早め官庁調達コスト削減、(2)政府プロジェクトで民間契約者への支払促進、(3)複数省にまたがる関連プロジェクトの統合。

12日 ▶大統領、海運業育成措置を命令——海運業会議

所発会式で。(1)外洋商船隊強化のため今後5年間に少くとも3億9000万ドルの新・中古船を投入、(2)港湾荷役業の統合化、(3)内航海運は、新船を国内造船所から調達、(4)購入は国営フィリピン・ナショナル・ラインズで行ない、資金は世銀その他のソフト・ローンで(新船2年間に1億6000万ドル、中古船初年度3000万ドル、以後4年間5000万ドルずつ)。

▶大統領、政府の食用油工場接収方針承認——キアソン商相(PSC議長兼任)に対し。コブラを原料とする消費物資の価格引下げのため。その他(1)ココナツ油生産者連合が3製油工場を建設、(2)集荷・加工・販売を一貫化、(3)小売業者に直販、等の措置を伴う。

(注) 13日、キアソンは1ピント当り3セントボの食用油値下げと製造業者の小売業者への直販を命令。16日には、新しいプラスチック容器製造が始まる2週間後にはさらに9セントボ値下げされると発表。

▶日本からASEAN投資調査団来比——(通産省派遣、団長松尾丸紅社長)。13日会見したマルコス大統領は、日本側が入超幅を改善するよう要請。

13日 ▶拡大信用基金スタンバイ・クレジット——蔵相談、IMFと交渉中。2億1000万SDR。76年同額のEFFローン取入れ。

14日 ▶全国バラングイに行動隊組織——居住相、地方自治相と両省幹部で最終案検討。バラングイの観点から社会基盤の開発を促進するという。

▶大統領、BIRに1%農家売上税徴税中止を命令——同税は大統領令1358号によって最低額が100ペソ。免税となる「限界農家」の定義で混乱が生じたという。

16日 ▶大統領、運輸通信省新設を発表——公共事業運輸通信省から分離。

▶旧議会元議長、KBL解散を要請——Jose B. Laurel、大統領宛電報で、「KBLは私自身の示唆で、別の政党としてではなく諸政治グループの暫定的同盟として結成された。これは不正常な時期には許されたが、IBPが機能して正常化に向かっている時期にはもはや理由がない」と述べ、諸政党の復活を主張。

▶AMOCO社、Cadlao油井の確認試掘決定。

17日 ▶労組指導者、一律日給3ペソ賃上げ提案——フィリピン交通一般労組Andres L. Dinglasan委員長(TUCP副委員長、近く行われる電気・水道・交通料金、ガソリン代値上げを考えて)。

▶カンボジアのイエン・サリ副首相公式訪問——(～20日)。20日調印の共同声明は要旨次の通り。(1)両国関係正常化増進のため可及的速やかに大使派遣、(2)各国の主権と独立の尊重を基礎にあらゆる国の開発促進、同時に公平・平等な経済・貿易関係にもとづく新国際経済秩序の樹立、(3)両国間に生じうべき相違は協力・友好の精神

で交渉により解決、(4)各自の領土を相互に対する作戦に決して使用させない、(5)①中立、②独立・主権・領土保全の相互尊重、③相互の内政不干渉の基本3原則の遵守、(6)追って決める経済・文化面の協力分野での協働。

副首相出発後のマルコス言明によると、カンボジア・ベトナム紛争は東南アジア全体の関心事だと副首相が述べたのに対し、フィリピン政府とASEANは紛争に中立の政策をとることに決めていると発言。

19日 ▶中国と科学技術交流協定調印——6日以来訪比中の代表团、石林対外経済連絡部副部長とNEDAのNicanor Y. Fuentes次官との間で。製糖、粒状銅鉱、アルミ箔設備、心臓治療、広幅鋼ストリップ連続電気鋸メッキ設備の分野で、中国から6代表团を受入れ、種子・苗その他科学技術標本を提供。一方、中国側は水管理プロジェクト、漢方医学、出産保健、森林管理植林、養蚕分野で代表团を受入れ、技術情報・資料・設備を提供する。

▶地方自治体役員2391人が行政訴訟の対象——ローニョ自治相発表。38万人の地方公務員中1万5200人が1975年の通達265号により実績監査を受けた。

▶鶏の価格13%引下げ——PSCと農務省発表。

(注) PSCは28日、小売商が値下げ約束を守らないこと、30日には価格を規制する権限がないことを認めた。

▶ミンダナオ一貫製鉄所建設計画はタナ上げ——パテルノ工業相言明。支出節減政策に沿うものという。

▶サリ副首相の記者会見——(1)ベトナムは乾期攻勢を準備中、(2)ベトナムのカンボジア侵略はASEAN諸国に脅威、(3)カンボジアは他国に援助を求めない、(4)カンボジアは非同盟にとどまり、ASEAN加入の意図はない、と言明。

同日、ベトナム大使館は声明を発表、サリの「中傷」を強く否定、「ポル・ポト=イエンサリー味」の「国内みな殺し政策」「東南アジアでの拡張と覇権をめざす国際反動勢力の手先」を非難。

20日 ▶大統領夫人、新法王就任式へ——(～24日)。

▶首都圏行政形態でプレサイト実施表明——大統領、行政委員会形態を正式に樹立するかどうか、民意を問うとして。また、地方選挙は全国的に平和になった場合のみ行なう、と言明。

(注) 昨年11月、レファレンダム後同形態を設立した。

21日 ▶大統領、工場の石炭転換日程表承認——16日付通達752号にもとづき、エネルギー、工業、経済企画の3省とDBPが策定。第1期は今年末～80年末4工場、第2期78年末～81年末5工場、第3期80～82年末5工場。特にセメント。

▶バラングイ憲章の全般的改正決議——首都圏バラ

ガイ連合総会、IBP あて請願の中で。 balanガイ役員の補充は特別選挙によらず「継承ルール」で行なうなど。

23日 ▶ダニエル・イノウエ米上院議員訪比——予算委
対外活動小委員長、カーター大統領の親書持参。25日マルコスと米比関係、特に軍事基地協定の財政的側面について会談。

▶フィリピン・ソ連外務次官訪比——(～26日)。

▶大統領、IBP の帳簿公開を指令——議員の資産・負債も。

24日 ▶第4 回国際人口会議閉会——(～28日、マニラ)。

▶外銀4行、石油探査に協調融資2000万ドル——生産設備資金4200万ドルのうち、残りは米国資金と比株式。

▶米司法省、ウエスチングハウス社をクリア——原子力発電所の対比輸出にからむ不正支払問題。

▶大統領、IBP 5 法案審議に期限設定——(1)社会資本諸プロジェクト(11月末までに)、(2)第9、12地方の選挙(クリスマス)、(3)歳出の行政検討(1月)、(4)地方自治体法案の常任委審議(1月)、(5)会社法の常任委審議(1月)。

25日 ▶クラーク基地の堺外で政府軍、NPA と交戦——NPAは7人の隊、パンパンガ州 Mabalacat 。

▶ミスワリ、比政府に警告——トリポリでの Tom Weber 記者 (*San Francisco Chronicle*) との会見で：

マルコス大統領が直ちにトリポリ協定を実行しモロ族に完全な自治を与える措置をとらなければ、南部の戦闘は北部に持込まれ、北部の主要都市はゲリラの報復攻撃の対象となろう。

南部で石油その他資源を開発している多国籍企業は政治的解決まで待つか、リスクを覚悟すべきだ。

▶スルーで回教徒反徒 443 人帰順。

26日 ▶経済企画相、景気後退の不安を打消す——1979年景気見通し会議で。海外経済情勢の悪影響は受けるが、今年同様に切抜けられ、成長率は約6%である。

27日 ▶大統領、中国人社会の協力要請——菲華商連第12回大会で。国家統合と ASEAN 地域経済協力の2分野で。

▶南部軍司令官、反徒拠点占領と発表——バシラン州 Lanhil 島、誘拐犯人5人を殺し、5人を捕える。

28日 ▶中部ルソンを「農業災害地域」に指定——26日夜からの台風“Kading”による災害、特にヌエバ・エシハ州は「全面災害地」。11月6日現在、死者306人、行方不明254人。被災同2日現在18万8724戸。

(注) 大統領、台風被害を考慮して29日米輸出を禁止。

▶道路建設の重点を農村地域に——通達756号。幹線道路建設はほぼ完成したとして。

29日 ▶国内商銀筋、OBU との競争激化を指摘——OBU の資金量は今年央で11億9000万ドル。国内商銀は海外資

金源を求め、海外子会社・支店設置は香港だけで5行。

30日 ▶軍事基地交渉は順調に進行中——大統領、米国投資代表団(25人)に言明。また自由企業体制を保障。

▶カトリック司教会議、産児制限法案反対を声明——子供の数を決めるのは奪うことのできない両親の人権として。KBL ピメンテル議員提出の同法案は3人以上を生んだ者に罰金制。

31日 ▶タンコ農相、米の不足なしと保証——3回の台風禍にもかかわらず29万9000トンの余剰があるという。

▶アジア開銀、融資1400万ドル承認——アグサン川総合灌漑プロジェクト。

11月

2日 ▶中銀の来年の対外一括借入れは5億ドル限度——リカロス総裁発表。今年は6億4300万ドル。なおニエラス副総裁によると、来年の中銀債務証券発行は第1・四半期に限り、第2・四半期以降は買い戻しに転ずる。

3日 ▶MNLF の待ち伏せで PC、NPC 職員17名死亡——他に負傷者4人。マラウィ市で。

▶スルー・バシラン地方で反徒10人を殺す——逮捕10人、南部軍同日発表。また同日未明スルタン・クダラト州 Columbio でバスが襲われ乗客12人死亡、18人負傷。

▶米国の比産木材・合板への「差別関税」非難——商相、フィリピン木材・合板製造業者組合、輸入硬材製品組合合同会議で。ラ米、アフリカ、他の東南アジアからの同じ材料が8～10%であるのに20%だとしている。

4日 ▶ロベス・メキシコ大統領公式訪問——(～5日)。5日のマルコス大統領との会談で、フィリピンの油田探査・開発で科学・技術援助を行なうこと、また両国の正式な貿易協定を締結することで合意。

5日 ▶東南ア平和・自由・中立地帯の可能性強まる——大統領、国際青年商工会議所総会(～11日)開会式の演説で述べる。

7日 ▶各市町に11の balanガイ 行動隊追加設置——環境居住省発表。環境居住省の11部門に対応する。

同相はまた、植樹・緑化計画のため公務員共済と社会保険組合員500万人の各人月2ペソの抛出義務制を提案。

▶ITT の贈賄問題を IBP 法・政務委に付託決定——ITT 社がフィリピンを含む9ヵ国で870万ドルの贈賄をしたという外国報道(米国 SEC、2日 ITT 告訴を発表)に関して、野党ダビデ議員の要求で全会一致で。

8日 ▶ジェット戦闘機生産を計画——空軍発表。中型スーパー・ピント型。国防自立計画の一環。

▶世銀、農業普及活動に借款3500万ドル承認——農相発表。所要資金4年間7010万ドルの半額。

▶6項目のインフレ対策決定——内閣・NEDA 合同会議で。(1)製造品輸出の拡大、(2)国内エネルギー源開発促進、(3)社会資本計画促進、(4)民間への信用拡大と金利体系見直しで投資環境改善、(5)金融など食糧生産奨励策、(6)政府経常費の5%節減と資本支出への振向け。

▶IBP、汚職特別裁判所問題で決議——大統領にサンディガンパンヤン、タノドパンヤン構成員任命を要請。

▶タヤグ、有罪を認め12~14年の判決——第21軍裁、恩赦を勧告。Nilo Tayag は1970年6月以来破壊活動の罪で拘留されている元 KM 書記長。態度変更について「大統領の和解と国家統一の呼びかけに応えた」と語る。

(注) 9日の新聞では12~18年、翌日12~14年に訂正。

9日 ▶自治相、16町長の更迭を発表——過去数ヶ月で解任された者累計192人。

10日 ▶中国軍事使節団訪比——団長、伍修権人民解放軍副参謀長ら10人。(マニラ発朝日)

▶大統領、KBL議員の政府法案反対を認める——酪農業法案(内閣法案)をめぐって裁定。

12日 ▶ミスワリ、攻撃強化を指令——AP、地下通信 *Balitang Malayang Pilipinas* を引用して報道。7月半ばスルーで MNLF の野戦諸司令官に会い、軍営地、通信・電力・輸送施設攻撃強化を命じたという。

▶道路資金汚職で、道路省・CIS 調査団排除——大統領任命の閣内特別調査委、大統領に勧告。両者の所有・管理する調査資料を司法省に移すことも。

(注) 大統領は翌日、第7地方の不正問題(74~78年に8600万ペソ)を調査して逮捕された会計検査官の釈放と、道路省・CIS(PC犯罪調査部)調査団の解散を命令。

13日 ▶バタアンの鋼板工場に投資保証7300万ドル——中銀承認。Marsteel社、NDC、丸紅、日本鋼管が参加。

▶BOI、12社の恩典取消しを計画——資本利益率(ROE)33.5%の基準を超えた会社。

(注) 最近発表された大統領令1585号は、大統領承認の上で国内企業に対する恩典の増減または取消しの権限をBOIに与えている。

▶国防相、報道人への警察記録公開を命令——最近ケソン市警察の公開拒否が問題化したのに関連して。

15日 ▶北ダバオ州で NPA 26(婦人7)人投降。

▶「日・台・韓・香港経済ブロック」に懸念表明——Vicente Valdepenas 商務次官。日本の代表団に、ASEAN に脅威と警告。

▶PC 長官、無差別発砲事件の兵士11人を解任——事件は10月24日、カリंगा・アパヤオ州 Pasil 町で。

▶与党名称を決める KBL 総会は来年初めに——大統領演明。KBLを残すか、ナショナルスタ党とするか、あるいはKBL-ナショナルスタ、ナショナルスタ-KBL。

▶大統領：道路省以外の官庁に汚職調査を拡大せよ。

16日 ▶大統領、首都圏の交通問題解決を厳命。

17日 ▶アジア開銀、道路改善に融資2400万ドル承認——ミンダナオ4州の2級・支線道路558km。

▶来年の融資優先分野——リカロス中銀総裁演明。①輸出業者、②食糧生産、③輸出作物栽培、④労働集約的業種、⑤石炭生産、⑥住宅開発。

▶経済界からの住宅債応募、1億1700万ペソに。

▶IBPに大統領制復活を求める決議・請願案——ラウレル法務・政務委員長提出、多数議員支持。IBPを制憲機構にして改憲する。理由は、(1)議院内閣制は危機時期での決定、(2)三権分立が機能しにくい、(3)政治的伝統、(4)71年制憲議会行政部会は実際上大統領制を支持。

18日 ▶比仏科学協定・文化協定締結——パリでロムロ=ドギランゴ=両外相調印。期間5ヵ年。

▶バンバンガで NPA、PC 分遣隊哨所を襲撃——同州 Sta. Ana 町で15人の隊が1人を殺し高性能火器など奪う。

▶国防相、町長と民間防衛隊員6人逮捕を命令——カガヤン州 Gattaran 町で、NPA 隊員・同調者容疑で町民9人を捕え、うち6人に虐待を加えたかど。

▶大統領夫人を国連パレピ環境賞に推薦と発表。

(注) 25日、ASEAN 4カ国が支持と外務次官が発表。

▶南サンボアンガで NPA 2000人投降——同州 Duminag 町で、大部分はスバノ族という。

20日 ▶与野党議員、道路省の全面刷新要求。

▶対米基地・通商交渉は年内にも結着——米下院代表団(Joseph Addabbo ら7議員)歓迎昼食会で大統領演明。両協定交渉で若干の小さな不一致はあるが、解決は近い。我々は防衛3協定にかかわるあらゆる問題を直ちに、できれば年内に解決できるよう、あらゆる努力を払う。

21日 ▶ベトナムから567人引揚げ——マニラ着。多くはベトナム戦争時米軍で働いたフィリピン人とその家族。

▶世銀、全国農業普及事業に3500万ドルの借款——このほど承認。期間20年。資金総額7010万ドル。

▶第2次アグサン灌漑計画に借款1400万ドル——アジア開銀。このほど承認。資金総額は3100万ドル。

22日 ▶風水害の中部ルソンに復旧融資5000万ペソ——通貨当局決定。フィリピン農村銀行協会にその準備を命じ、実施細目は今週中に決定すると通告。稲作地約4万2000ヘクタールの植え換え。

23日 ▶米作融資は PNB から土地銀行へ移管——信頼すべき筋によれば通貨当局が最近決定。

▶大統領、IBPの改憲案を斥ける——内閣・NEDA 合同会議で。予期される世界経済危機、ミンダナオ情勢、IBPの使命の未達成から見て時期尚早である。国民もち

っげきな政治でなく開発の仕事への専念を求めている。

▶1～10月の外国直接投資流入——昨年の1億0790万ドルに対し1億0023万ドル。流入長期資本の10%。

▶北ダバオでNPA 3指揮官投降——同州Asuncion。

▶首都圏交通規則を厳格化——大統領令1605号。

24日 ▶PAL, 空路拡大を計画——Roman Cruz, Jr. 会長兼社長言明。中国, カナダ, メキシコ, 中東に着陸権を求める。最近の訪中でその打診および航空協定交渉。

▶IBP 77議員が改憲決議案に署名——ラウレル議員談。この日17人が加わった。

(注) 77議員中にはエンリレ国防相が含まれる。Bulletin Today 紙12月1日号によると3閣僚を含む70人。

▶法人農園83カ所, 2万6650ヘクタールに——穀物庁長官発表。1974年一般命令47号で発足, 目標は6万0500ヘクタール。

▶法相, 基地協定改正について——統一弁護士会, 南・中・北部ルソン支部総会で演説:(個人的見解として)わが国が外国基地施設に「有効で真正な」主権行使ができるように改正されなければ, 基地を全く撤去する以外に代案はない。

▶ボンボン・マルコス, 大統領特別補佐官に就任。

25日 ▶MNLF指導者, 外国資金をめぐる対立——バルベロ国防次官言明。

▶大統領, 政府調達一本化を指令——国営企業を含め全省庁に対して, 通達755号。調達局を設置。

(注) 29日, 予算相に大統領府承認を経ないで用品・設備購入資金を支出しないよう命令。

▶野党に補助金を与える法案提出——「ビサヤ連合」7議員, 既得権の政治的影響力を防ぐため。

26日 ▶南ラナオに回教徒反徒の入植地——全国調整委員会ペーニャ大佐発表。同州Kapai町に5500ヘクタール。

▶韓国とこのほど自動車車体輸出契約——フィリピン・フォード社, 現代自動車社ヘコルチナ型を明年から5年間, 年間4600万ペソずつ。

▶全国的に「新社会共同水道ポンプ計画」——通達770号。第1期は1979年までに, 1000万ペソで1万基を。

27日 ▶近く公務員の汚職・非能率特別調査委設置——大統領言明。タノドバヤンの先行的役割をもつもの。

(注) ミンダナオ同盟カノイ議員, 調査委でなくタノドバヤン, サンディガンバヤンの早急設置を要請。

28日 ▶ミンダナオで回教徒両部族間の勢力争い——最近ダバオ市地区検察官報告。第12地方のマラナオ族対マギンダナオ族の地方役人幹部の間で。

29日 ▶中国鉱業使節団来比——中国冶金工業省の専門家グループ。

▶ディーゼル・エンジン国産化計画——大統領は同プロジェクト参加2社は100%外資とし, 比人参加は商業

操業5年後とする旨決定。

▶米比関係は東南アの情勢変化に対応させよ——大統領, 訪比の米下院代表团(スラック議員ら8人)に。

▶国防相, 北コタバト誤射事件の調査を命令——先週末Midsayap町に反徒集結の情報で地上掃射。死者21人, 負傷35人。

30日 ▶中銀, 原油輸入運賃決済の外貨送金を規制。

▶PLDT, 香港で2600万ドルの借款調印——5行(チェース・マンハッタン・エイジアがエージェント)と。

12月

1日 ▶大統領, サンディガンバヤン3判事を任命——大統領令1486号により正式設置。定員3部9人中の第1部。

2日 ▶大統領, タノドバヤン委員長任命——大統領令1487号による国政に関する苦情受理・調査機関。元最高裁判事 Salvador Esguerra。

3日 ▶中国放送代表团来比——また13日フィリピン通信社(PNA)は新華社とニュース・写真交換協定に調印。

▶共産党関係者93人の罪状認否——シソンら30人以上の被告は軍裁の裁判権に疑義を提出, 訴訟開始拒否。

▶対比援助国協議——(1日～, パリ)。フィリピンの製造品輸出促進および人口抑制の実績ならびに, 79年の政府開発援助借入計画(8.5～9億ドル)を承認。

4日 ▶大統領, IBPに南部自治政府設立の準備を要請——第9, 12地方にトリポリ協定および77年4月7日の住民投票の結果に従い, 立法議会議員の選挙が79年5月または6月に実施されよう。

▶警察庁と情報交換, 捜査協力——オリバス首都圏警察司令官東京で, 日本の暴力団の麻薬・ピストル密輸, 女性人身売買などの問題をめぐって協議。

5日 ▶スルタン・クダラト州知事事務所襲撃——MNLFが2万3475ペソを奪取。なお新聞報道を集計すると, 12月中旬にMNLFと政府軍との間に戦闘5件, MNLF側に死者3人, 逮捕8人, 投降55人(スルー州 Talipaoで45人, 北ダバオ州 Pantukanで9人, 南コタバト州ヘネラル・サントスで1人)を出した。戦闘地点はホロ島 Indanan, 北ダバオ州 Asuncion, 同 Tagum。

▶軍裁廃止移行措置——本日発表の11月27日付通達772号。(1)緊急権限に基づく逮捕・捜索・押収命令は大統領の許可を要す, (2)軍法務局長提起のすべての刑事事件は軍裁でなく一般裁に付託さるべきこと等。

(注) 軍当局によれば10月現在軍裁に付託された事件は1253件。6日軍当局は一般裁移管のため, 調査中の刑事事件の目録作成を開始。軍裁審理中の事件は1000件余という。なお軍筋は, 軍裁廃止は系属中事件の審理完了次第実施されよう, と述べた。

6日 ▶パラワン沖で6番目の出油——Matinloc 1号。

▶イメルダ、5産業国民化法案の撤回要求——第4回フィリピン・ビジネス会議(5~7日)で。成立すれば経済に大損害をもたらす、と批難。7日には大統領も同法案の拒否を言明。10日キアソン商務相は同法案は正式に撤回された、と発表。同法案は木材、金物類、コプラの売買、給油所、漁業の資本60%以上比人化を規定。

7日 ▶国防長官、自由市場でも武器買付け——1973~77年に買付けた。当時米国に武器供与を要請したが、認められなかった。ただしソ連からの売却申し出はない。

▶中国貿易使節団来比——団長李強対外貿易部長。大統領は9日、一行と会見、13日中国の銅精鉱買付発表。

▶IBP、公共事業法案可決——総額94億ペソ。翌日から休会入り。

8日 ▶イメルダ、離婚法案反対を表明。

▶基地交渉残存問題は今年内に決着——大統領言明。残存問題は、①補償ないし使用料、②ジョン・ヘイ基地の地位とスピック海軍基地の海面使用、③比側による基地境界警備、④比側の基地主権など。

▶虐待行為でPC大隊に交替命令——駐カリंगा・アバヤオ州の第60PC大隊。またバルベロ国防次官は駐ブキドノンの第57PC大隊が9件の虐待事件を起こしたことが確認された、と発表。

▶大統領、IBP6法案に署名——内閣法案1、議員法案5件。今期提出432法案中成立は計11件。(1)国法第8号(内閣法案第14号)——メートル法施行法。(2)国法第6号——大統領令第9号改正。刀剣類不法所持の罰則軽減。(3)国法第7号——オーロラ準州をケソン州から分離、独立。(4)国法第9号——大統領令第97号第13節改正。(5)国法第10号——町名変更。(6)国法第11号——2町新設。

10日 ▶DBP、ホテル業貸付の返済繰延べ——このほどガイドライン発表。

▶道路省の全地方局長の任地変更命令——大統領。地方建設業者との癒着を断つため。また地方局長の財務管理権限の撤回も命令。11日道路相は12地方局長のうち9局長の任地を変更。また15日までに第7地方の道路汚職事件で75人が送検された。

(注) 11月中旬から第7地方で道路省汚職が問題化した。

▶鉱業労働組合、戒厳令解除を要請——新組織のFederation of Miners in the Philippines が大会決議で。その他スト権の完全回復、一括賃上げ、公営企業労働者の組合組織回復、被傭者の組合強制加入の法制化等を決議。

12日 ▶PCCI、超過利益の労使配分法案に反対表明——比商工会議所(PCCI)および比使用者連盟(ECOP)。

13日 ▶西独と援助協定調印——①農村電化借款(継続)2000万マルク。②無償技術援助、1100万マルク。

14日 ▶アジア開銀、借款承認——2400万ドル、返済24年、7.7%。ミンダナオの2級・支線道路用。

▶MNLF政・軍上級幹部、リビアで訓練中——バルベロ国防次官・エスパルドン南部軍司令官発表。(1)反徒と和平会談を再開する必要はない。(2)南部治安状況は5月または6月の地方段階の平和的選挙の実施を可能にしている。亡命反徒指導者は帰国し、選挙に参加すべきだ。(3)反徒幹部ら(反乱地帯と15州の革命委員会からの約15人)は8月トップ・レベルの討議と3カ月の訓練を受けるためミスワリに喚問され、出国。同訓練は南部の作戦拡大とダバオ地域にMNLFの第7歩兵大隊を組織する計画の1部。同計画は捕獲文書で明らかになった。

(注) 15日バルベロ次官は上記発表に関するリビア大使の抗議に文書で反論、「南部反徒がリビアで訓練を受けていると明らかにしたのは自分ではなく、エスパルドンで、しかも『中東での訓練計画』と述べただけである」と述べる。

▶270農民に解放・譲渡証書発行——このほど土地銀行が全額償還農民に。累計10万7,268ヘクタール。

▶2政党、地方選の準備開始——KBLでは大統領がすでに中部ピサヤ、ピコールの政治抗争調停のため調停委員会を任命、派遣を予定。他方LPはすでに州・町支部長を任命、組織上の態勢を完了したという。

▶香港向け旅行者の外貨購入の規制強化——中央銀行覚書。外貨購入を事前承認制に変更。

15日 ▶輸出開発計画——比輸出業者連盟(COPE)はこのほど、次の2カ年にEC、中東、日本を重点に伝統的輸出品は20%、非伝統的輸出品を50%増やす計画を採択した。

16日 ▶外相、米中国交樹立を称賛——アジアにおける真の勢力均衡の展望を改善し、地域の全般的安定に寄与しよう。なおマフィ米大使はワシントンの米中国交発表1時間後に、大統領にカーター米大統領の親書を伝達。

▶大統領、最低賃金の引上げを考慮——TUCP第3回大会で。インフレの脅威があれば即時に実施。

▶国際農業開発基金、対比借款承認第1号——マガット多目的プロジェクトの灌漑用1000万ドル(期限18年、3%)。世銀も同目的に2100万ドル借款を承認済み。

17日 ▶既存スタンドバイ・クレジット条件を緩和——中央銀行はこのほど、5億2500万ドルにつき4銀行団との条件緩和交渉を完了。79年1月からコミットメント料は0.5%から0.375%に、金利はLIBORプラス1.375%から1%に引き下げ。81年満期の3億2500万ドルは85年に延長。残り2億ドルの満期は83年で変更ない。

▶IMF 緩衝在庫融資の取得取極め——国際砂糖協定による特別在庫用で、3607.6万SDR(約4800万ドル)。

18日 ▶ルーマニア大使、比の非同盟政策を称賛。

▶最高裁、反乱罪容疑者20人に人身保護令——Jose

Lunetaら逮捕以来3年間裁判を受けていないと申請。

19日 ▶労働運動指導者の政府役職辞任を要求——賃上げ闘争の妨げになるとして、Bonifacio Tupas (Trade Union of the Philippines and Allied Services 委員長)。現在 SSS, NLRC (国家労働関係委員会) 等に労働代表委員として労組委員長・書記長8人が就任。

▶米中正常化は東南アの安全を促進——大統領、国家安全保障会議、外交政策会議、最高軍事会議の合同会議で。この発展は安全保障支出から東南アをはじめアジア地域の経済開発への資源の移転を意味し、これら諸国は破壊活動とよりよく闘えよう、と発言。

20日 ▶日本、パッケージ借款の返済期限延長——覚書交換。合計8310万ドル。(1)カガヤン谷電化プロジェクト用2000万ドルは81年12月末、(2)首都圏立体交差プロジェクト用2490万ドルは79年12月20日、(3)洪水制御プロジェクト用は81年6月末までに延長。

22日 ▶世銀、対比借款2件承認——(1)農村開発1650万ドル、(2)マニラなど4都市開発3200万ドル。

24日 ▶基地交渉、5年毎更改検討で原則同意——大統領発表。未解決点は、(1)基地境界警備費の負担、(2)キャンプ・ジョン・ヘイその他類似施設、訓練地域の管轄権、(3)基地使用料、(4)基地裁判権。

26日 大統領は、同日両国交渉団が会合するが、最も重要な問題点は、上記の(2)である、と述べた。

25日 ▶元上院議員ヘナロ・マグサイサイ死去。

26日 ▶70億円借款交換公文調印——国家電力会社の発電バーズ2隻(各3万2000kW)購入用。

27日 ▶ベトナム難民船、マニラ港外に投錨——Tong An 号で約2700人乗船。比政府は上陸を拒否したが、第三国の引受けまでは滞在を許可する、と発表。

29日 ▶年初に原油生産開始——大統領は、79年1月12日にNIDO1号井で当初日産5000バレル、年後半に4万バレル(需要の15%)の生産を開始する、輸出はしないと発表。

▶中国外交部、南沙群島領有再確認の声明。

(注)UPI 12月2日報道によると、フィリピン軍高官は、今年半は大統領令によって、南沙「付近」のKalayaan 諸島7島に町制が施された、と言明。

▶石化ダウンストリームの申請受付開始——投資奨励法の創始プロジェクトで、既設の政府石化委員会が評価

を実施。当初規模は年産ポリプロピレン6万トン、低圧ポリエチレン5万5000トン、82年操業開始で、政府参加は10%の予定。

▶USAID、開発プロジェクト贈与を増額——7件、計250万ドルを540万ドルに。

30日 ▶リベラル党、地方選で全レベルに候補者——党スポークスマン発表。

▶国防省筋、国軍現勢について——(1)約7746人の反乱分子(大部分回教徒)が帰順し、統合民間郷土防衛隊(ICHDF)に参加。全国のICHDF数は7万5499人に。(2)基礎および高等軍事訓練コースを受けた青年は約39万2400人。(3)公式数字はないが国軍兵力は72年の約6万から2年前に少なくとも10万に増強。(4)3年前の軍発表ではNPA兵力は正規1万、大衆基盤8万5000人だが、国防長官の12月初めの推定では正規兵力1200~2000人である。(5)南部軍司令官の10月発表ではMNLFの少なくとも2万の武装反徒がジャングルに残存。

▶米海軍機動部隊、スピック出航——空母コンステレーションなど。インド洋、ペルシヤ湾出動待機へ。

▶米下院代表団来比——(~/1/2)。Lester Wolf 団長。

31日 ▶比米軍事基地協定改正で合意——米側マーフィ大使ら、比側外相、国防相、首席検事、軍参謀長、ロムアルデス駐米大使。交渉開始前に大統領、マーフィ大使と会談。共同発表によると改正は以下の6点で、両国首脳が承認後交換公文で締結する。(1)基地に対する比側主権の再確認、(2)各基地は比側司令官の指揮下に置く、(3)基地内米軍使用面積の大幅削減、(4)基地境界警備の責任は比側に、(5)協定の実施、目的、期限を含め協定を5年毎に徹底的に検討、(6)米軍の制約のない軍事行動を保証。また米側は防衛と開発援助を続ける。

ただし同発表は、基地裁判権および基地使用料の問題には直接触れていない。

▶12月の軍・NPA 戦闘——新聞報道によれば、同月中に13件発生し、NPA 側に死者19人、政府軍側に同15人を出した。戦闘地域は、トンド、カガヤン2件、イサベラ2件、ケソン2件、カリंगा・アパヤオ2件、イロイロ1件、サマール1件、北・東ダバオ各1件。また南サンボアンガ州 Midsalip 等3町の15バランガイで28日頃、3指揮官と共に約2000余のNPA員(大部分スバノ族)が帰順した。

参 考 資 料

フィリピン 1978年

1. 政府閣僚名簿
2. 暫定国民議会議員名簿
3. マルコス = モンデール共同声明

1. 政府閣僚名簿 (1978年12月31日現在)

大統領兼首相 Ferdinand E. Marcos
 外務大臣 Carlos P. Romulo*
 大蔵大臣 Cesar E. A. Virata**
 法務大臣 Vicente Abad Santos*
 農業大臣 Arturo R. Tanco, Jr.*
 公共事業大臣¹⁾ Alfredo Juinio**
 教育文化大臣 Juan Manuel**
 労働大臣 Blas F. Ople*
 国防大臣 Juan Ponce Enrile*
 保健大臣 Clemente S. Gatmaitan**
 商務大臣 Troadio T. Quiazon, Jr.**
 観光大臣 Jose D. Aspiras*
 社会福祉大臣 (代理) Nathaniel B. Tablante
 経済企画大臣 (国家経済開発庁長官)
 Gerardo P. Sicat**
 農地改革大臣 Conrado F. Estrella*
 情報大臣 Francisco S. Tatad*
 地方自治村落開発大臣 Jose Roño*
 工業大臣 Vicente T. Paterno*
 道路大臣 Baltazar Aquino**
 天然資源大臣 Jose J. Leido, Jr.*
 青年・スポーツ大臣 Gilberto M. Duavit*
 エネルギー大臣 Geronimo Z. Velasco**
 居住・環境大臣²⁾ Imelda R. Marcos*
 運輸通信大臣¹⁾ (空席)

閣僚待遇

大統領上級補佐官兼公務員委員長
 Jacobo C. Clave**
 大統領補佐官 Juan C. Tuvera**
 少数民族問題大統領補佐官
 Manuel Elizalde, Jr.**
 予算委員長 Jaime Laya**
 国家科学技術庁長官 Melecio Magno**

1) 10月16日公共事業運輸通信省を分割。

2) 6月1日任命。

* 4月7日の選挙で IBP 議員に選出さる。

** 6月1日 IBP 議員に任命。

4. マルコス = ドン共同声明
5. 主要経済措置リスト

大統領財政補佐官 Cesar A. Dumlao
 首席検事 Estelito P. Mendoza

2. 暫定国民議会議員名簿¹⁾

(1) 公選議員

A. 地方選出 (165人)

第I地方 (イロコス, 14人)

Conrado F. Estrella, Jose D. Aspiras, Felipe P. de Vera, Antonio P. Villar, Sr., Andres A. Cosalan, Vicente Millora, Roque B. de Guzman, Jeremias U. Montemayor, Antonio V. Raquiza, Victor S. Dominguez, Lucas V. Cauton, Salacnib F. Baterina, Joaquin L. Ortega, Jeremias Zapata

第II地方 (カガヤン溪谷, 8人)

Juan Ponce Enrile, Rodolfo B. Albano, Benjamin B. Perez, Carlos M. Padilla, Prospero G. Bello, Rolando T. Puzon, Gualberto B. Lumauig, Simon G. Gato

第III地方 (中部ルソン, 16人)

Blas F. Ople, Felicita G. Bernardino, Teodulo G. Natividad, Estelito P. Mendoza, Vicente P. Magsaysay, Juan R. Liwag, Vicente Abad Santos, Cicero Jose P. Punzalan, Leopoldo D. Diaz, Mercedes C. Teodoro, Angel D. Concepcion, Antonino P. Roman, Jr., Eller D. Torres, Narciso S. Nario, Amadeo G. Alinea, Baldomero T. Mangiliman

第IV地方 (マニラ首都圏地域, 21人)

Imelda Romualdez Marcos, Carlos P. Romulo, Arturo M. Tolentino, Edgar U. Ilarde, Fred J. Elizalde, Gerardo S. Espina, Querube C. Makalintal, Vicente T. Paterno, Ronaldo B. Zamora, Jose Conrado Benitez, Ricardo C. Puno, Jose P. Bengzon, Roberto M. Oca, Jr., Emilio M. Abello, Sr., Januario B. Soller, Jr., Pablo B. Floro, Alejandro A. Fider, Manuel A. Camara, Estanislao G. Alinea, Jr., Rogelio M. Quiambao, Waldo S. Perfecto

第IV-A地方 (南部タガログ, 20人)

Arturo R. Tanco, Jr., Jose J. Leido, Jr., Salvador H. Laurel, Lusi A. Yulo, Carmencita O. Reyes, Estanislao A. Fernandez, Soledad L. Dolor, Expedito

M. Leviste, Helena Z. Benitez, Teodoro Q. Peña, Medardo L. Tumagay, Gilberto M. Duavit, Mariano V. Agcaoili, Godofredo M. Tan, Leonides C. de Leon, Pedro T. Mendiola, Frisco F. San Juan, Jorge A. Nuñez, Cesar A. Villariba, Nemesio V. Ganan, Jr.

第V地方 (ピコール, 12人)

Francisco S. Tatad, Luis R. Villafuerte, Dolores H. Sison, Jose M. Alberto, Arnulfo P. Fuentesbella, Emilio R. Espinosa, Jr., Marcial R. Pimentel, Augusto G. Ortiz, Ricardo B. Butalid, Maximino A. Peralta, Carlos R. Imperial, Socorro G. de Castro

第VI地方 (西部ビスヤ, 16人)

Narciso D. Monfort, Niel D. Tupas, Fermin Z. Caram, Salvador B. Britanico, Roberto A. Gatuslao, Leopoldo H. Locsin, Remo J. Montelibano, Teodoro U. Benedicto, Arturo F. Pacificador, Alfonso A. Carcia, Jose Y. Varela, Jr., Jose Y. Montalvo, Jose T. Tumbokon, Pedro G. Exmundo, Jaenito Q. Madamba, Rodolfo S. Layumas

第VII地方 (中部ビスヤ, 13人)

Jorge M. Kintanar, Natalio B. Bacalso, Bartolome C. Cabangbang, Filemon L. Fernandez, Hilario G. Davide, Jr., Valentino L. Legaspi, Jesus L. Villegas Julian B. Yballe, Mariano R. Logarta, Eutiquio C. Cimafranca, Enrique L. Medina, Sr., Alfonso N. Corominas, Jr., Dominador M. Pernes (全員ビスヤ連合所属)

第VIII地方 (東部ビスヤ, 10人)

Benjamin T. Romualdez, Jose A. Roño, Alberto S. Veloso, Fernando R. Veloso, Artemio E. Mate, Victor A. Amasa, Edilberto A. del Valle, Nicanor E. Yniguez, Emiliano J. Melgazo, Damian V. Aldaba

第IX地方 (西部ミンダナオ, 8人)

Joaquin F. Enriquez, Jr., Antonio M. Ceniza, Manuel M. Espaldon, Celso J. Palma, Guardson R. Lood, Ulpiano P. Ramas, Hussin T. Loong, Kalbi T. Tupay

第X地方 (北部ミンダナオ, 9人)

Emmanuel N. Pelaez, Carlos O. Fortich, Constantino C. Navarro, Sr., Antonio R. Tupaz, Liliano B. Neri, Henry Y. Regalado, Concordio C. Diel, Edelmiro A. Amante, Rueben R. Canoy (ミンダナオ同盟)

第XI地方 (南部ミンダナオ, 10人)

Jose G. Puyat, Jr., Alejandro D. Almendras, Rogelio M. Sarmiento, Felicidad C. Santos, Manuel M. Garcia, Rodolfo P. del Rosario, Benjamin V. Bautista, Jose

T. Sison, Teodoro Palma Gil, Jorge P. Royeca
第XII地方 (中部ミンダナオ, 8人) (未定)²⁾

B. 職能別代表 (14人)

[青年部門]

ルソン地方 Danilo L. Concepcion, Rogelio C. Peyuan

ビスヤ地方 Luisito R. Patalinjug

ミンダナオ地方 Nurodin M. Mamaluba

全国区 Judy V. Carunungan, Makairog G. Aznar
[工業労働部門]

ルソン地方 Ruben O. de Ocampo, Eulogio R. Lerum

ビスヤ地方 Januario T. Seno

ミンダナオ地方 Princess Potri A. Pacasum

[農業労働部門]

ルソン地方 Luis M. Taruc, Jose M. Cervantes

ビスヤ地方 Rolando N. Bayot

ミンダナオ地方 Jiamil Ismael M. Dianalan

(2) 大統領任命議員

13名 (参考資料「閣僚名簿」参照)³⁾

(3) 他に憲法の規定により現職の大統領に議員資格。
(注)

1) *Economic Monitor*, 1978. 6. 12~18 をもとにその他新聞記事で補充。断りないものはKBL所属。

2) 反対派候補の異議申立てによる係争で12月31日現在当選者未確定。

3) 6月1日開会式の報道によると、定員200人中注2)による8人を除いた192人が出席。ここから逆算すると他に7人の任命議員がいる可能性がある。

3. マルコス = モンデール共同声明*

Bulletin Today, 1978. 5. 5.

* 形式的部分を除いた内容の全文と見られる。

マルコス大統領とモンデール副大統領は、在比軍事基地に関する諸問題を討議した。この点に関して両者は、米国がひきつづき、在比基地を使用することが両国の相互利益に役立つことで意見一致した。両者は、フィリピンの主権と全然背馳しない在比軍事基地の使用ができるように、軍事基地協定を改正する交渉を締結する必要あることで意見一致した。

この点に関し両者は、両政府代表がなかなしく次の諸原則を反映するような軍事基地協定の改正を交渉することで意見一致した。すなわち、

1. 米国は、フィリピンが諸基地に主権をもっていることをあらためて確認する。

2. 各基地はフィリピンの基地司令官の指揮下におかれるものとする。

3. 米側は、この協定の定めるところにより、米国兵員・従業員・装備・資材、軍事基地内で使用の権限を与えられた施設に対し有効な指揮・管制を行ない、また自軍に関して軍事行動を妨げられない、ことを保証されるものとする。

4. 改正期日以降協定の終結に至るまで5年毎に、その目的、規定、期限、実施方法を含め、協定の再検討と再評価を全面的にかつ徹底して開始・完遂し、かくして、協定が両国の相互利益にひきつづき役立つよう保証するものとする。

そのような改正締結を促進するため、両国は代表を任命して、これらの諸原則に具体的表現を与える方法を案出する。

4. マルコス = ドン共同声明 (部分訳)

Philippine Daily Express, 1978. 9. 20

(前略)

ベトナム側出席者：ダン・ベト・チャウ対外貿易相、ファン・ヒェン外務次官、ホアン・コク・ズン首相府次官、ブウ・ティエン駐フィリピン大使、その他高官。

フィリピン側出席者：ホセ・D・イングレス外相代理、アルフレド・L・フィニオ公共事業運輸通信相、ファン・L・マニユエル教育文化相、ファン・ボンセ・エンリレ国防相、ピセンテ・T・パテルノ工業相、ファン・B・クルス駐ベトナム大使、ジュニア、その他高官。

ファン・バン・ドン首相とマルコス大統領はそれぞれの国民を代表して挨拶を交し、1976年7月12日の国交樹立以来の両国の双務関係の発展状況を検討した。双方は両国間の関係進展を満足をもってかえりみた。両国は各首都に大使館を設置し大使を任命したが、できるだけ早い時期にさらに多くの代表団を交換する予定である。

ドン首相はベトナム社会主義共和国の政府と国民を代表して、マルコス大統領と同夫人が両国友好関係発展に寄与したことに感謝を表明した。

ドン首相とマルコス大統領はまた、この地域と世界の諸問題につき意見を交換した。会談は温い友情と率直さの雰囲気の中で行われた。

両首脳は東南アジア諸国間の友好的で協力的な関係を維持し発展させたいという心からの願いを表明した。それは各自の国のためでもあり、この地域の平和、独立、自由、中立ならびに繁栄、安定のためでもある。これに関連してマルコス大統領は、平和・自由・中立地帯というASEAN構想の諸目的に対する義務を再確認した。

両首脳はくりかえし、各国の国家主権尊重、国家間の公正で平等な経済・貿易関係にもとづく新国際経済秩序を樹立することを支持した。

二国間の関係について、ドン首相とマルコス大統領は、

1976年7月ファン・ヒェン外務次官訪問時に発せられた共同コミュニケ、および1978年1月グエン・ズイ・チン外相訪問時に発せられた共同コミュニケに盛られている原則を再確認した。

両首脳は両国間に生じうべきあらゆる相違点と不一致点を平和的手段で解決したいとねがい、またよろこんでそうすると重ねて表明した。そして両国間の相違点ないし不一致点は和解と友好の精神で討議し解決するものと確認した。

以前の約束にしたがい、両首脳は各自の国内問題に干渉しないとくりかえし表明した。すなわち双方は、自国が破壊活動行為をしない、各自に対し武力行使ないし武力脅迫をしないことで一致した。

双方は、1978年1月に調印された貿易協定および経済科学技術協力協定にもとづき、協力を発展させるべく積極的に行動することで一致した。

双方は、航空協定締結に感謝をこめて留意した。同協定により、フィリピン航空機は今や、補償を支払って協定された航空路に沿って、ベトナム上空を飛行することが許されている。

双方は、平等、相互尊敬、相互利益にもとづいて、さらに多くの協定を交渉する可能性を探ることで一致した。

双方は、ファン・バン・ドン首相のフィリピン公式訪問およびマルコス大統領との会談が、ベトナム=フィリピン両国間の友好関係継続と永続的な協力の基礎をきずき、信頼と理解を増進するのに多大の寄与をしたことに、満足を表明した。

ドン首相一行は、農業訓練研究センターと文化センターならびに多数の産業施設、公共施設を訪問し、多くの階層のフィリピン人と語る機会を得た。

(中略)

ドン首相は、ベトナム社会主義共和国大統領に代ってまた自らの名において、マルコス大統領兼首相とマルコス夫人にベトナムを訪問するよう招請した。マルコス大統領と夫人はその招請をよろこんで受け、その訪問期日は追って合意される。

1978年9月18日、マニラにおいて

ベトナム社会主義共和国政府

首相 ファン・バン・ドン

フィリピン共和国

大統領兼首相 フェルディナンド・E・マルコス

5. 主要経済措置リスト

A. 大統領令 (PD)

No.	署名日付	内容
1210	77.10.11	PD603号 (児童福祉法) の一部改正。

- | | | | | | |
|------|-----------|---|------|-----------|--|
| 1211 | 10. 12 | 精米歩止まり等を規制する。 | 1358 | 3. 29 | 内国歳入法第193, 194, 197~201条を改正し、売上税制を改善する。 |
| 1216 | 10. 14 | PD 957号(分譲宅地内の公共用地確保)を一部改正する。 | 1362 | 3. 27 | ラジオ・TV放送局に放送用機材等の免税輸入を認める。 |
| 1219 | 10. 14 | 石炭資源の開発・保護等を規定する。 | | 5. 1 | 最低賃金法・物価手当の支給免除を廃止する。 |
| 1254 | 11. 28 | 領収証の発給等に関する罰則。 | 1364 | 5. 1 | 労働省に「農村労働部」を設置。 |
| 1259 | 12. 11 | PD 1224号第1, 2節を修正し、低所得者雇用住宅建設用地の収用に関する政策を明確にする。 | 1365 | 5. 1 | 労働省に「無料法律援助部」を設置。 |
| | | | 1366 | 5. 1 | PD442号(労働法)第5章を更に改正する(争議仲裁, 組合組織権)。 |
| 1263 | 12. 14 | RA(共和国法律)165号(特許法)の一部を改正する。 | 1367 | 5. 1 | PD442号タイトルIIを更に改正する。 |
| 1267 | 12. 21 | 国家住宅抵当融資会社を設立する。 | 1368 | 77. 9. 21 | 「国立海事講習所」を設立する。 |
| 1268 | 12. 21 | 関税法第402条を改正する。 | 1369 | 78. 5. 17 | 帰化申請の適格外国人に帰化を認める。 |
| 1270 | 12. 22 | 比国営再保険会社の設立を免許する。 | 1379 | 5. 29 | PD928号改正, 最低賃金を上げる。 |
| 1272 | 12. 22 | 英国との間の租税協定を批准する。 | 1389 | 5. 29 | 労働法第5編を改正し, 争議処理の迅速化をはかる。 |
| 1281 | 78. 1. 16 | CA 136号(鉱業局設立法)改正。 | 1391 | 5. 31 | 内国歳入法タイトルIV(従量物品税), タイトルV(事業税)を改正する。 |
| 1282 | 1. 16 | RA 265号(中央銀行法)第88条改正。 | 1393 | 5. 31 | PD 1352号を改正する。 |
| 1294 | 1. 27 | RA4271号(PAL 免許法)を改正する。 | 1395 | 6. 2 | 居住省および居住開発公社を設立。 |
| 1299 | 2. 8 | 1977年内国歳入法第206条(料理飲食税), 第268条(娯楽税)の改正。 | 1396 | 6. 2 | PD1067-A, B号を改正する。 |
| 1302 | 2. 15 | 比(メッカ)巡礼庁を設立する。 | 1399 | 6. 5 | PD564号(比観光庁設立)を改正する。 |
| 1305 | 2. 27 | 鉱物特別保留地開発委員会設立。 | 1400 | 6. 6 | RA720号(農村銀行法)を改正する。 |
| 1307 | 3. 2 | PD 1183号(旅行税法)を更に改正。 | 1403 | 6. 9 | 改正刑法第125条を更に改正する。 |
| 1309 | 3. 3 | 中央銀行に外国借款の特別借入・再貸付の権限を与える。 | 1404 | 6. 9 | PD442号(労働法)第1編を改正する。 |
| 1313 | 3. 20 | PD 1259号第3節を更に改正する。 | 1412 | 6. 9 | 多国籍企業の部品・原材料供給のためのアジア・太平洋地域倉庫の設置に恩典を与える。 |
| 1317 | 4. 17 | RA 337号(一般銀行法)を改正する。 | 1419 | 6. 10 | 刈分け小作制の禁止を強化し, 違反に対する罰則を規定する。 |
| 1318 | 3. 29 | RA 3779号(貯蓄・貸付組合法)改正。 | 1425 | 6. 10 | 「繊維製品輸出委員会」を設立する。 |
| 1319 | 3. 29 | 貿易会社の開発, 認定および奨励措置を規定する。 | 1440 | 6. 11 | 地熱資源の開発を奨励する。 |
| 1344 | 4. 2 | PD 957号に基づく決定の執行令状を発する権限を国家住宅公社に与える。 | 1442 | 6. 11 | 遊休地に付加税を課し, PD464号(不動産法)を一部改正する。 |
| 1345 | 4. 2 | 首都上下水道公社に管轄地内の分譲住宅地内の集中水道施設を引継ぐ権限を与える。 | 1446 | 6. 11 | PD867号(フィリピン会議場運営局設立法)改正。 |
| 1351 | 4. 17 | 内国歳入法第30, 58条を改正し, 財務長官に一部所得税の源泉徴収を認める。 | 1448 | 6. 11 | PD 66号(輸出加工区庁設立法)およびRA 5490号を改正する。 |
| 1352 | 4. 21 | 免税諸法による輸入品免税に代え, それぞれ5%の関税および内国税を課す。 | 1449 | 6. 11 | 投資調整委員会を改組し, NEDA 付属の全委員会の改組機構を設定する。 |
| 1353 | 4. 21 | 内国歳入法第30条を改正し, 鉱業の開発費の加速控除を認める。 | 1450 | 6. 11 | RA 3591号(比預金保険会社設立法)改正。 |
| 1354 | 4. 21 | 石油開発従事の役務契約者の下請業者・外国人使用人に所得税を課す。 | 1451 | 6. 11 | RA 720号(農村銀行法)を改正する。 |
| 1357 | 4. 21 | 77年内国歳入法第195条(自動車税)を改正する。 | 1452 | 6. 11 | RA 6426号(比外貨預金法)改正。 |
| | | | 1453 | 6. 11 | RA 5921号(金融会社法)を改正する。 |
| | | | 1454 | | |

- | | | | | | |
|------|-----------|--|-----|------------|--|
| 1455 | 6. 11 | PD 612号 (保険法) を改正する。 | 640 | 12. 15 | 情報長官にバナハウ放送会社と南部フィリピンにおける情宣・教育活動のための契約を結ぶ権限を与え、同社に放送機器、ラジオ・TV 受信機のノックダウン部品等の免税輸入権限授与。 |
| 1456 | 6. 11 | 内国歳入法第 268 条 (娯楽税) 改正。 | | | |
| 1457 | 6. 11 | 内国歳入法の一部を改正する。 | | | |
| 1459 | 6. 8 | エネルギー長官に役務契約の調印・再交渉・修正の権限を与える。 | | | |
| 1460 | 6. 11 | すべての保険法を統合する。 | 645 | 12. 22 | 首席検事に憲法に違反してなお土地を所有している米国人、米国人に対し、適切な手続きを取ることを指令。 |
| 1461 | 6. 11 | RA 85 号 (比開発銀行法) 改正。 | | | |
| 1463 | 6. 11 | PD 189 号 (観光省設置法) 改正。 | | | |
| 1465 | 6. 11 | PD 492 号 (メトロ・マニラ公共交通公社設立法) 改正。 | 656 | 78. 1. 10 | 電気製品国産化計画による輸入。 |
| 1466 | 6. 11 | PD 894 号 (比国籍の外航海運・航空業を奨励する) を改正する。 | 664 | 1. 28 | 内国歳入法 192 条 (粗売上高税引上げ) の実施を米・とうもろこしに限り一時停止する。 |
| 1467 | 6. 11 | 比作物保険会社を設立する。 | 667 | 2. 2 | 政府機関購入自動車の規格標準。 |
| 1468 | ? | PD 961 号 (ココナツ産業法) 改正。 | 669 | 2. 9 | 核燃料鋳物の開発ガイドラン作成委員会を設置する。 |
| 1469 | 6. 11 | 内国歳入法第 187, 202 条を改正し、輸出生産者・輸出業者の登録を規定。 | 670 | 2. 14 | BASECO および BSDI が賠償で取得した造船設備を LUSTEVECO に移転し、同社が政府民間が合弁で設立予定の造船会社に投資するよう指令。 |
| 1472 | 6. 11 | RA 4852, 6026 号を改正する (政府住宅・入植機関のガイドライン)。 | 686 | 4. 2 | LOI 555 号規定のスラム改善・再入植計画の実施促進措置。 |
| 1476 | 6. 11 | PD 230 号 (コプラ輸出税) 改正。 | 700 | 6. 1 | 水道料金の引上げ規制措置。 |
| 1478 | 6. 11 | PD 694 号 (1975 年改正 PNB 法) 改正。 | 704 | 6. 9 | 穀物倉荷証券融資制度。 |
| 1481 | 6. 11 | 国産バージニア葉タバコの取引規制。 | 708 | 6. 14 | 軽軌条鉄道輸送設備委員会設置。 |
| 1484 | 6. 11 | RA 5207 号 (原子力エネルギー法) 改正。 | 716 | 6. 30 | 自動車の早期警報設備の設置義務付け |
| 1491 | 6. 11 | PD 538 号 (比退役軍人開発社公社工業開発会社設立法) 第 8 条を改正する。 | 718 | 7. 6 | 工場の石炭転換検討小委設置。 |
| 1510 | 6. 11 | カナダとの租税協定を批准する。 | 727 | 8. 4 | 「国家火災安全審議会」設置。 |
| 1516 | 6. 11 | PD 334 号規定の国営石油会社定款を改正する。 | 735 | 9. 4 | Meralco 発電所の買収金支出。 |
| 1517 | 6. 11 | 市街地改革法を宣言する。 | | | C. 大統領行政命令 (EO) |
| 1519 | 6. 11 | 比医療保険法を改正する。 | 492 | 77. 12. 21 | ASEAN 特惠協定実施のため関税法規定の輸入関税率を修正する。 |
| 1521 | 6. 11 | 1978 年船舶抵当法。 | 507 | 78. 7. 14 | 輸入空調機・部品に付加税 10% を課す。 |
| 1522 | 6. 11 | PD 1352 号 (一部免税品の輸入関税) を改正する。 | | | D. 国 法 (BP) |
| 1526 | 6. 11 | 関税法第 56 章を一部改正する。 | No. | 成立日付 | 内 容 |
| 1536 | 6. 11 | 冶金業の開業規制法。 | 1 | 78. 8. 18 | 79 年度一般会計歳出法。 |
| 1539 | 6. 11 | RA 3779 号 (貯蓄・貸付組合法) 改正。 | 2 | 8. 18 | ホテル等の客室税。 |
| 1540 | 6. 11 | 内国歳入法第 24 条 (b)(1) 改正, 外国船の賃借支払に特別源泉徴収税率を課す。 | 3 | 8. 26 | タバコ消費税率を引上げる。 |
| 1560 | 6. 11 | PD 97 号 (比高級船員法) 第 16 条を改正。 | 4 | 8. 26 | アルコール飲料税を引上げる。 |
| | | | 5 | 8. 26 | 混成酒税を引上げる。 |
| | | | | | E. 中央銀行の主な金融措置 (要旨) |
| 501 | 77. 1. 28 | 政府機関に国産品の優先購入を指令。 | | | ▶覚書 (77. 12. 28) —— 航空機, 苛性ソーダ, ガソリン・ディーゼル・エンジン, トラック, バス, エンジン付シャシー, クレーン等の輸入に際し中銀の事前承認制に代えて関係政府機関の輸入認証の提出を要する。 |
| 618 | 10. 21 | 協同組合銀行設立の研究を指示する。 | | | ▶回状 593 号 (78. 1. 25) —— 回状 552 号修正。銀行等か |
| 620 | 10. 25 | 中央政府各部署が公開入札, 交渉により結ぶ 200 万ペソ以上の契約は大統領の承認を要する。 | | | |

らの借入に対する準備率は5%とする。

▶覚書(1.25)——商銀間の貸出し取引規則。

▶覚書・回状(1.31)——適格輸出手形の再割引規則・細則の修正。有資格銀行は非伝統輸出品に対する融資に限り現行再割枠の50%増額を認められる。

▶覚書(2.8)——一部家電製品部品の無為替輸入は、BOIの事前証明を要する。

▶回状595号(1.27)——回状569号第2節Cを修正。比国金融機関保証の外国借款の利率は貸付国のプライム・レートに1.5%、政府金融機関保証のそれは同1.25%を加えた率を超えてはならない。

▶回状596号(2.24)——回状357号(銀行の取締役・役員、株主に対する貸出し規制)修正。

▶回状599号(3.27)——財務省証券の取引規則。

▶回状600号(3.27)——回状575号第5条を改正する。

▶回状601号(3.31)——回状572号(外国企業のペソ借入れに関するガイドライン)修正。

▶回状602号(4.17)——比国産金の精錬・売買規則。

▶回状607号(4.19)——中銀の一括外国借款計画の特別貸付運用ガイドライン。

▶覚書(6.5)——安全ガラス製造に適する板ガラスの輸入申請書は工業省の証明書の添付を要する。

▶回状611号(6.19)——回状492号修正。貯蓄預金の利率。a. 商銀, 7%, 平均または実際の日中残高に対し日, 月, または四半期複利とする。b. 貯蓄銀行・農村銀行, 7.5%, 同上。78年6月発効。

▶回状616号(7.5)——回状572号および付属の外国企業の国内借入に関するガイドライン修正。1. 同回状第5節・ガイドラインのアイテム3および6.2削除。2. ガイドラインのアイテム2.3の次に新節を挿入する。規定の自己資本率に満たないが順守のための猶予期間を認められた外国企業は, (a)78年7月1日以後に配当または利益を配分して、および(または)資本の一部を回収して、並びに(b)下記許可書の有効期間内にまたは上記自己資本率達成まで利益・配当を配分せずおよび減資しないことを条件に、ペソ借入許可書の発給を受けられるものとする。(78年7月1日発効)。

▶回状624号(8.11)——通達704号施行倉庫証券融資計画ガイドライン。

▶回状626号(8.21)——畜産融資および農業投入財貸付に関する規則。

▶回状627号(8.21)——担保貸特別限度。1. 低・中所得世帯向け住宅建設・分譲地開発用不動産担保貸付は担保不動産の評価額の80%まで、住宅融資委(HFC)の100%保証の場合は同90%まで。2. 生産・輸送機器・設備取得貸付は取得資産の評価額の60%まで、不動産担保

の場合は不動産評価額の80%まで。

▶回状628号(8.21)——回状552号(第1節預金準備率)修正。1. 商銀各種預金に対しそれぞれ20%。2. 農村銀行。要求払預金14%, 定期・普通預金8%。3. 貯蓄銀行(thrift bank)。要求払預金20%, 定期・普通預金8%。4. DBP。定期・普通預金8%。

▶回状629号(8.21)——貯蓄銀行の単一借入者に対する貸付限度を低中所得世帯用分譲地・住宅プロジェクト融資の場合、銀行の資本および剰余金の更に15%とする。

▶回状630号(8.21)——貯蓄銀行の個人融資規則。

▶回状631号(8.21)——貯蓄銀行に要求払預金受入れの権限を与える規則ガイドライン。

▶覚書(8.25)——無線通信機器の輸入申請は以後通信管理局の購入許可の提示を要する。

▶回状632号(9.20)——輸出および資産100万ペソ以下の小規模/家内工業の適格手形の再割引規則・細則の修正。再割枠をすでに全額使用した銀行でも、非伝統輸出品/小規模/家内工業融資に専ら使用する場合に限り、再割枠の50%引上げを認められる。

▶回状635号(10.12)——回状610号修正。中銀の再割率および商銀等の貸出利率に関する規則。I. 中銀の貸付額・再割引。A. 満期1年以下の適格手形。(1)農村銀行。①監理信用。a. マサガナ99, 同マイサン計画: 貸付額100%, 再割率1%, 銀行の最高貸付利率10%(加算3%以下の銀行・サービス手数料)。農地改革: 同100%, 1%, 10%(同2%または150ペソのいずれか低い方)。その他の監理信用: 100%, 1%, 10%(同2%)。穀物倉庫証券(粗米): 100%, 4%, 9%(同銀行手数料1%以下)。②非監理信用。農地改革および農工商手形: 80%, 4%, 12%(担保付)または14%(無担保)。(2)商業・貯蓄銀行。①輸出志向産業(覚書64号, 回状223号)。80%, 4%, 9%(同1%)。②米・とうもろこし生産, 養鶏, 養豚, 漁業, 飼料, ソルガム。①に同じ。③NGA手形。a. 米, とうもろこし, ソルガム, 大豆, モンゴ豆の国内調達用: 100%, 3%, 6%。b. 大豆, 飼料の輸入用: 80%, 3%, 6%。④優先位1-A。a. 粗米融資倉庫証券: 100%, 4%, 9%(同銀行手数料1%以下)。b. 回状223号による: 80%, 4%, 9%(同1%)。⑤小規模/家内工業。80%, 4%, 9%(同上)。⑥銅, ニッケル金屈, ニッケル, コバルト。80%, 4%, 6%(同2%)。⑦優先位1-B, C(回状223号)。60%, 9%, 12%(担保付)または14%(無担保)。II. 銀行の最高貸付利率は上記の銀行およびサービス手数料を除くが、サービスその他の手数料を含む実効利率とする。利率は再割部分に対してのみではなく、貸付総額に対して適用されるものとする。

主 要 統 計

フィリピン 1978年

- | | |
|--------------|--------------------|
| 第1表 産業別国内総生産 | 第8表 新規登録企業国籍・産業別投資 |
| 第2表 労働力統計 | 第9表 BOI 承認国籍別投資 |
| 第3表 消費者物価指数 | 第10表 外国為替収支 |
| 第4表 主要経済指標 | 第11表 10大輸出入品 |
| 第5表 製造業生産量指数 | 第12表 最終用途別輸入構成 |
| 第6表 通貨増減要因 | 第13表 相手国別輸出入額と比率 |
| 第7表 中央政府現金勘定 | 第14表 対外債務残高 |

第1表 産業別国内総生産 (1972年価格)

(単位 100万ペソ)

	価 額 (100万ペソ)			対前年増加率 (%)		構 成 比 (%)		
	1976年 ¹⁾	1977年 ²⁾	1978年 ²⁾	対前年増加率 (%)		構 成 比 (%)		
				1977年	1978年	1976年	1977年	1978年
農 林 漁 業	19,671	20,646	21,541	5.0	4.3	26.7	26.4	26.1
鉱 業	1,491	1,742	1,829	16.8	5.0	2.0	2.1	2.2
製 造 業	17,481	18,793	20,025	7.5	6.6	23.8	24.1	24.2
建 設 業	5,254	5,575	5,930	6.1	6.4	7.2	7.2	7.2
電 気・ガ ス・水 道	678	711	775	4.9	9.0	0.9	0.9	0.9
運 輸・通 信・倉 庫	3,559	3,779	3,990	6.2	5.6	4.8	4.9	4.8
商 業	15,938	16,903	17,963	6.1	6.3	21.7	21.6	21.7
サ ー ビ ス 業	9,513	10,014	10,628	5.3	6.1	12.9	12.8	12.9
国 内 総 生 産	73,585	78,163	82,681	6.2	5.8	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	(244)	(205)	(204)	16.0	0.5			
国民総生産	73,341	77,958	82,477	6.3	5.8			
間接税マイナス補助金	7,036	7,402	8,243	5.2	11.4			
資本減耗引当	6,847	7,276	8,105	6.3	11.4			
国民所得	59,458	63,280	66,129	6.4	4.5			

(注) 1) 改訂数字 2) 1978年12月現在推計

(出所) NEDA—Business Day, Jan. 3, 1979,

第2-1表 15歳以上世帯人口と地方別就業状況 (1977, 1978年第1四半期*)

地 方	15歳以上予測人口				失 業 率 (%)		就 業 人 口 (%)			
	人 口 (1000人)		労働力人口 (%)		失 業 率 (%)		就 業 人 口 (%)			
	1977	1978	1977	1978	1977	1978	農	業	非 農	業
全 国	25,767	26,646	64.0	58.6	6.3	5.1	55.1	52.7	44.9	47.3
I イロコス	2,041	2,091	60.2	53.9	3.9	4.7	59.3	49.9	40.7	50.1
II カガヤソン	1,173	1,220	63.2	60.5	4.7	3.6	73.6	60.7	26.4	29.3
III 中部ルソン	2,657	2,767	63.9	58.7	7.6	9.3	44.2	36.7	55.8	63.3
IV メトロ・マニラ	3,207	3,464	61.7	n.a.	16.9	n.a.	8.0	n.a.	92.0	n.a.
IV-A 南部タガログ	3,240	3,457	63.8	58.3	6.9	5.1	46.5	44.4	53.5	55.6
V ビコル	1,835	1,880	61.6	55.8	4.0	3.9	57.8	63.3	42.2	36.7
VI 西部ビサヤ	2,269	2,209	68.3	62.9	5.2	5.9	64.4	54.6	35.6	45.4
VII 中部ビサヤ	1,981	2,021	65.7	62.0	5.0	2.8	58.8	53.9	41.2	46.1
VIII 東部ビサヤ	1,470	1,501	61.9	61.8	3.6	1.9	71.5	62.8	28.5	37.2
IX 西部ミンダナオ	1,271	1,317	61.7	55.8	7.0	5.1	70.3	62.7	29.7	37.3
X 北部ミンダナオ	1,443	1,510	65.9	58.8	7.6	3.0	64.5	57.8	35.5	42.2
XI 南部ミンダナオ	1,638	1,742	62.1	59.0	4.7	3.7	61.5	53.3	38.5	46.7
XII 中部ミンダナオ	1,319	1,367	72.5	57.2	2.3	4.0	62.2	55.7	37.8	44.3

(注) * 暫定数字。

(出所) National Census and Statistics Office.

第2-2表 非農業労働者賃金率指数 (マニラ・同郊外)

(1972=100)

	名目賃金		実質賃金			名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練		熟練	未熟練	熟練	未熟練
1967年	75.0	68.4	113.0	103.0	1973年	105.3	102.7	95.4	92.8
1968年	81.0	76.1	119.4	112.0	1974年	115.0	110.8	77.4	74.4
1969年	85.3	79.7	123.2	115.0	1975年	119.7	120.1	72.7	72.9
1970年	90.6	88.4	114.4	111.4	1976年	124.4	126.2	71.2	72.3
1971年	95.3	94.3	105.2	104.0	1977年	137.5	132.9	72.9	70.4
1972年	100.0	100.0	100.0	100.0	1978年 ^a	149.3	137.7	75.5	69.7

(注) a: 1978年は1~6月平均。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1977.

第3表 メトロ・マニラ消費者物価指数

(1972=100)

	メトロ・マニラ								メトロ・マニラ						
	全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他		全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他
1962	50.5	43.2	51.2	62.8	48.0	62.5	60.0	1971	90.9	88.8	90.2	93.7	85.6	96.8	91.7
1963	53.4	57.6	51.5	65.4	49.3	63.4	62.3	1972	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1964	57.8	53.9	53.8	67.1	54.6	65.5	63.9	1973	114.0	114.0	117.1	119.8	104.2	108.2	113.6
1965	59.2	54.7	55.1	69.1	59.9	67.2	65.2	1974	152.2	156.6	171.9	139.0	151.0	139.2	168.3
1966	62.4	58.4	54.5	70.4	60.2	66.6	64.7	1975	164.6	166.6	189.6	150.2	160.1	153.2	194.2
1967	66.4	63.2	57.3	73.1	60.6	71.4	67.9	1976	174.8	176.8	193.8	157.3	169.7	169.5	204.4
1968	68.0	63.0	58.7	77.6	61.0	76.8	69.1	1977	188.6	190.0	204.8	168.6	176.3	193.7	213.2
1969	69.3	63.9	59.1	79.3	60.8	78.2	70.8	1977 ^a	187.2	188.3	203.6	168.1	175.7	191.7	212.8
1970	79.0	73.8	75.6	86.7	75.6	86.7	81.4	1978 ^a	201.1	202.8	223.9	180.1	179.8	208.8	220.6

(注) a: 1~10月。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1977.*Philippine Economic Indicators*, Nov., 1978.

第4表 主要経済指標

				1975年	1976年	1977年	1978年
農 ¹⁾	食糧	米 (1000トン)		5,660.0	6,159.5	6,457.1	6,894.9 ^p
		とうもろこし (")		2,568.4	2,766.8	2,843.4	2,855.2
業	輸出作物	コブラ (")		1,718.5	1,864.7	2,051.0	n. a.
		分密糖 (")		2,393.8	2,875.0	2,685.1	n. a.
		アバカ (")		133.6	136.5	146.8	n. a.
		丸太 (100万ボード・フィート)		3,108.7	3,578.0	3,760.0	n. a.
業	鉱	金 (純金, キログラム)		15,607	15,589	17,373	18,957
		銀 (純銀, キログラム)		50,346	46,053	50,429	51,864
		ニッケル (地金, トン)		n. a.	n. a.	36,781	31,046
		クロム石 (1000トン)		518.6	346.3	538.3	532.7
		銅精鉱 (地金, ")		223.8	237.6	272.8	273.3
発電量	マニラ電力会社 (100万kWH)			6,747	7,232	7,924	n. a.
生産量指数 (1972=100)	農林漁業 ¹⁾			116.7	132.1	140.1	n. a.
	製造業			111.0	116.4	120.4	126.4
	鉱業			114.7	114.2	122.4	n. a.

(注) 1) 作物年度 (7月~6月) p: 暫定数字。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1976, 1977, 78年は Bureau of Mines—*Business Day*, Feb. 1, 1979.

第5表 製造業生産量指数

(1972=100)

	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年
全 業 種	127.7	114.4	111.0	116.4	120.4	
1. 食品, 飲料, タバコ	126.4	104.5	100.2	112.4	117.4	
食 品	138.2	107.4	98.5	113.6	115.8	
飲 料	98.0	102.8	109.1	125.5	151.2	
タ バ コ	77.2	89.4	100.8	88.6	86.6	
2. 織物, 衣料品, 皮革	114.3	109.9	122.1	128.3	142.0	
織 物	115.3	104.8	108.2	106.8	120.8	
衣 料 品	111.6	117.4	131.4	163.6	171.3	
皮革, 同製品, 毛皮	79.3	77.9	90.7	86.2	97.3	
は き 物	129.5	129.8	187.8	162.8	151.1	
3. 木, 同 製 品	227.6	112.3	107.1	109.8	113.4	
木, 同製品	116.3	86.2	85.6	90.3	102.4	
家具, 建具	481.0	171.6	156.0	154.1	138.4	
4. 紙, 同製品, 印刷・出版	120.3	130.1	107.6	119.0	114.0	
紙, 同製品	111.6	107.6	90.3	113.8	120.9	
印刷・出版	128.4	158.0	123.6	124.0	107.6	
5. 化学製品, ゴム, プラスチック	105.1	122.0	93.0	94.7	97.6	
工業化学品	108.8	176.7	124.0	99.7	113.6	
その他化学品	109.5	155.5	94.1	91.9	104.2	
石油精製	100.0	69.7	88.6	106.1	96.6	
その他石油・石炭製品	84.6	40.6	37.0	40.4	52.3	
ゴム製品	104.1	89.7	87.0	96.6	77.1	
プラスチック製品	93.3	82.9	64.0	65.6	85.4	
6. 非金属鉱物製品	133.8	109.0	102.1	115.5	109.8	
陶磁器, 土器	100.0	100.0	199.7	273.9	218.2	
ガラス, 同製品	131.6	82.9	79.3	86.6	86.8	
その他非金属鉱物製品	135.0	122.7	106.2	118.2	113.4	
7. 基礎金属業	154.3	166.2	186.2	190.8	198.8	
8. 加工金属製品, 機械, 設備	131.7	132.2	139.0	136.0	131.6	
加工金属製品	108.6	132.6	132.7	137.5	135.7	
非電気機器	201.7	150.6	165.2	132.4	137.7	
電気機器	121.3	114.9	129.8	122.0	113.2	
輸送機器	131.5	137.1	143.3	147.7	150.0	
専門・測定機器	75.4	162.5	67.2	96.2	43.3	
9. その他製造業	125.3	128.2	81.9	75.2	92.6	

(注) p: 暫定数字。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1977.

第6表 通貨増減要因

(単位 100万ペソ)

	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
A. 公的部門						
1. 対中央政府信用	3,466.1	4,924.9	4,809.7	4,789.4	5,798.5	7,920.6
控除：現金・預金残高	1,656.8	3,797.0	5,858.8	3,658.1	3,639.2	3,930.6
IMF 勘定	55.4	-95.1	-109.1	-113.0	n. a.	n. a.
合 計	1,753.9	1,223.0	-940.0	1,244.3	2,159.2	3,990.0
2. 対地方政府・政府機関信用	1,819.2	1,352.3	1,974.2	4,927.4	6,614.0	6,854.8
控除：貯蓄・定期預金	380.6	393.4	576.3	690.2	1,074.9	729.1
中央銀行その他勘定純計	-314.6	865.4	1,826.2	898.6	-365.0	-1,266.2
合 計	1,753.2	93.5	-428.3	3,419.8	5,904.1	7,391.9
公的部門計	3,507.1	1,316.5	-1,368.3	4,664.1	8,063.3	11,381.9
B. 民間部門						
対民間信用	12,601.4	16,422.1	24,135.9	28,501.8	34,903.4	40,618.4
控除：貯蓄・定期・保証金預金	6,065.6	8,291.8	16,439.1	19,821.7	24,759.7	30,486.0
民間商銀その他勘定純計	2,838.7	5,260.8	994.5	2,774.0	4,691.5	6,499.9
民間部門計	3,697.4	2,869.5	6,702.3	5,906.1	5,452.2	3,632.5
C. 公・民間部門計	7,204.2	4,186.0	5,334.0	10,570.2	13,515.5	15,014.4
D. 対外部門						
外貨準備・外為差金	2,869.5	6,774.4	7,221.9	8,179.5	16,725.8	17,343.6
控除：海外補償借入れ	1,453.0	985.4	3,548.1	8,434.9	18,166.4	17,419.5
IMF クレジット	703.1	752.7	906.4	—		
外貨預金	1,121.0	968.7	70.8	—		
外貨建 CBCI その他	—	101.1	2,570.9	—		
対外部門計	-407.6	3,966.5	3,673.8	-255.4	-1,440.6	-75.9
E. 通貨供給高	6,796.6	8,152.5	9,007.8	10,314.8	12,074.9	14,938.5

(出所) Central Bank, *Annual Report* 各年。

第7表 中央政府現金勘定 (暦年)

(単位 100万ペソ)

	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年 ^p
期首現金残高	1,242.4	3,712.0	6,842.7	7,105.0	6,470.5	7,106.4
A. 経常勘定純計	2,120.8	2,568.3	-726.5	-2,021.2	-1,833.6	-1,667.7
受 取	11,094.5	17,722.3	21,425.7	21,027.0	24,802.6	25,493.5
支 払	8,973.1	15,150.4	22,152.2	23,048.2	26,636.2	27,161.1
経 常	8,678.7	14,647.9	21,483.1	22,304.8	25,738.1	26,123.3
利子支払	295.0	506.1	669.1	743.4	898.1	1,037.8
B. 金融勘定純計 (2-1)	348.8	562.4	938.8	1,386.7	2,469.5	3,177.4
1. 債務償還	-4,835.0	-6,104.3	5,364.8	6,474.2	7,299.4	8,155.6
2. 借 入 れ	5,183.3	6,666.7	6,353.6	7,860.9	9,768.9	11,333
国 外	—	—	381.2	155.6	1,024.3	2,676
国 内	—	—	5,972.4	7,705.3	8,744.6	8,656
借入金	—	—	—	300.0	800.0	n. a.
有価証券	—	—	—	7,405.3	7,944.6	n. a.
C. 現金勘定純計	2,469.6	3,130.7	262.3	-634.5	635.9	1,509.8
期末現金残高	3,712.0	6,842.7	7,105.0	6,470.5	7,106.4	8,616.2

(注) p: 暫定数字。

(出所) Central Bank, *Annual Report* 各年。1978年は Ministry of Finance—*Times Journal*, Jan. 16, 1979.

第8表 新規登録企業国籍・産業別投資, 1977年(払込資本)

(単位 1000ペソ)

	合計		フィリピン人		中国人		アメリカ人		その他	
		%		%		%		%		%
合計	2,177,571	100.0	2,138,608	100.0	4,970	100.0	12,694	100.0	21,299	100.0
農林漁業	141,250	6.5	138,641	6.5	460	9.3	680	5.3	1,469	6.9
鉱業	17,047	0.8	16,807	0.8	83	1.7	97	0.8	60	0.3
製造業	375,163	17.2	359,386	16.8	1,965	39.5	5,200	41.0	8,612	40.4
建設業	267,428	12.3	265,819	12.4	134	2.7	372	2.9	1,103	5.2
電気・ガス・水道	1,134	0.1	1,134	0.1	—	—	—	—	—	—
卸・小売業	553,414	25.4	544,168	25.4	560	11.3	4,231	33.3	4,455	20.9
金融・不動産	397,030	18.2	388,993	18.2	1,496	30.1	1,334	10.5	5,207	24.5
運輸・通信	95,961	4.4	95,444	4.5	166	3.3	287	2.3	64	0.3
各種サービス	329,144	15.1	328,216	15.3	106	2.1	493	3.9	329	1.5

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1977.

第9表 BOI 承認国籍別投資 (共和国法 5186, 6135, 5455 号による)

(単位 1000ペソ)

	内外資計	外資計	米国	日本	イギリス	台湾	オーストラリア	スイス	韓国
1968	399,549	97,503	57,492	1,688	11	1,188	—	—	—
1969	235,755	140,625	95,908	2,455	5,465	10,320	—	1,074	—
1970	208,699	95,897	42,280	2,096	6,332	7,388	—	121	—
1971	437,813	148,478	71,172	15,030	2,935	21,452	—	90	—
1972	507,435	308,523	188,895	24,703	1,943	12,110	261	10,301	—
1973	852,202	538,114	235,782	67,119	115,779	38,798	2,056	1,994	—
1974	2,225,982	1,430,095	241,263	693,511	163,173	61,550	67,222	53,150	—
1975	670,390	460,939	123,605	82,090	12,964	56,260*	56,743	14,298	82,815
1976	1,420,054	621,251	231,965	101,984	25,854	27,515*	53,167	104,115	135
1977	773,860	338,014	95,822	68,002	18,182	25,935*	8,919	10,430	50,229
1978*	733,509	283,082	26,780	90,765	48,582	29,902	7,293	19,211	7,000
合計	8,465,248	4,462,521	1,410,964	1,149,423	401,220	182,708	195,661	214,784	140,179

(注) a) 1~6月合計。 * 中国(台湾は0)。78年中国は5,136千ペソ。

(出所) Board of Investments.

第10表 外国為替収支

(単位 100万ドル)

	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年 ^p
經常収支	-101	-573	-548	-200	-874
商品取引	-370	-1,050	-872	-686	-1,415
輸出	2,519	2,182	2,195	2,556	2,745
輸入	2,889	3,232	3,067	3,242	4,160
非商品取引	285	251	111	260	272
受取 ¹⁾	850	903	872	1,030	1,361
支払	565	652	761	770	1,089
移転収支	186	226	213	226	269
受取	187	228	216	228	271
支払	1	2	3	2	2
資本収支 ²⁾	9	52	387	364	819
長期資本	42	178	268	211	499
流入	417	524	677	771	1,395
流出	375	346	409	560	896
短期資本	-34	-130	113	147	315
流入	244	100	202	245	658
流出	278	230	89	98	343
誤差脱漏	1	4	6	6	5
総合収支	100	-521	-161	164	-55
金融勘定	-110	521	161	-164	55
中銀補償借入	180	445	227	-443	48
借入	490	1,163	1,252	218	348
返済	310	718	1,025	661	300
外貨準備(-)増減	-290	76	-66	279	6
外貨準備 ³⁾	1,503	1,361	1,642	1,525	1,900

(注) 1) 中央銀行の外国借款に関する取引を除く。2) 米政府支出を含む。

3) 中銀準備のみ。p: 暫定数字。

(出所) Central Bank—*Business Day*, Feb. 2, 1978.

第11表 10大輸出入品

(単位 100万ドル)

	輸 出					輸 入			
	1975年	1976年	1977年	1978年 ^a		1975年	1976年	1977年	1978年 ^a
丸太・木材	194.1	203.4	200.4	163.3	非電気機械	654.9	625.3	589.0	498.7
砂糖	580.7	429.2	511.7	164.6	石油, 潤滑油	769.9	890.7	993.2	763.3
銅精鉱	212.1	265.9	267.8	176.8	輸送機器	301.6	276.1	295.1	295.2
コブラ	172.3	149.7	200.5	212.2	卑金属	212.8	245.2	304.9	248.9
ヤシ油	230.3	298.7	412.2	420.4	電気機器	157.0	187.2	137.9	132.2
コブラ・ミール	33.3	54.5	58.2	50.4	穀類, 同製品	175.4	157.7	121.7	96.5
乾燥ココナツ	30.4	37.5	90.0	61.6	爆薬, 化学製品	109.3	115.3	134.7	109.3
ニッケル	32.9	59.5	77.1	47.4 ^b	繊維原料	77.6	80.3	86.7	73.8
金	76.4	65.3	71.3	52.4	化学原料	153.6	141.8	160.0	144.9
バナナ	73.1	75.6	72.5	58.8	金属製造品	93.8	80.9	71.3	65.7
10品目計	1,640.9	1,648.5	1,961.7	1,407.9	10品目計	2,705.9	2,800.5	2,894.5	2,428.5
輸出総額	2,294.5	2,573.6	3,150.9	2,459.1	輸入総額	3,459.2	3,633.5	3,914.8	3,375.5

(注) a: 1~9月 b: 合帳

(出所) Central Bank, *Annual Report* 各年。1978年は *Philippine Economic Indicators*, Nov. 1978.

第12表 最終用途別輸入構成

(単位 100万ドル)

	1972年		1974年		1975年		1976年		1977年		1978年 ^a	
		%		%		%		%		%		%
合計	1,597	100.0	3,143.4	100.0	3,459.2	100.0	3,633.5	100.0	3,914.8	100.0	3,376.5	100.0
生産財	1,452	90.0	2,913.2	92.7	3,187.3	92.1	3,394.6	93.4	3,675.5	93.9	3,169.3	93.8
機械設備			472.3	15.0	675.1	15.9	640.8	17.6	544.5	13.9	476.9	14.1
未加工原材料			746.7	23.8	903.3	26.3	1,006.8	27.7	1,074.1	27.5	854.8	25.3
半加工原材料			1,491.9	47.5	1,471.2	42.5	1,611.8	44.4	1,856.6	47.4	1,685.7	49.9
サブライズ			202.3	6.4	132.7	3.8	135.2	3.7	200.3	5.1	151.9	4.5
消費財	145	9.1	230.1	7.3	271.9	7.9	238.9	6.6	239.3	6.1	207.2	6.2
耐久財			9.5	0.3	15.2	0.5	17.0	0.5	18.6	0.5	18.7	0.6
非耐久財			220.6	7.0	256.7	7.4	221.9	6.1	220.7	5.6	188.5	5.6

(注) a: 1~9月。

(出所) Central Bank, *Annual Report* 各年。1978年は *Philippine Economic Indicators*, Nov., 1978.

第13表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米		国		日		本		西ヨーロッパ ^b		(アジア日本を除く) ^c					
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 入		輸 出			
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%		
1951~55	336.7	70.4	252.1	63.9	28.8	6.0	45.6	11.6	33.4	7.0	69.8	17.7	44.0	9.2	6.2	1.6
1956~60	282.4	50.3	264.3	53.6	94.0	16.7	100.6	20.4	78.7	14.0	59.4	19.3	64.5	11.5	14.5	2.9
1961~65	280.2	41.2	316.5	48.0	134.8	19.8	173.1	26.3	118.2	17.4	131.5	20.0	72.8	10.7	26.7	4.0
1966	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	246.3	31.9	145.1	17.0	157.9	19.1	72.2	8.5	43.9	5.5
1967	362.7	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9	175.4	16.5	105.9	12.9	91.2	8.6	69.0	8.5
1968	372.2	32.4	391.5	45.6	326.7	28.4	283.3	33.0	220.9	19.2	96.3	11.3	87.9	7.5	69.8	8.2
1969	320.2	28.3	360.3	42.2	336.7	29.8	328.8	39.2	237.0	20.6	78.1	9.1	88.0	7.7	64.7	6.8
1970	315.1	28.9	440.2	41.5	344.9	31.6	420.8	39.6	199.3	18.3	98.9	9.3	78.7	8.0	82.4	7.8
1971	291.2	24.6	459.6	40.4	395.1	30.3	398.6	35.1	211.0	17.8	137.2	12.1	213.9	18.0	97.9	8.6
1972	312.6	24.8	486.0	42.4	390.8	31.0	373.4	32.6	179.5	14.2	164.1	14.3	180.9	14.4	76.4	6.7
1973	449.5	28.2	676.0	35.8	518.5	32.5	674.5	35.8	206.2	12.9	230.6	12.2	187.8	11.8	148.4	7.9
1974	733.0	23.3	1,156.7	42.4	864.6	27.5	949.2	34.8	386.7	12.3	323.4	11.9	303.5	19.7	122.1	4.5
1975	754.2	21.8	664.3	29.0	966.3	27.9	865.0	37.7	429.4	12.4	371.6	16.2	391.3	11.3	143.5	6.2
1976	801.8	22.1	924.4	35.9	976.4	26.9	621.5	24.1	438.0	12.1	484.2	18.8	488.2	13.4	207.8	8.1
1977	799.2	20.4	1,112.4	35.3	975.3	24.9	726.6	23.1	469.6	12.2	582.6	18.5	589.8	15.0	271.9	8.6
1978 ^a	641.5	21.4	693.5	32.3	782.4	26.0	525.6	24.5	n. a.							

(注) a: 1~8月暫定数字。b: 1970~78年は EC。c: 1970~78年は日本、イラン、ソ連、中国を除く ESCAP 諸国。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1976, *Annual Report*, 1976, 76年は *CB Review*, 30 Aug. 1977.第14表 対外債務残高^a

(単位 100万ドル)

	77年末残高	78年中取引			78年末残高 ^p
		取得額	返済額	調整 ^d	
総計	6,562.7	4,561.9	3,411.3	68.2	7,781.5
中央銀行	325.3	550.1	123.0	—	752.4
↳ 回 転 信 用	—	220.5	121.2	—	99.3
↳ 定 期 信 用 ^b	325.3	329.6	1.8	—	653.1
政府部門	2,626.1	1,735.5	1,250.6	52.5	3,163.5
↳ 回 転 信 用	250.5	917.0	893.7	(20.4)	253.4
↳ 定 期 信 用	2,375.6	818.5	356.9	72.9	2,910.1
IMF引出し	172.9	—	81.5	—	91.4
IMF石油融資	176.0	51.5	—	—	227.1
IMF拡充融資	182.4	21.2	—	—	203.6
IMF信託基金	19.3	59.4	—	—	78.7
緩衝在庫融資	—	45.9	—	—	45.9
その他 ^c	1,825.0	640.9	275.4	72.9	2,263.4
民間部門	3,611.3	2,276.3	2,037.7	15.7	3,865.6
↳ 回 転 信 用	677.6	1,521.4	1,229.8	(122.2)	847.0
↳ 定 期 信 用	2,933.7	754.9	807.9	137.9	3,018.6

(注) a: IMFの SDR 割当 5930万ドルを除く。b: 民間部門に対する中央銀行の農村銀行/世銀貸付を除く。c: 民間部門に対する再貸付借款を除く。d: 前年までの取得および返済からなる。p: 暫定数字。

(出所) 中央銀行—*Bulletin Today*, Dec. 31, 1978.